



第2期 千歳市子ども・子育て 支援事業計画

素案

令和2年3月
千歳市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	3
1 計画策定の背景	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画の対象と期間	5
4 計画の策定体制	5
第2章 千歳市の現状	9
1 子ども・子育てを取り巻く環境	9
2 第1期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況	25
3 今後の課題	26
第3章 計画の基本的な考え方	30
1 子ども・子育てビジョン（基本理念）	30
2 基本目標	33
3 施策の体系	35
4 主要施策	36
第4章 量の見込みと提供体制の確保等	41
1 教育・保育提供区域	41
2 将来の子どもの人口の見通し	43
3 幼児教育・保育事業	44
4 地域子ども・子育て支援事業	48
5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	64
6 その他個別施策の指標	67
第5章 目標の実現に向けた個別施策の展開	71
基本目標 1 子どもが自己肯定感と幸福感を抱ける環境の充実	71
基本目標 2 安心して子どもを産み育てられる環境の充実	82
基本目標 3 子どもの安心・安全の確保と子育てしやすい環境の充実	113
基本目標 4 配慮を要する子どもと家庭への支援	119
基本目標 5 人口10万人を目指す「子育てするなら、千歳市」、「売り込め！千歳」の推進	132

第6章 計画の推進にあたって	140
1 計画の進捗管理	140
2 計画推進に向けた関係機関の役割	140
3 財政基盤の確立	140

第 1 章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

平成30年の全国の合計特殊出生率は1.42であり、急速な少子化により子どもの数が減少しているにもかかわらず、核家族化や共働き世帯の増加などにより、保育所等では待機児童の増加が社会問題化しています。

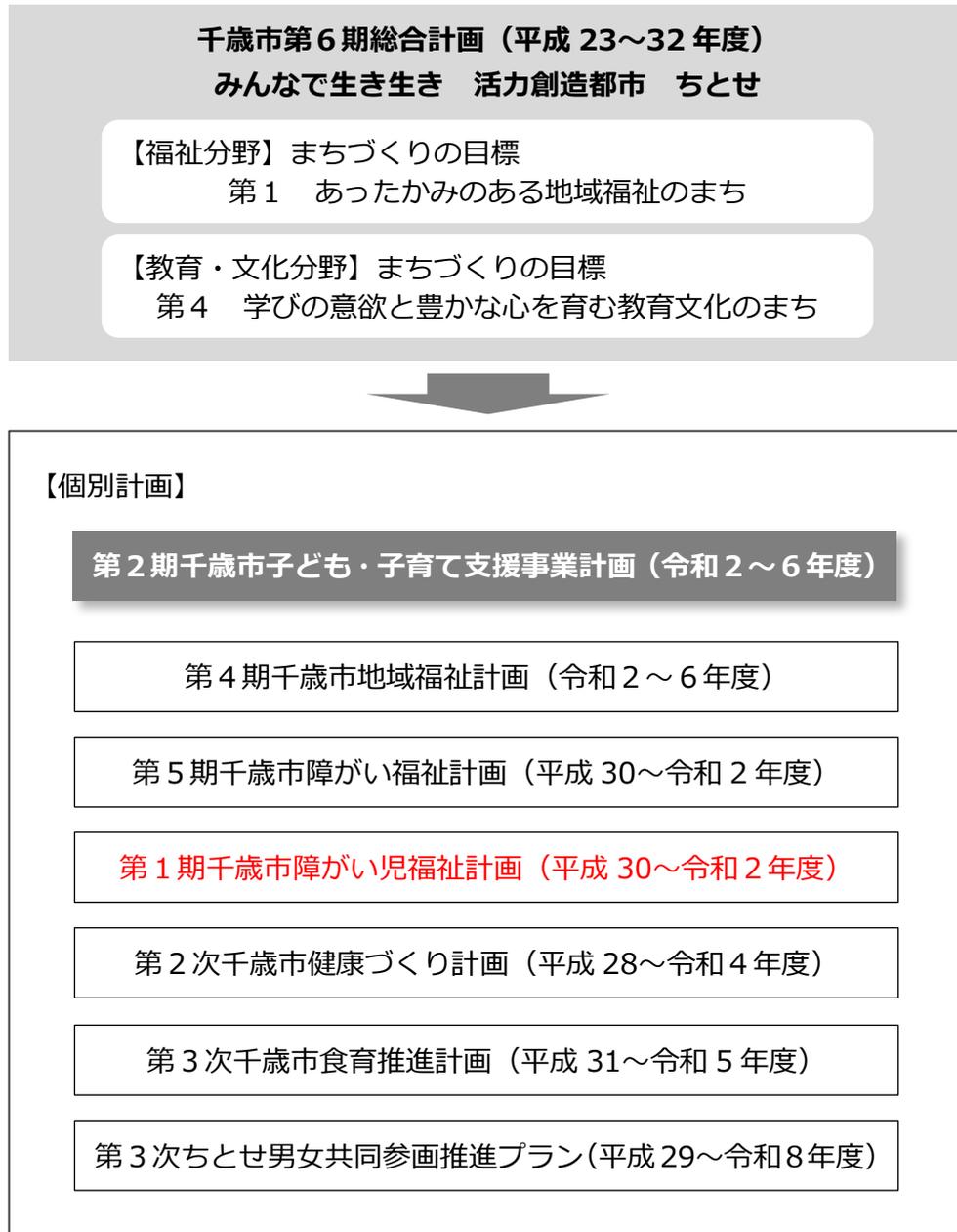
また、平成30年9月には「新・放課後子ども総合プラン」を公表し、共働き家庭等の小学校1年生の壁や待機児童を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業の計画的な整備等を推進する方針が示されました。

平成29年12月には、幼児教育・保育や高等教育の無償化などを盛り込んだ「人づくり革命」と、「生産性革命」の2本柱の新しい経済政策パッケージを閣議決定しました。その中では、「幼児教育・保育の無償化」を2兆円規模で実施し、その財源は令和元年10月の消費税増税分の使途変更などで確保するとなっています。幼児教育・保育の無償化については令和元年10月から実施し、令和2年4月から高等教育を含めて全面実施される計画となっています。

千歳市においては、第1期計画の改定時期を迎えることから、核家族化の進展、女性就業率の増加に伴う保育需要の拡大といった社会情勢や、市民ニーズの変化を施策に反映するために、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とした「第2期千歳市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項の「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけられています。国から示された「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づき、千歳市が取り組むべき方策と達成しようとする目標や実施時期を定め、千歳市総合計画や関連する個別計画と整合する計画となります。



3 計画の対象と期間

(1) 計画の対象

本計画は、子どもとその家庭、地域、企業（事業所）、行政など、子ども・子育てに関わる全ての個人及び団体を対象とします。

また、本計画において「子ども」とは、概ね18歳までを指します。

(2) 計画の期間

本計画は、「子ども・子育て支援法」に基づき、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画期間とします。

	2019年度 (平成31)	2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)
第1期 子ども・子育て 支援事業計画	計画期間 H27-31					
第2期 子ども・子育て 支援事業計画	見直し	計画期間				

4 計画の策定体制

(1) 各種アンケート調査の実施（平成30年12月～平成31年1月実施）

子ども・子育て支援に関するサービスの利用実態等を把握し、その量的及び質的なニーズを把握するため、国の基本指針に基づき、千歳市内に居住する就学前児童及び小学生がいる世帯を対象にアンケート調査を実施しました。

(2) パブリックコメントの実施（令和元年12月～令和2年1月実施）

市のホームページ等で計画素案を市民のみなさまに公表し、ご意見をいただき、計画へ反映させるためにパブリックコメントを実施しました。

(3) 千歳市子育てママ応援会議

『子育てするなら、千歳市』の施策の促進を図るため、仕事や家庭、地域社会など働く女性を取り巻く様々な社会環境や既存制度を、女性の視点で官民一体となって検討する「千歳市子育てママ応援会議」において、子育て中の女性の活躍促進及び支援に関することについて、当事者の生の声を取り入れることを重視しながら課題を検討し、施策を提言しました。

会議内容は「千歳市子ども・子育て会議」に報告しています。

(4) 千歳市子ども・子育て会議

「子ども・子育て支援法」に基づき、子ども・子育て支援に関する事業計画の策定などについて、子どもの保護者を含む子育て支援当事者などの意見を聞くため、「千歳市子ども・子育て会議」において審議を行いました。(令和2年3月までに計5回の会議を開催)

会議は、子どもの保護者をはじめ、学識経験者、教育・保育従事者、事業者から選出した委員により構成されています。

(5) 千歳市保健福祉調査研究委員会

本計画は千歳市総合計画をはじめ、各種個別計画と調和のとれた計画とするため、保健福祉の推進にあたり、総合的に調査・研究を行うための千歳市保健福祉調査研究委員会においても、審議を行いました。

第 2 章 千歳市の現状

第2章 千歳市の現状

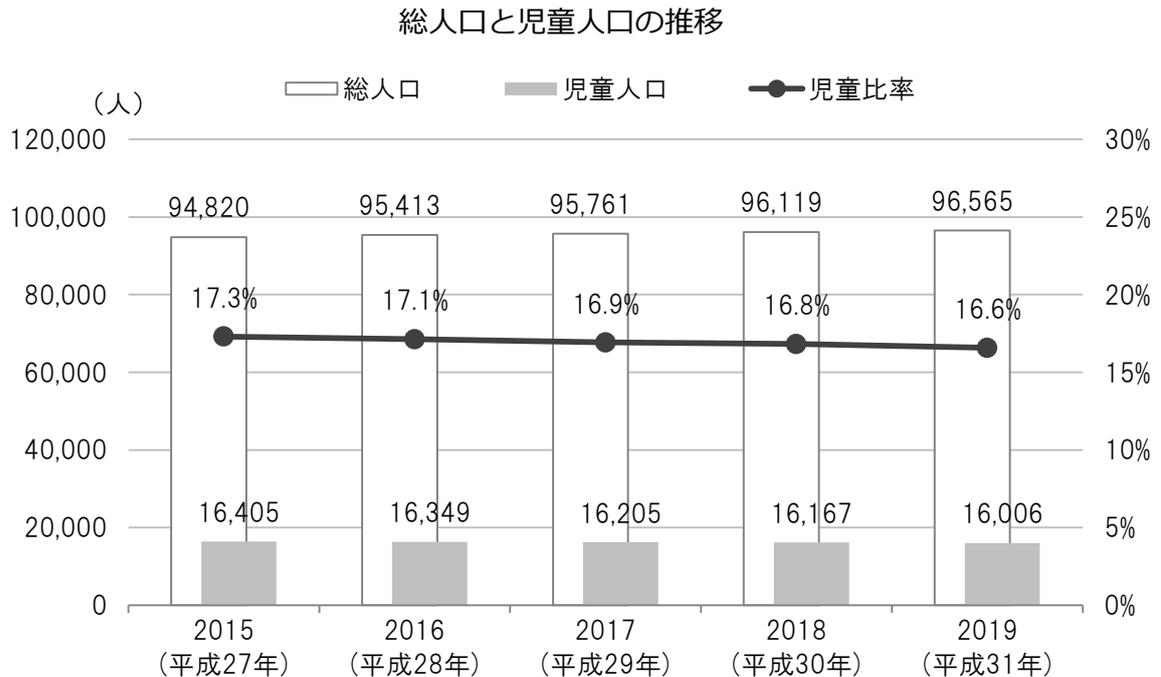
1 子ども・子育てを取り巻く環境

(1) 人口と世帯の状況

① 総人口と児童人口

千歳市の人口は増加を続けており、2019年（平成31年）には96,565人となっています。しかし、児童人口（0～17歳）、児童数比率はともに減少傾向となり、2019年（平成31年）には16,006人、16.6%まで減少しています。

児童人口をさらに細分化してみると、2019年（平成31年）は就学前児童が5,059人、小学生が5,447人、中学・高校生が5,500人となり、就学前児童と小学生はともに減少、中学・高校生は若干の増加がみられます。



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

児童人口の推移

		2015 (平成 27 年)	2016 (平成 28 年)	2017 (平成 29 年)	2018 (平成 30 年)	2019 (平成 31 年)
就学前	0～2歳	2,651	2,701	2,633	2,564	2,389
	3～5歳	2,721	2,686	2,676	2,656	2,670
	計	5,372	5,387	5,309	5,220	5,059
	増減率	－	0.3%	-1.4%	-1.7%	-3.1%
小学生	6～8歳	2,768	2,757	2,755	2,701	2,684
	9～11歳	2,708	2,685	2,700	2,773	2,763
	計	5,476	5,442	5,455	5,474	5,447
	増減率	－	-0.6%	0.2%	0.3%	-0.5%
中学・ 高校生	12～14歳	2,805	2,823	2,776	2,719	2,720
	15～17歳	2,752	2,697	2,665	2,754	2,780
	計	5,557	5,520	5,441	5,473	5,500
	増減率	－	-0.7%	-1.4%	0.6%	0.5%

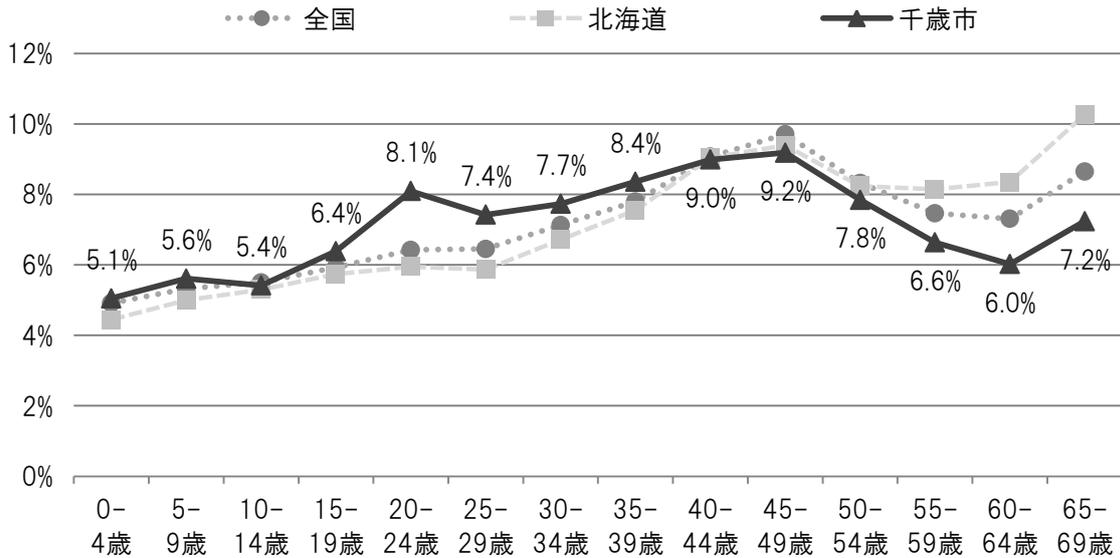
資料：住民基本台帳（各年4月1日）

② 年齢別人口比率

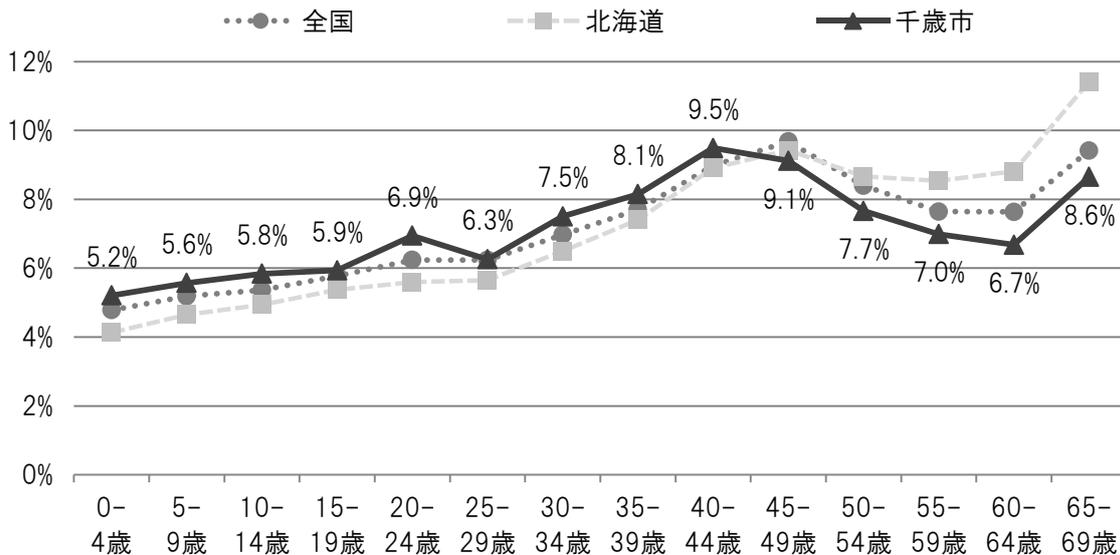
年齢別人口比率について性別で見ると、男性、女性ともに全国・北海道水準と比較して、40代前半までの人口比率が高水準または同等にあります。千歳市の平均年齢は北海道内で最も若い水準にあることは、こうした人口構造からわかります。

また、市内には自衛隊基地があることにより、男性の20～34歳の人口比率が全国・北海道水準よりも高くなっています。

男性の年齢別人口比率



女性の年齢別人口比率



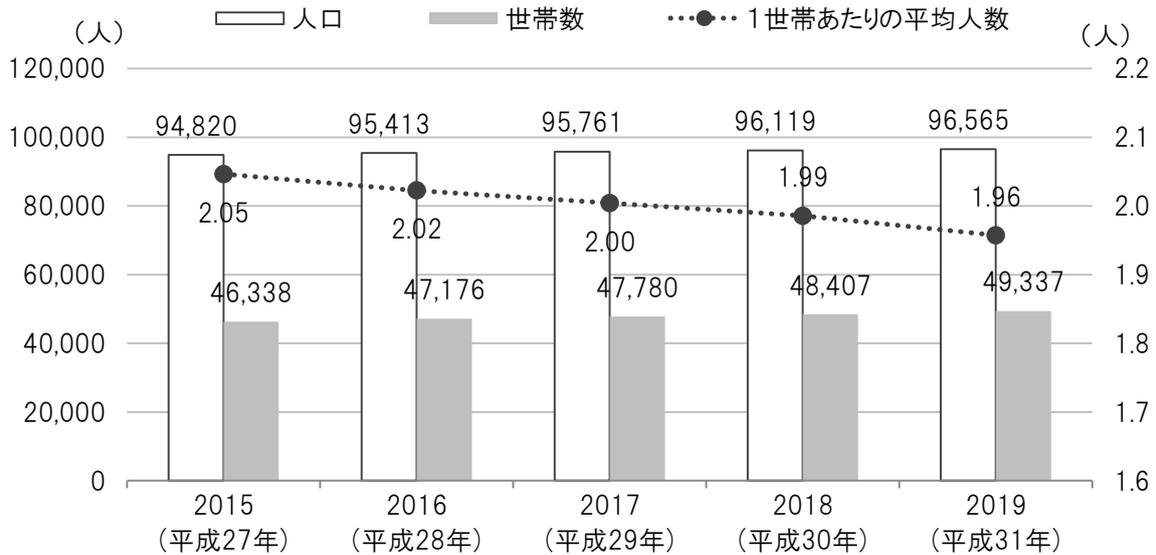
資料：住民基本台帳（平成31年1月1日）

③ 世帯の状況

人口に比べて世帯数は平成 27 年以降増加が著しく、平成 31 年には 49,337 世帯となっています。それに伴い、1 世帯あたりの平均人数は減少を続け、平成 31 年には 1.96 人となっています。

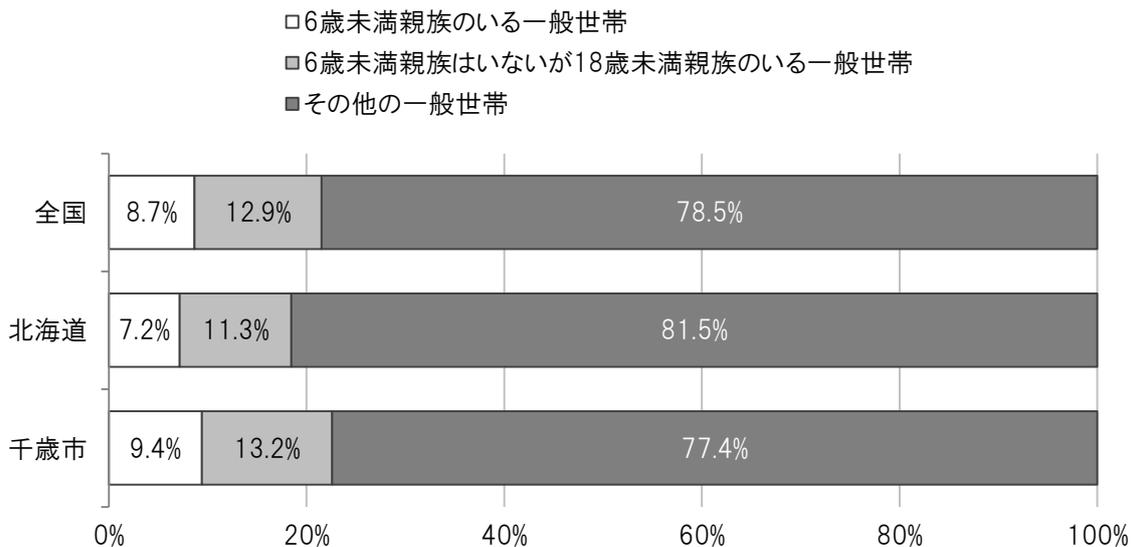
世帯の状況をみると、6 歳未満の子どもがいる一般世帯は 9.4%、6 歳未満の子どもはいるが 18 歳未満の子どもがいる一般世帯は 13.2%となっており、いずれも全国・北海道水準を上回っており、本市は子どもがいる世帯割合が多いことがわかります。

世帯数の推移



資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日）

世帯の状況



資料：国勢調査（平成 27 年）

④ 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

6歳未満の子どもがいる4,100世帯のうち、核家族が3,824世帯(93.3%)となっており、大半が核家族となっています。

6歳未満の子どもが暮らす世帯構造

	世帯数	世帯人員	6歳未満人員	平均子ども数
一般世帯	40,465	91,267	5,385	
6歳未満の子どもがいる世帯	4,100 (100.0%)	15,282	5,385	1.3
核家族	3,824 (93.3%)	14,391	5,044	1.3
夫婦と子どもから成る世帯	3,524 (86.0%)	13,496	4,680	1.3
男親と子どもから成る世帯	14 (0.3%)	44	17	1.2
女親と子どもから成る世帯	286 (7.0%)	851	347	1.2
3世代等	276 (6.7%)	891	341	1.2

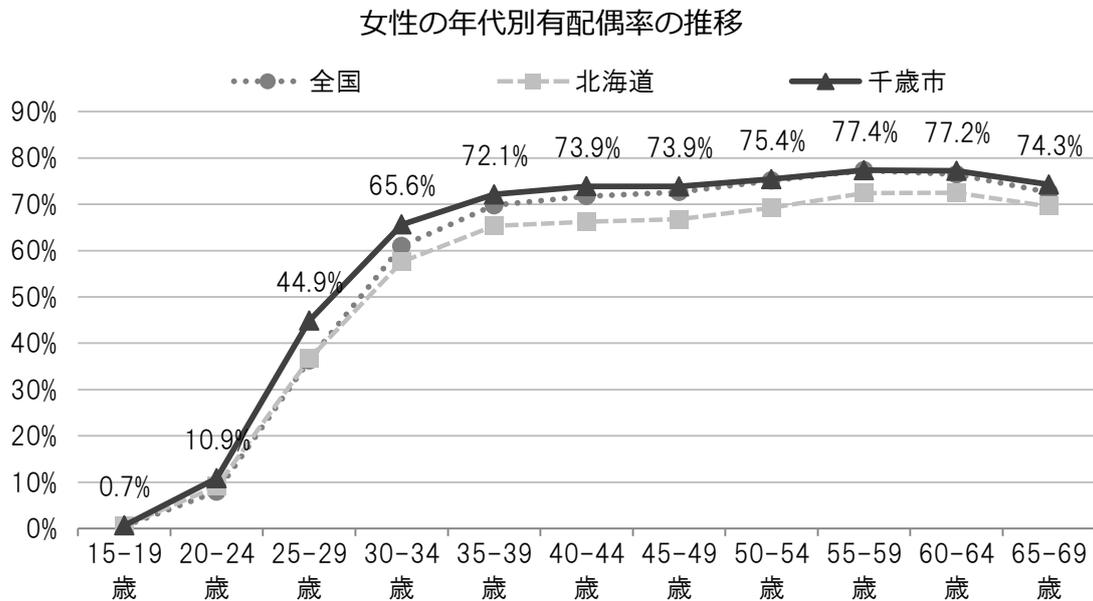
資料：国勢調査（平成27年）

(2) 結婚と出産

① 女性の有配偶率

女性の有配偶率は、全ての年代で全国・北海道水準を上回っていることがわかります。

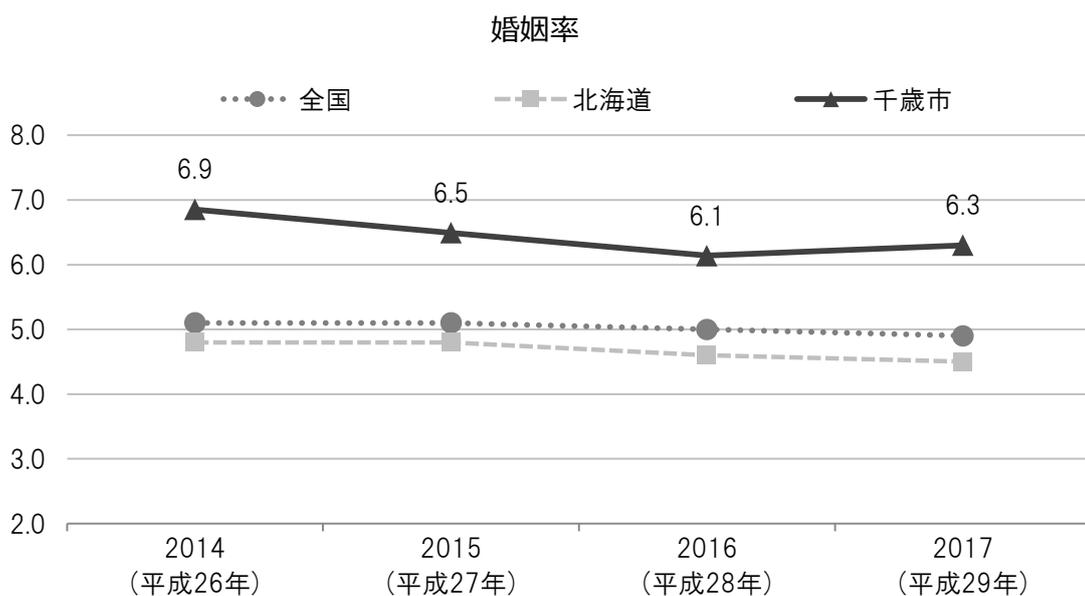
比較的出産の多い 20～44 歳の年代において、千歳市の女性の有配偶率は高水準にあり、特に 25～34 歳では全国・北海道水準とも大きく上回っています。



資料：国勢調査（平成 27 年）

② 婚姻率

婚姻率（人口千人あたりの婚姻者数）は、2016 年（平成 28 年）まで減少が続いていましたが、2017（平成 29 年）には増加しており、全国・北海道水準を大きく上回っています。



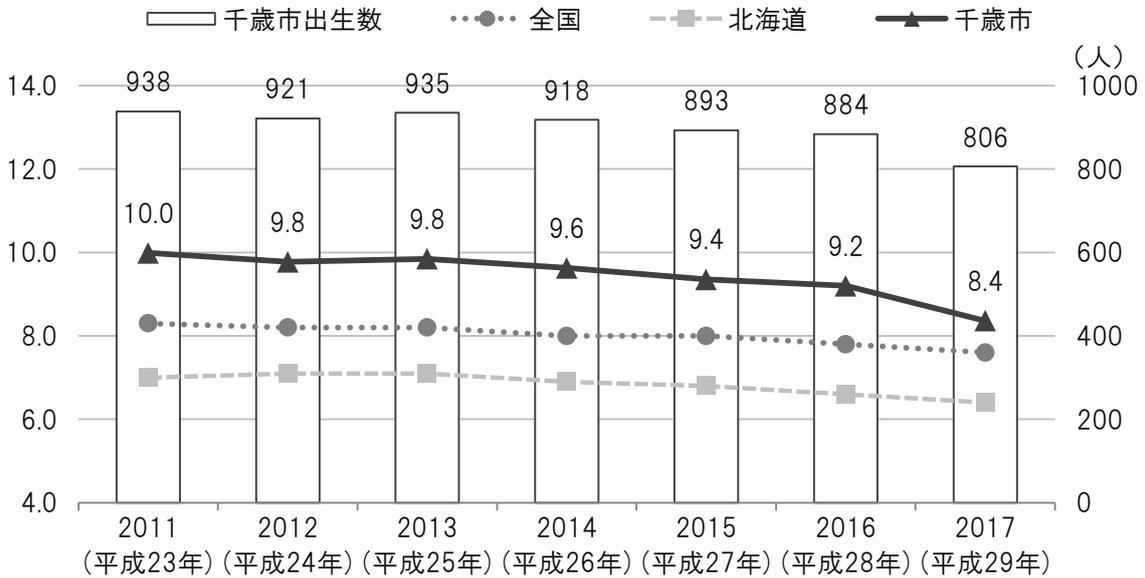
資料：人口動態調査、千歳市資料

③ 出生数・出生率

千歳市の出生数は減少傾向にあり、2017年（平成29年）には806人となっています。

出生率（人口千人あたりの出生児数）も同様に減少傾向にあり、2017年（平成29年）には8.4となっていますが、全国・北海道水準と比較すると上回っていることがわかります。

出生数及び出生率の推移

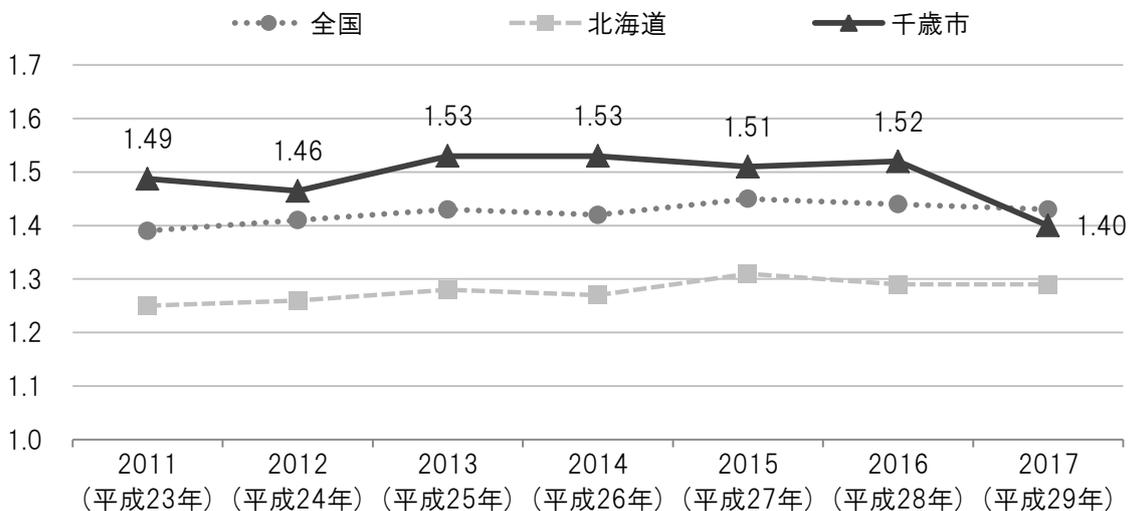


資料：人口動態調査、千歳市資料

④ 合計特殊出生率

合計特殊出生率は、2010年（平成23年）から増減を繰り返しており、2017年（平成29年）には大幅に減少して1.40となっています。2010年（平成23年）から出生率と同様に全国・北海道水準を上回って推移してきていましたが、2017年（平成29年）には全国値を下回っています。

合計特殊出生率の推移



資料：人口動態調査、千歳市資料

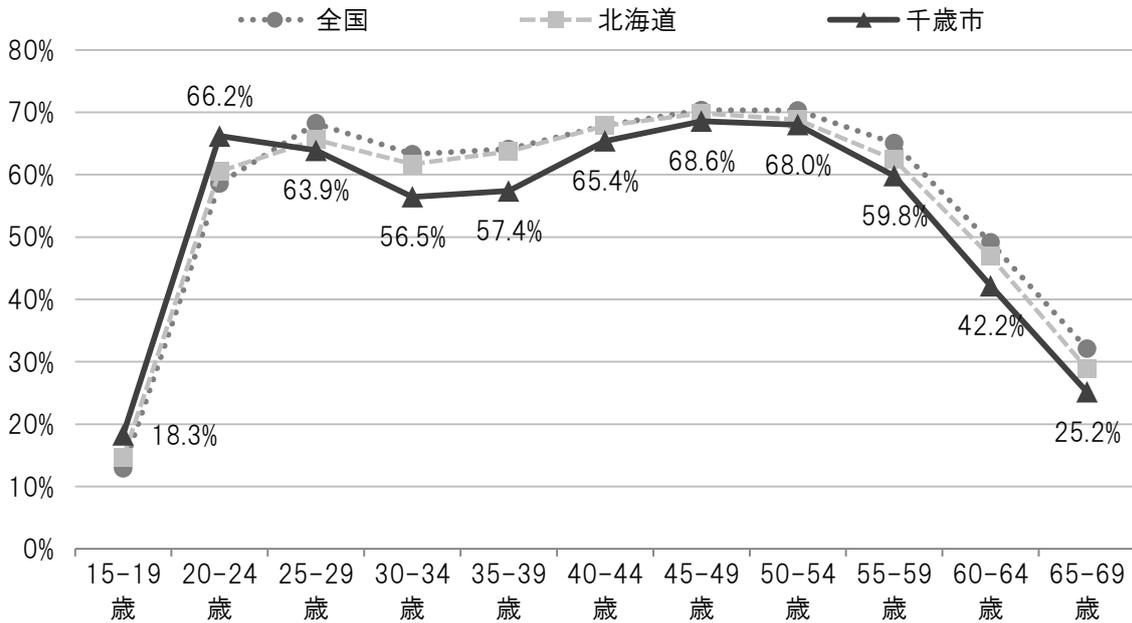
(3) 女性の就業状況

女性の就業状況は、年代別にみると20代前半で就職することで大きく就業率が伸びますが、結婚や妊娠・出産等に伴い離職することで、25～34歳で大きく就業率が減少しています。その後、子育てが落ち着く40代頃から就業する女性が増えはじめ、就業率のピークが2度訪れるM字曲線を描いています。

1度目のピークである20代前半以降は、全国・北海道水準よりも低くなっています。

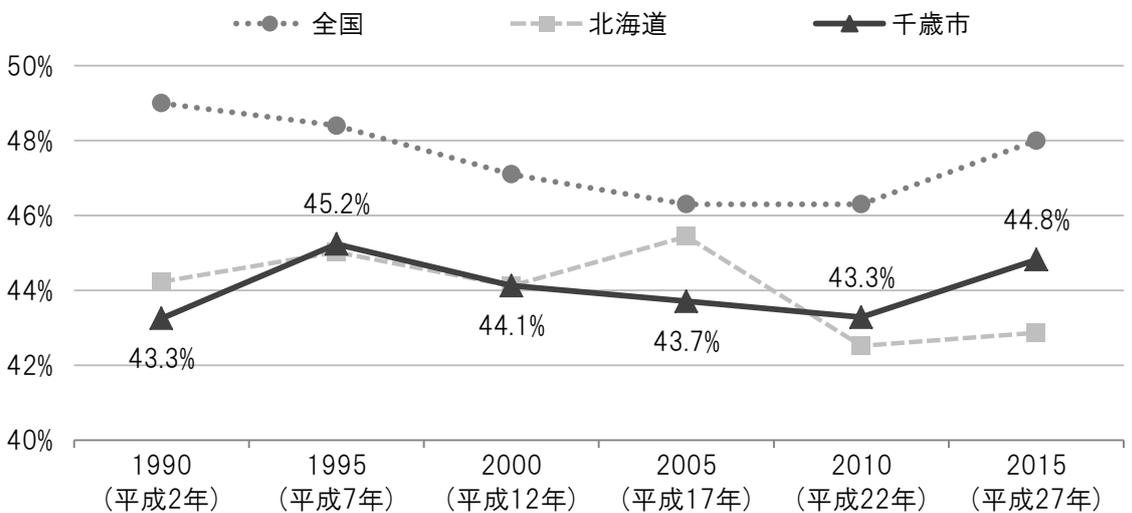
また、経年変化をみると、2010年（平成22年）から全国・北海道・千歳市すべてで女性就業率は増えており、2015年（平成27年）には44.8%で北海道水準よりも高くなっています。

女性の年代別就業率



資料：国勢調査（平成27年）

女性の就業率推移



資料：国勢調査

(4) 教育・保育環境の現状

就学前児童数は減少を続けていますが、教育・保育施設の利用割合は増加しており、2019年（平成31年）には就学前児童のうち63.1%が利用している状況にあります。

利用者実数を認定区分別にみると、1号認定子どもは2016年（平成28年）をピークに減少を続け、2019年（平成31年）には1,746人となっています。2号認定子どもと3号認定子どもは増加傾向にあり、2019年（平成31年）には787人、660人（0歳88人、1～2歳572人）となっています。

就学前児童の教育・保育利用人数の推移

		2015 (平成27年)	2016 (平成28年)	2017 (平成29年)	2018 (平成30年)	2019 (平成31年)	
就学前児童数(人)		5,372	5,387	5,309	5,220	5,059	
利用者 実数 人	1号認定子ども	1,939	1,853	1,837	1,779	1,746	
	2号認定子ども	677	653	661	717	787	
	3号認定 子ども	0歳	60	59	84	70	88
		1～2歳	465	499	517	551	572
	合計	3,141	3,064	3,099	3,117	3,193	
就学前児童に占める割合		58.5%	56.9%	58.4%	59.7%	63.1%	

※各年4月1日現在

(5) 子ども・子育てに関する実態と意向

千歳市の子ども・子育てに関する実態とニーズを把握するため、小学校就学前の子ども及び小学生の保護者を対象とするアンケート調査を実施（配布・回収ともに郵送）しました。

【調査期間】 平成30年12月7日から平成31年1月7日

【回収状況】

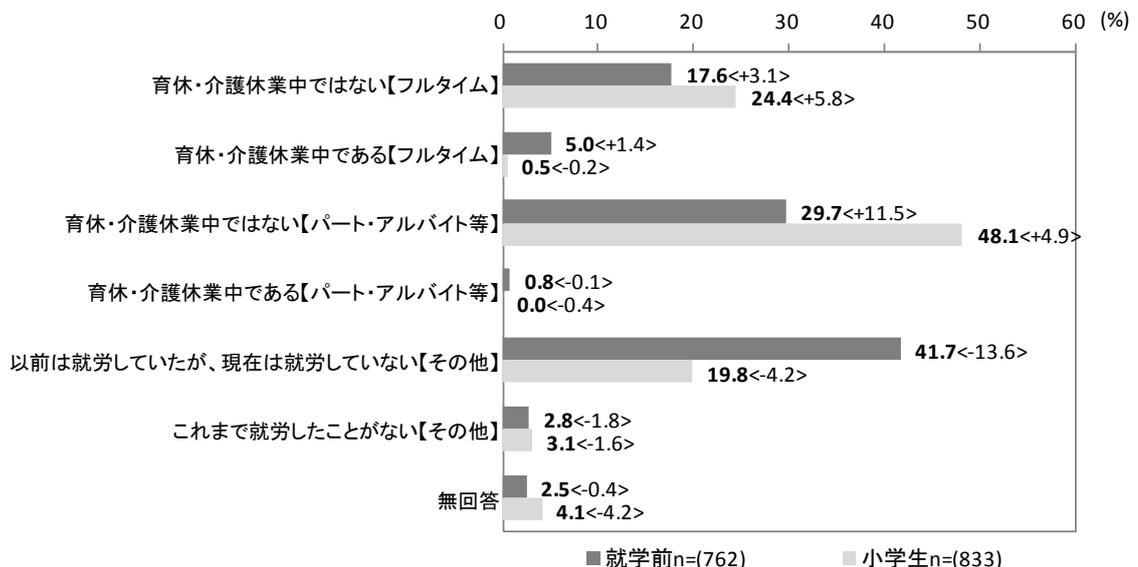
調査票の種類	配布数	回収数	回収率
就学前の子どもの保護者用	1,500 票	762 票	50.8%
小学生の保護者用	1,500 票	833 票	55.5%
合計	3,000 票	1,595 票	53.2%

《お子さんの母親の就労状況》

母親の就労率は、就学前が約5割、小学生が約7割

父親の就労状況は9割以上がフルタイムですが、母親は就学前が「以前は就労していたが、現在は就労していない」が41.7%で約4割を占めています。小学生は「育休・介護休業中ではない（パート・アルバイト等）」が48.1%となっています。

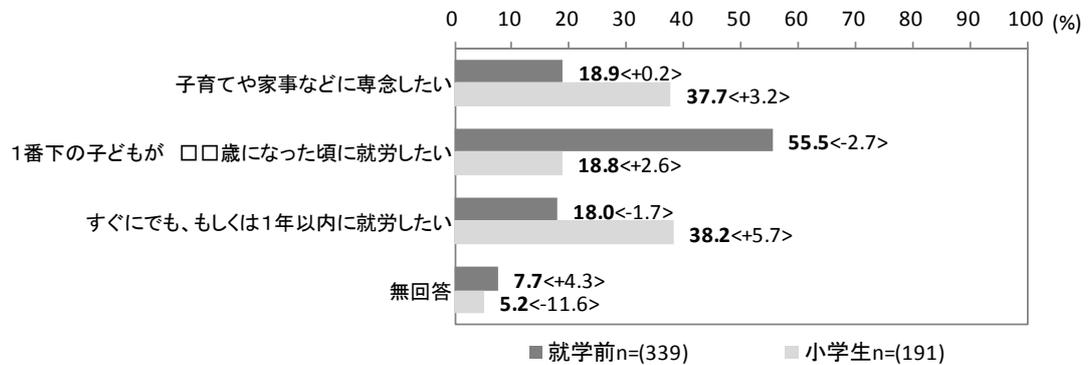
また、5年前の調査結果と比較すると、就学前、小学生ともに就労している割合が高くなっており、働く母親が増えていることがわかります。



《現在就労していない母親の就労希望》

就労希望がある母親は、就学前は約7割、小学生は約6割

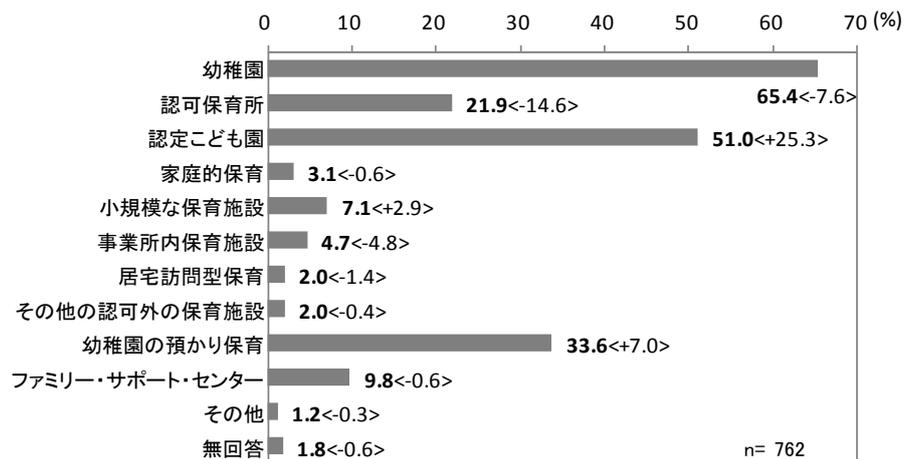
就学前は「1番下の子どもが□□歳になった頃に就労したい」が55.5%で最も多く、小学生は「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が38.2%で最も多くなっています。



《幼稚園や保育所などの平日利用したいと考えている施設や制度》

今後の利用希望は、「幼稚園」が6割以上、「認定こども園」が約5割

現在利用している、していないに関わらず、今後の利用希望は「幼稚園」が65.4%で6割以上を占めています。次いで「認定こども園」が約5割、「幼稚園の預かり保育」が約3割となっています。

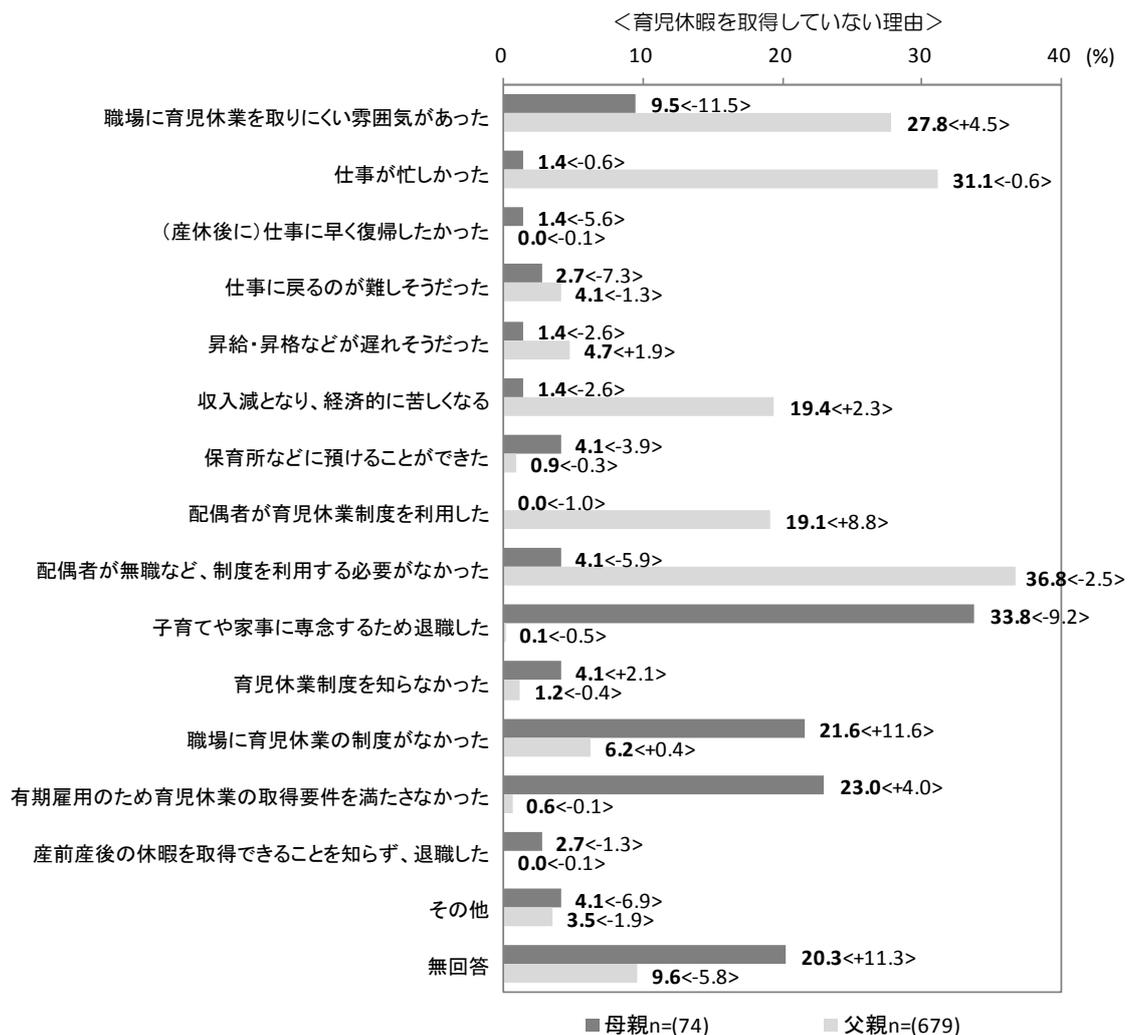


《父母の育児休業を取得していない理由》

育児休業を取得していない理由は、母親で「子育てや家事に専念するため退職した」人が3割半ば

母親は「子育てや家事に専念するため退職した」が33.8%で最も多く、次いで「有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった」が23.0%、「職場に育児休業の制度がなかった」が21.6%となっています。

一方、父親は「配偶者が無職など、制度を利用する必要がなかった」が36.8%で最も多く、次いで「仕事が忙しかった」が31.1%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が27.8%となっています。

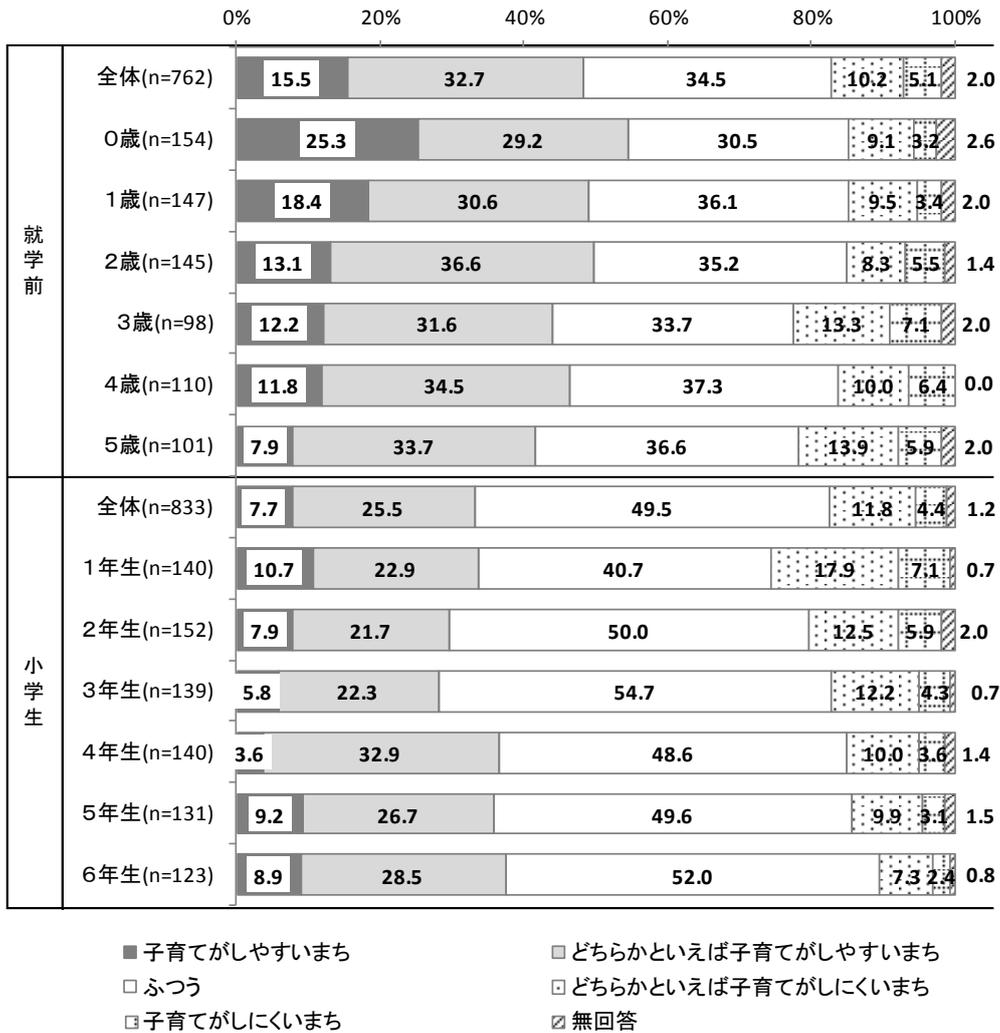


《千歳市の子育てしやすさ》

「子育てしやすいまち」という評価は就学前で約5割、小学生では3割強

就学前では「子育てしやすいまち」が15.5%、「どちらかといえば子育てしやすいまち」が32.7%となっており、合わせると48.2%が“子育てしやすいまち”と評価しています。

一方、小学生では「子育てしやすいまち」が7.7%、「どちらかといえば子育てしやすいまち」が25.5%となっており、合わせると33.2%が“子育てしやすいまち”と評価しています。

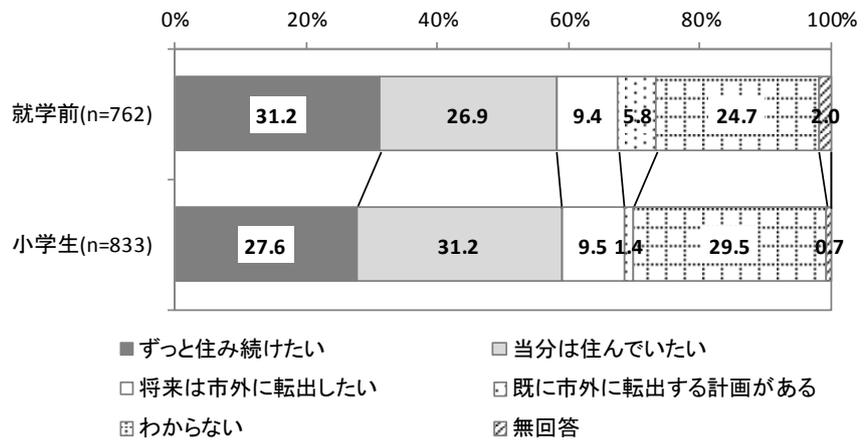


《将来的な千歳市への定住意向》

定住意向は、就学前、小学生いずれも6割弱

就学前では「ずっと住み続けたい」が31.2%、「当分は住んでいたい」が26.9%となっており、合わせると58.1%が定住意向を示しています。

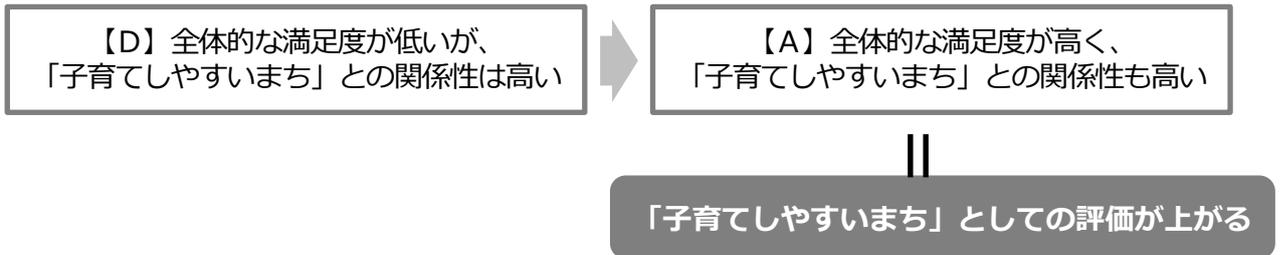
一方、小学生では「ずっと住み続けたい」が27.6%、「当分は住んでいたい」が31.2%となっており、合わせると58.8%が定住意向を示しています。



▶ 「子育てしやすいまち」との関係性が高い取り組みの満足度を上げるために

「子育てしやすいまち」との関係性が高い取り組みは、満足度が上がることで「子育てしやすいまち」としての評価も上がることにつながります。

そのため、各取り組みがポジショニングしてある前頁散布図の“【D】全体的な満足度が低い、「子育てしやすいまち」との関係性は高い”に該当する取り組みを、“【A】全体的な満足度が高く、「子育てしやすいまち」との関係性も高い”象限へと移行させることが重要となります。



アンケート結果より、【D】から【A】に移行させるために、各々ですべきことは以下の具体策が想定されます。

【就学前】

取り組み	具体策
①安心して妊娠・出産を迎えるための環境づくり	妊婦健診を受けやすくする、不妊治療助成
⑦保育所や学童クラブ事業等の保育サービスの充実	保育所数増、希望の園に入れたい、一時保育を利用しやすく
⑧仕事と子育ての両立の推進	両立できる環境整備
⑨働く親が利用できる子育て支援事業の推進	子育て情報の周知不足、相談体制の充実・周知

【小学生】

取り組み	具体策
①安心して妊娠・出産を迎えるための環境づくり	妊婦健診を受けやすくする、不妊治療助成、妊婦教室や産後相談の充実
⑧仕事と子育ての両立の推進	両立できる環境整備
⑨働く親が利用できる子育て支援事業の推進	子育て情報の周知不足、相談体制の充実・周知
⑪次代を担う心身ともたくましい子どもの育成	スポーツ教室や習い事、クラブ等の増、屋内で安心して遊べる場所増

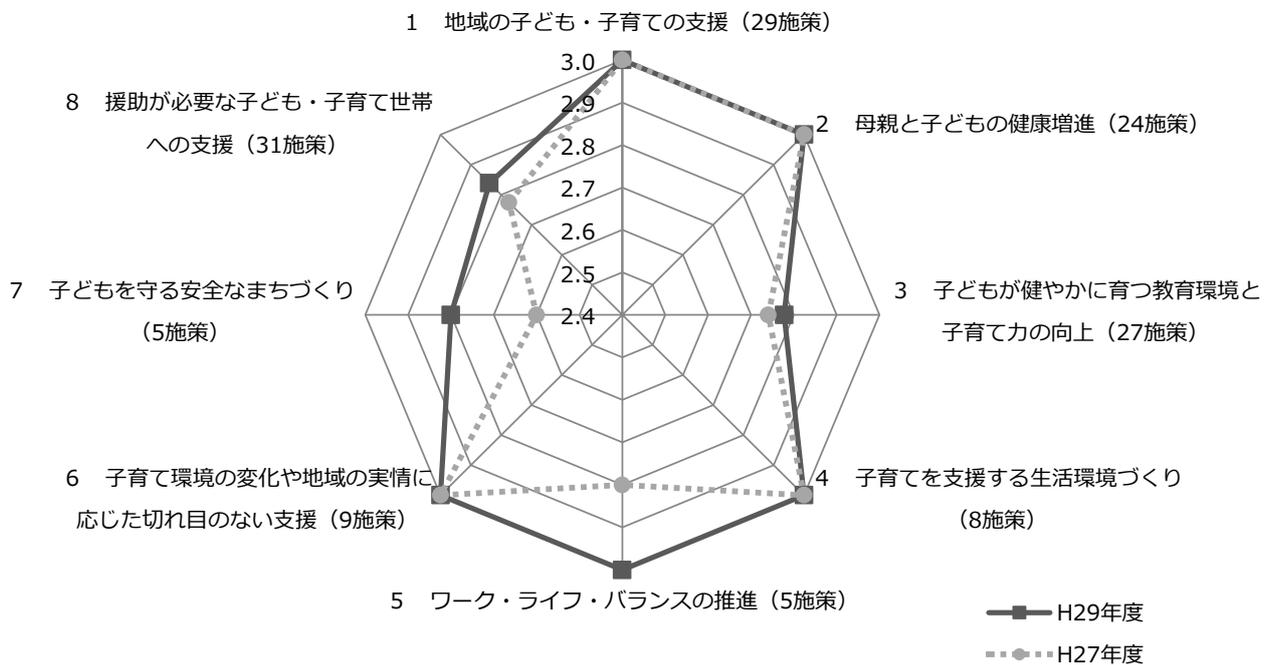
2 第1期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況

本市では、子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づき、平成27年に「第1期千歳市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、その実現に向けて取り組んでいるところです。

現行計画を推進するために、年度ごとに計画の実施状況を把握し、評価を行い、市のホームページへ報告書を掲載しています。

計画初年度である平成27年度と平成30年度の基本目標ごとの施策については、概ね計画通りに進捗しており、各施策は着実に推進されています。

進捗状況	指数
達成・実施	3
達成に近い・大半を実施	2
未達成に近い・僅かに実施	1
未達成・未実施	0



3 今後の課題

■ 保育・教育サービスの充実

- ✓ 市では児童数の減少がみられるなか、女性の就業率の増加にともない、保育ニーズが高まっている状況にあります。
- ✓ アンケート結果から、就学前、小学生ともにフルタイム、パート・アルバイト等の就労が平成26年に比べて増えています。また、現在就労していない母親も、将来的に就労を希望する人が半数以上いる状況にあります。
- ✓ また、充実してほしい取り組みについて、保育所や学童クラブ事業等の保育サービスの充実を求める声が多くみられ、今後は、ニーズに対応した保育・教育の提供量を確保するとともに、子ども一人ひとりに寄り添った保育・教育を提供することができるようサービスを充実していくことが大切です。

■ 仕事と子育ての両立の推進

- ✓ 女性の就業率向上、就労希望の向上にともない、仕事と子育てが両立できる環境を整えることは不可欠とされています。
- ✓ アンケート結果からは、育児休業を取得していない理由として、母親は育児休業の取得要件を満たしていなかったことや、育児休業の制度がなかったことが多く、父親は仕事の忙しさや育児休業を取りにくい雰囲気があることが多くあげられていました。
- ✓ 今後は、結婚、出産、子育てをしながら安心して働くことができるよう、子育て支援に限らず、仕事と子育て、生活のバランスを保つための支援が必要です。

■ 子育てに対する切れ目のない支援

- ✓ 子育てに対しての不安や負担を抱える親は多く、これらを解消するためにも、妊娠期から子育て期まで、継続した相談・支援が受けられることは重要です。
- ✓ アンケート結果からは、子育てを気軽に相談できる人がいない人は、就学前保護者で5.5%、小学生保護者で13.1%いることから、悩みを一人で抱え込んでいることが見受けられます。
- ✓ また、安心して妊娠・出産を迎えるための環境づくり（妊婦検診、妊婦教室、特定不妊治療費助成等）は就学前、小学生保護者ともにさらなる充実を求めています。
- ✓ 子育て家庭の状況に応じた情報提供、きめ細やかな相談により、親の育児不安・負担の軽減を図り、妊娠前から妊娠後、子育て期まで各段階に応じた切れ目のない支援を行うことが重要です。

■ 子育ての不安解消と適切な支援

- ✓ 少子化や核家族の増加により、地域とのつながりが希薄化することや、日常的に子どもの面倒をみてもらえる親族や知人がいる家庭は少なくなりつつあります。
- ✓ アンケート結果からは、子育てに不安や負担を感じる人は6割以上と高くなっています。
- ✓ また、共働き家庭の増加による保育所や学童クラブ事業等の保育サービスの充実、ランドセル来館の充実、たくましい子どもの育成（各種スポーツ教室）等を求める声も多く、各サービスの利便性向上を図ることが必要です。
- ✓ さらに、虐待や貧困などの問題を抱える子どもや、障がいのある子どもなど、個々の事情や状況に応じた、適切な支援を行うことも重要です。

第 3 章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 子ども・子育てビジョン（基本理念）

子どもは、将来の千歳市を担う大切な宝であり、子どもの幸せは市民全体の願いです。

子ども・子育て支援法が法の目標に掲げる「一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与する」ことは、市の政策を考える上で普遍的なテーマであり、時代に合った子育て家庭の要請に応え、当市に相応しい子育て施策を展開することは、少子化に歯止めをかけ、よりいっそう飛躍するための最重要事項の一つであります。

このことから、本計画では、「子どもの視点」、「子育てに寄り添う視点」、「子育て家庭と地域の視点」、「千歳の将来の視点」の4つのビジョン（基本理念）を掲げます。

**子どもが幸せを実感し、子育て家庭の笑顔があふれる、
みんなで子育てのまち**

基本的な視点：1 子どもを健やかに育む視点

子どもの最善の利益が実現されるまちづくりをめざします

0歳から就学までの乳幼児期は、しっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感を醸成し、人との関わりや基本的な生きる力を得るための人間形成の基礎を培う大切な時期です。

就学後の学童期は、心身の健全な発達を通じて、一人一人がかけがえのない個性ある存在として認められながら、育まれるための環境を整備することが大切です。

また、中高校生においても、次代の親となる世代としての認識のもとに、豊かな人間性を育み、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った関わりが必要です。

こうした、子どもの成長の段階に応じた育ちや個性を踏まえて、一人一人の子どもにとって適切で質の高い環境づくりを進めることで、すべての子どもが健やかに育つまちをめざします。

基本的な視点：2 子育て家庭を妊娠・出産・子育てまで切れ目なく支える視点

子育ての孤立感や負担感を軽減し、安心して子育てができる環境をめざします

千歳市は、年間に約6千人の市民が転出入するという地域特性があり、子育てについて身近に相談できる相手がいない方や子育てに孤立感を持つ親が多いと言われています。

子どもの成長段階に応じて、子育ての不安は常に変化していきませんが、子育ての孤立感や負担感を軽減し、「子育てが楽しい」と感じることでできるきめ細やかな支援を行い、安心して子育てができる環境をめざします。

基本的な視点：3 子どもと子育て家庭をみんなで支える視点

保護者が喜びと安心を実感できる地域全体で子育てを支えるまちをめざします

本来、子育ては、保護者が子どもに限りない愛情を注ぎ、尊い命に感謝し、日々の成長の姿に感動しながら、親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす営みであり、家庭は、そのための中心となる場所です。

一方で、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭や非正規雇用の増加など、子どもを取り巻く家庭環境は変化しています。このような現状においては、家庭の中のみならず、地域や社会全体が、保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるなどの支援が大切です。

保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識のもとで、子育ての権利を享受することができるよう、そして、保護者が自己肯定感を持ちながら、喜びを感じ、安心して子育てをできるよう、地域全体で子育てを支えるまちづくりをめざします。

基本的な視点：4 「子育てするなら、千歳市」、 子育て世代から選ばれるまちを目指す視点

子ども・子育て支援から将来の千歳の発展をめざします

少子化の進展に伴う人口減少は全国の自治体における重要な課題として受け止められている中、市は人口が減少してから少子化対策を実施するのではなく、新制度を先取りする形で、基本コンセプトを「子どもの健やかな成長」、「子育て世代の移住・定住促進」、「女性の妊娠・出産、就業の支援」、「住民のワーク・ライフ・バランスの向上」、「家庭や地域での子育て力の向上」と定める“子育てするなら、千歳市”の施策を展開しています。

本計画においても、“子育てするなら、千歳市”の考え方に即し、地域全体が子育て世代を応援する取組として、当市で子育て中の親が「もう一人子どもを産み、育てたい」と感じる施策や、次代を担う若い世代が「千歳市で子育てをしたい」という希望を持てる環境づくりを進めることで、子育て世代に選ばれるまちづくりをめざします。

子ども・子育てビジョン(基本理念)

《視点1》
子どもの
視点

子どもを健やかに育む視点
子どもの最善の利益が実現される
まちづくりをめざします

《視点2》
子育て家庭
の視点

**子育て家庭を妊娠・出産・子育てまで
切れ目なく支える視点**
子育ての孤立感や負担感を軽減し、
安心して子育てができる環境をめざします

子ども・子育て
4つの視点

《視点3》
子育て家庭と
地域の視点

**子どもと子育て家庭を
みんなで支える視点**
保護者が喜びと安心を実感できる
地域全体で子育てを支えるまちをめざします

《視点4》
千歳の将来
の視点

**「子育てするなら、千歳市」、
子育て世代から選ばれるまちを目指す視点**
子ども・子育て支援から
将来の千歳の発展をめざします

2 基本目標

子ども・子育て支援法の「基本指針」を踏まえ、これまでの「第1期子ども・子育て支援事業計画」からの施策を継続するとともに、千歳市の将来を見据えた独自の施策展望を加えて、次の5つの基本目標を定めます。

基本目標 1 子どもが自己肯定感と幸福感を抱ける環境の充実

学校・家庭・地域など、様々な分野が連携し、子どもが思いやりの心を持ち、幸福感を持ちながら健やかに育つことができるよう、家庭や地域における子育て力の向上のための効果的な取組を推進します。

基本目標 2 安心して子どもを産み育てられる環境の充実

家庭や子どもを持ちたい方が、安心して産み育てることのできる環境を整備するため、保健、医療、福祉など様々な分野が連携し、保護者と子どもの健康の増進を図るとともに、子どもの成長過程に応じて、子育て支援が途切れることのないようきめ細やかな支援を推進するとともに、すべての子育て世帯のライフスタイルに応じて、仕事と子育ての両立できるようワーク・ライフ・バランスを推進します。

また、すべての子育て世帯に対する質の高い幼児教育・保育の提供や地域の子ども・子育て支援事業を提供するため、計画的な提供体制を確保します。

基本目標 3 子どもの安心・安全の確保と子育てしやすい環境の充実

すべての子どもとその保護者がのびのびと安心して生活ができるように、子育てにやさしい環境の確保を図るとともに、社会全体で子どもの防犯を推進します。

基本目標

4

配慮を要する子どもと家庭への支援

すべての子どもが健やかに成長できるように、児童虐待防止に向けた体制を強化するとともに、いじめや不登校、児童虐待など、心のケアを必要とする子どもに対する相談体制の充実を図ります。

また、ひとり親家庭の支援のほか、障がい（発達障がいを含む）のある子どもの支援を行うなど、援助が必要な子育て世帯への支援を推進します。

基本目標

5

人口 10 万人を目指す「子育てするなら、千歳市」の推進

市では人口増加対策をまちづくりの最重要課題と位置づけ人口 10 万人を目指した取組を実施していますが、子育てにおいても、子育て世代が「もう一人子どもを産み育てたい」「このまちで子育てをしたい」と実感できる子育て環境を整備し、「子育て世代に選ばれるまち」となることを推進します。

3 施策の体系

基本理念	基本的な視点	基本目標	基本施策
子どもが幸せを実感し、子育て世代の家庭があふれる、みんなで子育てのまち	視点：1 子どもを健やかに育む視点	1 子どもが自己肯定感と幸福感を抱ける環境の充実	(1) 次代の親の育成 (2) 学校の教育環境等の整備 (3) 家庭や地域の教育力の向上 (4) 児童の健全育成 (5) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
	視点：2 子育て家庭を妊娠・出産・子育てまで切れ目なく支える視点	2 安心して子どもを生き育てられる環境の充実	(1) 地域の子育て支援サービスの充実 (2) 保育サービスの充実 (3) 子育て支援のネットワークづくり (4) 地域における人材育成 (5) その他の子育て支援の推進 (6) 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実 (7) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実 (8) 「食育」の推進 (9) 小児医療の充実 (10) 仕事と子育てを両立するための環境整備 (11) 仕事と子育てを両立するための意識啓発 (12) 家庭を持つ希望をかなえる環境の整備 (13) 妊産婦を応援する環境の整備 (14) 子育て支援の利用につなげるきめ細やかな取組の推進
	視点：3 子どもと子育て家庭をみんなで支える視点	3 子どもの安心・安全の確保と子育てしやすい環境の充実	(1) 良質・良好な居住環境の確保 (2) 子育てにやさしい環境の整備 (3) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 (4) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
	視点：4 「子育てするなら、千歳市」、子育て世代から選ばれるまちを目指す視点	4 配慮を要する子どもと家庭への支援	(1) 児童虐待防止対策の充実 (2) 心のケアを必要とする子どもへの支援の充実 (3) ひとり親家庭の自立支援の充実 (4) 障がいのある子ども等への支援の充実 (5) 経済的支援の充実
			5 人口10万人を目指す「子育てするなら、千歳市」の推進

4 主要施策

本市は、定住促進策の一つとして、『子育てするなら、千歳市』の施策に取り組んでおり、次に掲げる全21事業を、本計画における主要施策として位置づけて推進します。

主要事業1 学童クラブ事業の拡充

保護者の就労等により留守家庭となる小学生が利用する「学童クラブ」の対象学年を平成26年度から小学4年生まで拡大し、定員を300人増員しました。平成27年度からは子ども・子育て支援制度の施行に合わせ、対象学年を小学6年生まで拡大するほか、学童クラブの需要が増えている北陽小学校区における増設を図ります。

主要事業2 「ランドセル来館」の実施

保護者の就労、介護、出産などで、保護者が留守になる小学生のために、放課後にランドセルを背負ったまま児童館に直接来館できる登録制の「ランドセル来館」をすべての児童館で実施します。(利用料は無料)

主要事業3 地域子育て支援センターの拡充

市内3か所の地域子育て支援センターに加え、市内7か所の児童館に地域子育て支援拠点事業(連携型)を展開し、「自宅から遠い」、「車がない」などの理由で利用しづらい親子のニーズに対応して地域子育て支援センターの拡大を図ります。

主要事業4 地域子育て支援センターの休日開館の充実

平日働いている親子や祖父母が、日曜日や祝日に子どもや孫と楽しい時間を過ごす場所として、子育て支援中核施設の「ちとせっこセンター」及び「げんきっこセンター」を休日に開館します。(ちとせっこセンターとげんきっこセンターは別の休日に開館する予定です。)

主要事業5 認定こども園化の推進

質の高い幼児期の教育・保育の一体的な提供を目的として、市は公立保育所を認定こども園に移行し、あわせて民間の教育・保育施設の幼保連携型認定こども園への移行を促進します。

主要事業6 保育士確保方策の推進

「自分の持つ資格やキャリアを生かし、市内の保育園、認定こども園、児童館や地域子育て支援センター等での就労を希望する方を支援し、市内での教育・保育等の担い手を増やすため、「千歳市保育士等人材バンク」を設置します。

主要事業7 産後ケア事業の実施

出産後の心身の不調や育児不安等がある母子を対象に、助産師等の専門職が心身のケアや育児技術等のきめ細やかな支援を提供し、産後うつ等に関連する不適切な養育を予防し、母子の安全と健康の増進を図るため、訪問型やデイサービス型(通所)で実施しています。

主要事業8 ちとせ版ネウボラの充実

従来より保健センターで実施していた「育児相談」を「こども・妊婦ネウボラ」に変更し、保健センターで妊産婦や子育て中の保護者の相談に応じるほか、市内の子育て支援センターを巡回し、妊産婦や学童期以降の保護者も含め、気軽に相談したり、相互に交流が図れる機会を提供します。

主要事業9 男性の育児参加の促進

これから父親となる男性向けに、妊娠から子どもの小学校入学までの必要情報等をまとめた「父子健康手帳」を発行し、母子健康手帳と併せて配布するとともに、男性の育児休暇取得等、意識向上のための啓発を実施します。

主要事業10 「いいお産の日 in ちとせ」のイベントの実施

毎年11月3日を「いいお産の日」として、子育て世代の方に「お産」や「子育て」について考えるきっかけをつくと同時に、妊娠中の方が安心してお産に望めるよう多様な支援に関する情報を提供するなど、夫婦又は家族で一緒に楽しめるイベントを開催します。

主要事業11 子育て支援中核施設の運営

「地域子育て支援センター」、「学童クラブ」、「児童館」などの機能を持つ子育て支援の中核施設として「千歳市北新子育て支援センター（愛称・げんきっこセンター）」を設置し、乳幼児から高校生まで楽しめる子育て環境の充実を図ります。

主要事業12 「ちとせ子育てコンシェルジュ」の配置

新制度で新たに創設された「利用者支援事業」です。子育て支援中核施設「ちとせっこセンター」と「げんきっこセンター」に「ちとせ子育てコンシェルジュ」をそれぞれ配置し、教育・保育施設や幅広い子育てサービスの情報収集・提供を行うなど、きめ細かな支援を実施します。

主要事業13 「ままサポート（訪問型子育て支援）」の推進

イギリスの「ホームスタート」やフィンランドの「ネウボラ」といった、保護者や妊産婦に寄り添う訪問型の支援を参考に、転入後、身近に相談できる相手が少ない方などに対する取組として、「ちとせ子育てコンシェルジュ」が家庭を定期的に訪問し、子育ての悩みや孤立感の解消を図りながら、子育て支援サービスの利用などにつながる取組を実施します。

主要事業14 子育てに関する総合情報発信の拡充

子育てに関する総合情報の発信として、「困ったときに見る」から「普段から使える」をめざす「千歳市子育てガイド&おでかけMAP」を作成・配布するほか、子育て支援ホームページ「ちとせ子育てネット」の更新など、魅力的な総合情報の提供に努めます。

主要事業15 「転入親子ウエルカム交流ツアー」の実施

当市の就学前児童のいる世帯のうち、約35%は居住5年未満であることから、転入した子育て

て世代を歓迎するため、市の多目的バスを利用して親子同士がふれあい、知り合うきっかけづくりを目的とする事業を実施します。

主要事業 16 「子育てスキルアップ講座」の実施

アメリカで発祥した「コモンセンス・ペアレンティング」は、怒鳴ったり叩いたりせずに子どもを育てることができる学習プログラムです。市の職員による市民向けの「子育てスキルアップ講座」を開催し、この学習プログラムによるしつけ方法の普及に努めます。

主要事業 17 母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業の推進

職業能力の向上や専門的な資格取得などにより、母子家庭及び父子家庭の経済的な安定と自立の促進を図るため、市が指定した教育訓練講座を受講し修了した際に、経費の一部を支給します。また、看護師等の資格を取得するため、養成機関で1年以上修業する際も、国が定める額により給付金を支給します。

主要事業 18 障がい児のための「インクルージョン保育」の推進

社会全体で障がいがある児童を支援する仕組みとして、こども通園センターの職員が認定こども園、保育所や幼稚園などを訪問して療育を提供するほか、各施設を巡回して発達障がいの早期発見・早期対応に向けた取組を展開することで、教育・保育施設等での受入を促進します。

主要事業 19 児童発達支援センターの設置による地域支援の充実

療育指導を必要とする乳幼児の増加や保護者からの多様なニーズに対応するとともに、早期から障がいや発達の状況に応じて地域における適切な療育支援が受けられるよう、障害児相談支援、児童発達支援、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援事業を一括して取り組む児童発達支援センターを設置します。

主要事業 20 特定教育・保育施設等の保護者の負担軽減の拡充

新制度の施行に伴う保育所等の保護者負担金（保育料）の国の見直しに合わせて、市独自の財源投入により、国の基準を超える保護者の負担軽減や、多子世帯、低所得者層の負担を軽減する取組を実施し、当市の子育てしやすい環境を整備します。

主要事業 21 不妊治療費助成事業の実施

不妊治療は保険が適用されない治療が多く、高額な負担が求められます。特定不妊治療（体外受精）の北海道の助成を上乗せする助成や、助成制度のない一般不妊治療（人工授精）の助成を市が独自に行うことで、子どもを望む夫婦が安心して治療に臨める環境を整備します。

第 4 章 量の見込みと提供体制の確保等

第4章 量の見込みと提供体制の確保等

1 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項の規定により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して、需要の指標となる量の見込みやその確保策を「教育・保育提供区域」ごとに設定することが定められています。

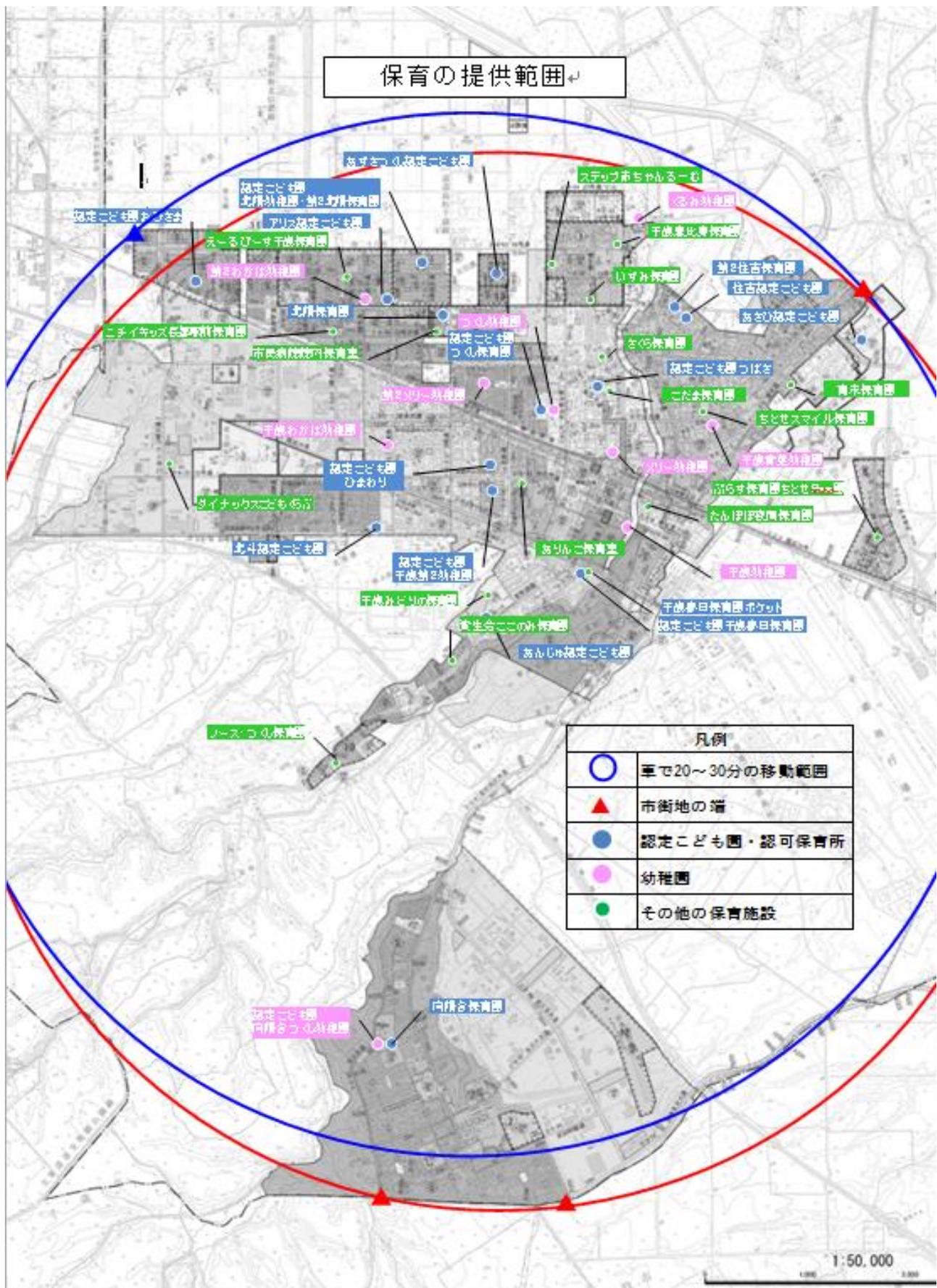
第 1 期計画では、教育・保育提供区域を「市街周辺地区」と「向陽台地区」の 2 つのエリアとして設定していましたが、区域を分けることできめ細やかな計画とはなる反面、弾力的な運用がしづらいものとなります。

また、区域を分けることにより事業計画における需要量見込みの推計が困難であり、広域とすることで需要調整が容易となり、柔軟なサービス提供が可能となります。

そのため、以下の理由から、第 2 期計画では市内全域で柔軟な需給体制を確保するため、教育・保育提供区域を『千歳市全域（行政区）』として設定します。

【理由 1】「向陽台地区」に居住する方の生活圏は地区内のみではなく、市中心部を含む「市街周辺地区」もあわせた生活圏であること

【理由 2】市内の対角線上に位置する双方の教育・保育施設まで（最も離れた距離）、自家用車で 30 分程度の時間で往来することが可能であり、1 つのエリアとしても距離的な問題は少ないと言えること



2 将来の子どもの人口の見通し

計画期間における子どもの人口は、過去5年（平成26年～30年、各年4月1日）の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づき、1歳以上の性別年齢別人口はコーホート変化率法により推計し、0歳児の人口は市の過去の出生人口と15～49歳女子人口との比率（女性子ども比）により推計しています。

単位：人

	現況	推 計				
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総人口	96,565	96,997	97,732	98,010	98,506	98,635
子ども人口 (0～17歳)	16,006	15,855	15,645	15,464	15,325	15,157
年少人口 (0～14歳)	13,226	13,120	12,963	12,780	12,622	12,396
就学前	5,059	4,930	4,791	4,625	4,501	4,438
0歳	734	775	750	743	740	740
1～2歳	1,655	1,524	1,496	1,511	1,479	1,469
3～5歳	2,670	2,631	2,545	2,371	2,282	2,229
小学生	5,447	5,450	5,374	5,368	5,320	5,204
低学年	2,684	2,673	2,643	2,655	2,619	2,534
高学年	2,763	2,777	2,731	2,713	2,701	2,670
中学生	2,720	2,740	2,798	2,787	2,801	2,754
高校生	2,780	2,735	2,682	2,684	2,703	2,761
子ども 人口比率	16.6%	16.3%	16.0%	15.8%	15.6%	15.4%
年少 人口比率	13.7%	13.5%	13.3%	13%	12.8%	12.6%

※現況の令和元年は4月1日現在の人口分布（外国人を含む推計）

※コーホート変化率法：各コーホート（同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のこと）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

3 幼児教育・保育事業

子ども・子育て支援法では、「施設型給付」と「地域型保育給付」の2つの給付制度に基づき、認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育等に対する財政支援の仕組みが共通化されています。

これらの教育・保育を利用する子どもについては、以下の3つの認定区分が設けられ、この区分に基づいて2つの給付（施設型・地域型保育）が行われ、施設・事業を利用することができます。

認定区分	給付の種類	給付を受ける施設等
1号認定子ども 満3歳以上の就学前の子どもで、教育を希望する場合	施設型給付	幼稚園
		認定こども園
2号認定子ども 満3歳以上の就学前の子どもで、「保育が必要な事由」に該当し、保育を希望される場合	施設型給付	保育所
		認定こども園
3号認定子ども 満3歳未満の子どもで、「保育が必要な事由」に該当し、保育を希望される場合	施設型給付	保育所
	施設型給付	認定こども園
	地域型保育給付	小規模保育など

(1) 教育・保育の現状及び今後の確保方策について

教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）・地域型保育

▼ 現在の定員と利用児童数の状況

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
認定こども園	認可定員	813	954	1,326	1,419	1,516
	利用児童数	781	946	1,264	1,345	1,436
認可保育所	認可定員	245	255	125	145	145
	利用児童数	259	281	132	149	143
幼稚園 (施設給付型)	認可定員		100	1,184	1,150	1,150
	利用児童数		103	1,122	1,082	1,063
幼稚園 (私学助成)	認可定員					410
	利用児童数					355
小規模保育	認可定員	77	122	122	121	141
	利用児童数	62	106	121	113	126
事業所内保育 (地域枠)	認可定員	17	17	17	17	17
	利用児童数	0	7	8	6	6

※単位：人、各年5月1日現在

▼ 確保の方策

① 保育所から認定こども園への移行促進及び定員の見直し

幼児教育と保育の一体的利用に対する需要に応え、また、質の高い教育・保育サービスの平準化を図るため、保育所からの認定こども園（※1）への移行を促進します。また、認定こども園における認可定員の見直しを行い、恒常的な定員超過の解消を図ります。

② 幼稚園から認定こども園への移行促進

①と同様に、幼稚園からの認定こども園への移行を促進し、保育枠の拡大を図ります。その際、3歳未満児の受入を行うため調理室などの施設整備を要する場合、必要に応じて、国の施設整備に関する補助事業等を活用し財政支援を行うことで、低年齢児の受入を促進します。

また、幼稚園から認定こども園への移行と併せて、2号及び3号認定子どもの受入に伴う「延長保育事業」の実施について普及促進を図ります。

③ 認定こども園における一時預かり事業の実施促進

認定こども園では、1号認定子どもによる教育標準時間（※2）の利用と併せて、教育課程終了後または長期休業中に子どもを預けたいというニーズが想定されます。

保護者の就労形態などに応じた多様な保育サービスを提供するため、認定こども園への移行と併せて「一時預かり事業（幼稚園型）（※3）」の実施について普及促進を図ります。（給付を受けない幼稚園については、私学助成による預かり保育が実施されます。）

▼ 量の見込み（ニーズ量）

認可外保育施設と併せて、●～●ページの「量の見込み」参照。

認可外保育施設

従来から市は、公立の認可外保育施設の整備及び運営のほか、一定の基準を満たす私立認可外保育施設に対し、運営支援を実施してきました。

公立の認可外保育施設	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市立認可外保育所(支笏湖、東千歳、中央、駒里など)	49	42	37	34	28
私立の認可外保育施設	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
事業所内保育所	28	28	29	25	21
夜間保育所	8	5	5	4	4

※単位：人、各年5月1日現在

▼ 確保の方策

① 市立認可外保育所の実施

教育・保育施設等がない市街地から離れた農村地区や観光地区に開設している市の認可外保育所については、地域の実情に応じて、保育の必要性の認定にかかわらず柔軟な集団生活の場所を提供しているほか、通年の開所期間や1日の開所時間など認可保育所と異なるサービスを提供していることから、地域の保護者の意向を尊重しながら、当面の間は市直営の認可外保育施設として運営を継続し、地域型保育事業所への移行について検討します。

▼ 量の見込み（ニーズ量）

教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）・地域型保育と併せて、●～●ページの「量の見込み」参照。

(2) 量の見込み

幼児教育・保育の量の見込みは、国が示した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改定版）」をふまえつつ、ニーズ調査結果からの推計により算出し、さらに本市の特性に応じて「量の見込み」を設定します。

1号認定（3～5歳教育標準時間認定：幼稚園、認定こども園）

下表中の「1号」は「1号認定子ども」、「2号幼」は「保護者の就労等で本来は2号認定子どもに区分されるが、幼稚園の利用希望が強いと想定されるもの」を表します。（新制度では、両親が就労中でも2号認定ではなく、保護者の希望により1号認定を受け、教育標準時間と一時預かり事業を併用して利用することが可能です。）

（単位：人）

			令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
			1号	2号幼								
量の見込み ①			1,424	345	1,388	336	1,361	329	1,325	328	1,362	330
確保 方策	特定教育・ 保育施設	認定こども園 (1号枠)	371		362		355		347		355	
		幼稚園	1,027		1,000		980		959		982	
	確認を受けない幼稚園		371		362		355		347		355	
	計 ②		1,769		1,724		1,690		1,653		1,692	
過不足数 (②-①)			0		0		0		0		0	

2号認定（3～5歳保育認定：保育所、認定こども園）

下表中の「認定こども園（2号枠）」は、認定こども園における保育標準時間・保育短時間（※1）の利用の数を表します。

また、「認可外保育施設（単独補助）等」は、市が財政支援を継続する認可外保育施設の利用や、農村、観光地区の市立認可外保育施設などの利用が見込まれる数を表します。

（単位：人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		3歳以上	3歳以上	3歳以上	3歳以上	3歳以上
量の見込み ①		866	894	901	881	857
確保 方策	特定教育・ 保育施設	753	778	784	766	746
	認定こども園 (2号枠)					
	認可保育所	17	18	18	18	17
	認可外保育施設(単独補助)等	87	89	90	88	85
	企業主導型保育施設(地域枠)	9	9	9	9	9
計 ②		866	894	901	881	857
過不足数（②－①）		0	0	0	0	0

3号認定（0～2歳保育認定：保育所、認定こども園）

教育・保育の量の見込みと確保の方策については、認定区分のほか、3号認定子どもについては、下表のとおり「0歳」、「1・2歳」に分けることとされています。

（単位：人）

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		
		0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	
量の見込み ①		189	656	203	694	213	717	215	715	216	708	
確保 方策	特定教育・ 保育施設	97	400	104	423	109	437	110	437	110	432	
	認定こども園 (3号枠)											
	認可保育所	21	66	22	69	23	72	24	72	24	71	
	特定 地域型 保育事業	小規模保育	60	72	65	76	68	79	69	77	69	78
		事業所内保育 (労働者枠除く)	0	19	0	21	0	22	0	21	0	21
		事業所内保育 (労働者枠)	0	13	0	15	0	14	0	14	0	14
		家庭的保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	居宅訪問型保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	認可外保育施設(単独補助)等		11	67	12	69	13	72	12	73	13	71
	企業主導型保育施設(地域枠)		0	19	0	21	0	21	0	21	0	21
計 ②		189	656	203	694	213	717	215	715	216	708	
過不足数（②－①）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

青字：第1期の文章そのまま
赤字：修正指示の修正

4 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の実情に応じて実施する 13 の事業であり、この計画に沿って国、北海道の交付金と市の財源により事業を実施します。

(1) 利用者支援事業

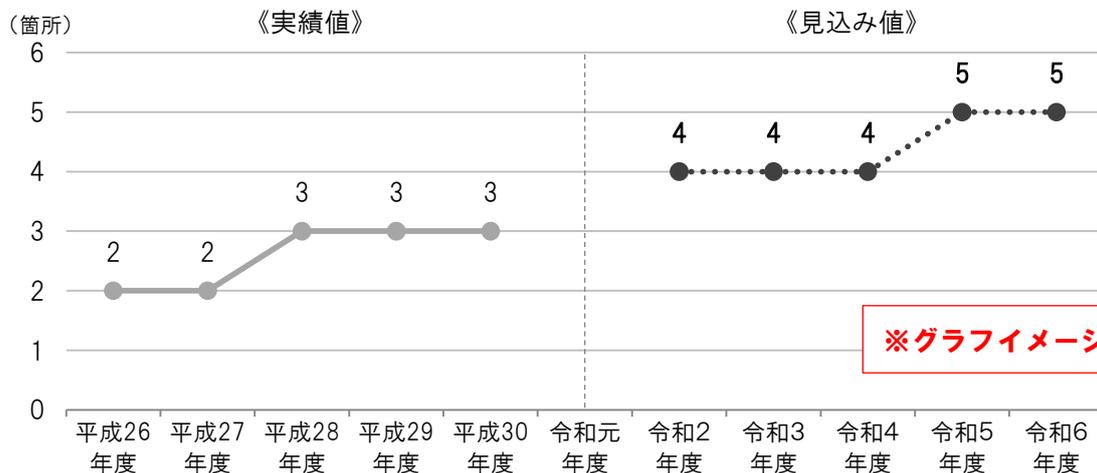
子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連携調整等を行う事業

▼ 実施状況

平成 27 年度からちとせっこセンター及びげんきっこセンターに「ちとせ子育てコンシェルジュ」を各 2 名配置し、子育てに関する相談や教育、保育施設の情報提供などを行うほか、支援が必要な家庭を訪問する「まますサポート」を実施しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施施設数(箇所)	2	3	3	3
訪問回数	64	54	64	43
相談件数	607	1,157	1,633	1,497

▼ 量の見込み (二一ズ量)



項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	箇所	3	3	3	3	3

▼ 確保の方策

① 引き続き事業を実施します。

必要な方に支援が行き届くよう今後、さらに周知を図るとともに利用しやすい環境を整えるために、コンシェルジュの活動の場の拡充などについても検討します。

項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	箇所	3	3	3	3	3

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設するほか、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行う「地域子育て支援センター」としての事業

▼ 実施状況

地域における子育て支援を総合的に展開するため、ちとせっこセンター、げんきっこセンター及びアリス子育て支援センターの3か所に「地域子育て支援センター」を設置し、「子育てサロン」、「子育て講座」、「子育て相談」や「子育て情報」の提供のほか、地域単位で展開される「子育てサークル」などの支援を行っています。

また、ちとせっこセンター、げんきっこセンターには、子育て中の親子が立ち寄り、親子同士が子育ての悩みを相談したり、友達をつくったりする「つどいの広場」（月～土曜日の9時30分～16時30分）を開設しており、多くの親子が交流しています。

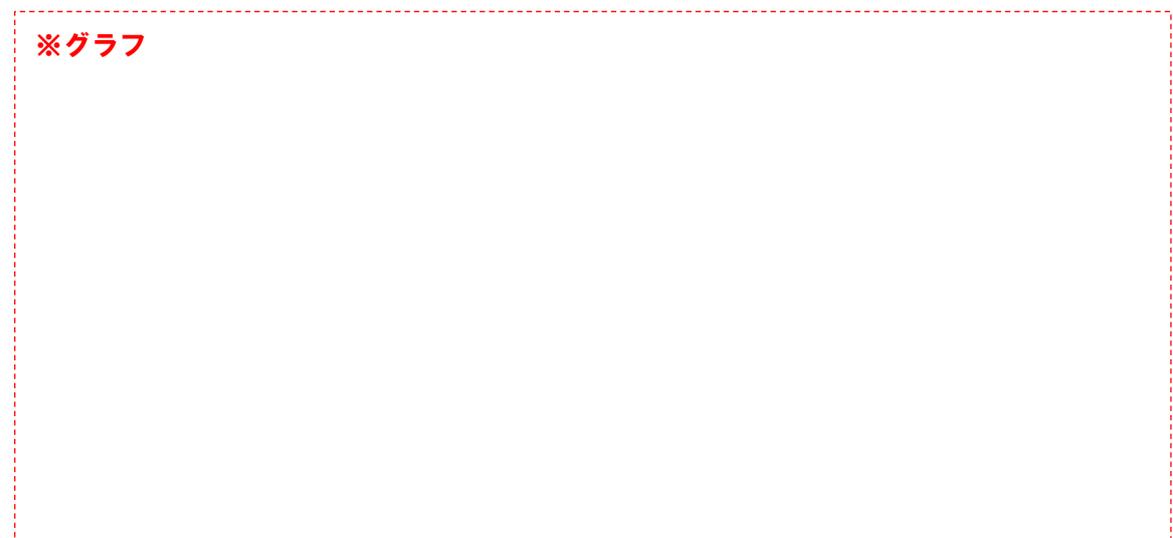
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
子育て支援センター(箇所)	3	3	3	3
センター利用者数(人)	62,807	63,420	54,983	54,016
子育て相談件数(人)	586	582	452	438
つどいの広場利用者数(人)	51,647	52,980	44,482	43,714

さらに、平成27年度からは7か所の児童館において、連携型子育て支援センターを展開するとともに、平成31年4月に市内初の民間事業者への委託となる「あんじゅ児童館」においても実施しております。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
センター利用者数[連携型](人)	21,204	19,843	18,187	17,096
子育て相談件数[連携型](人)	136	81	81	78

▼ 量の見込み（二ーズ量）

※グラフ



項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人回					

▼ 確保の方策

- ① 保護者の二ーズに対応した身近な場所に「地域子育て支援センター」を拡大します。
「自宅から遠い」、「車がない（運転できない）」など、地域子育て支援センターに行くことが困難な保護者の二ーズに応えるため、みどり台地区に新設する「児童館」で地域子育て支援センター事業（地域子育て支援拠点事業（連携型※1））を展開します。
- ② 全11か所が連携し、市全体で地域の子育て支援をサポートします。
3か所の地域子育て支援センターに加え8か所の児童館がつどいの広場、子育て相談、子育て講座を実施し、市内11か所の地域子育て支援センターが連携し、地域の子育て支援をサポートします。

項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策(施設数)	箇所	11	11	11	11	11

(3) 妊婦健康診査

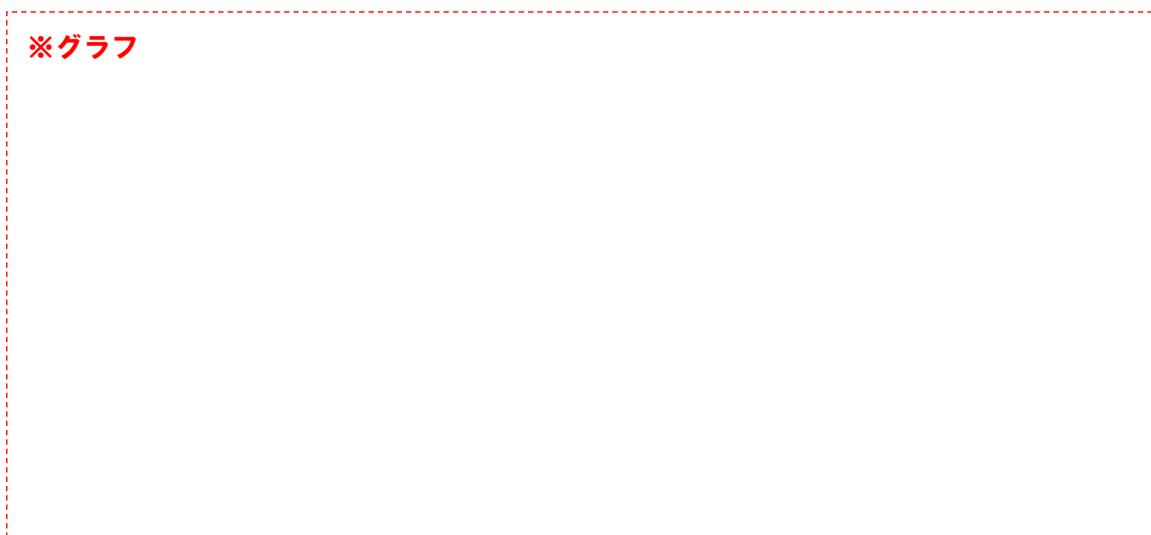
妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診断として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施します。また、妊娠期間中の適時に、必要に応じた医学的検査を実施する事業

▼ 実施状況

妊婦が定期的に健康診査を受診することで安全に出産できるよう、1人の妊婦に「妊婦一般健康診査受診票」14枚、「超音波受診票」6枚の妊婦健康診査の助成を行っています。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受診票配布数(人)		985	871	917	867
受診票 交付回数(回)	一般健診	14	14	14	14
	超音波検査	6	6	6	6

▼ 量の見込み（二一ズ量）



項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳人口推計	人	775	750	743	740	740
量の見込み	人	875	850	843	840	840

▼ 確保の方策

① 引き続き事業を実施します。

妊婦の健康リスクを把握し、母体や胎児の健康確保や経済的な負担を軽減するため、今後も事業を継続し、効果的な実施に努めます。（●ページ参照）

項目		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保 方策	一人あたりの受診票 交付回数	妊婦一般健診	回	14	14	14	14
		超音波検査	回	6	6	6	6
	実施場所		受診票は全道の医療機関で使用可能。道外の医療機関で受診した場合は、償還払いとして同額の助成を実施。				
	実施時期		通年実施				
実施体制		医療機関との委託契約					

実施項目	国が定める基本的な妊婦健康診査項目
------	-------------------

(4) 乳児家庭全戸訪問事業「こんにちは赤ちゃん訪問」

助産師や保健師が、生後4ヶ月までの乳児がいるすべての家庭に訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

▼ 実施状況

乳児の発達状況、産婦の心身の健康状態を確認し、子育て情報の提供や必要に応じた支援を行っています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対象家庭数(件)	946	929	822	827
訪問実績数(件)	919	902	813	776
実施率	97.1%	97.1%	98.9%	93.8%

▼ 量の見込み(ニーズ量)

※グラフ

項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳人口推計	人	775	750	743	740	740
量の見込み	件	736	712	705	703	703

▼ 確保の方策

① 引き続き事業を実施します。

新生児の健やかな発育のため、事業を継続して実施し全戸の訪問に努めるとともに、妊娠中に出産や今後の不安に関するアンケートを行い、専門的な見地から早期からの育児支援に努めます。(●ページ参照)

項目		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保 方 策	対象世帯に対する目標実施率	%	100	100	100	100	100
	実施体制		助産師1人、保健師1人				
	実施機関		千歳市総合保健センター				

(5) 養育支援訪問事業等

健康状態や養育環境に問題を抱えた妊婦とその家族、及び養育や乳幼児の発達などに問題を抱えた乳幼児とその家族に対して、訪問などの個別支援を行う事業

▼ 実施状況

養育が困難なケースなどに応じて、助産師や保健師が居宅を訪問し、養育のアドバイスを行っています。

また、児童虐待への対応や未然防止を図ることを目的に、関係機関との連携体制を構築するため、「千歳市要保護児童地域ネットワーク協議会」を設置、運営するほか、適宜、ケース会議などを行っています。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
訪問件数(実家庭数)		269	198	191	185
協議会 開催件数	代表者会議	1	1	1	1
	実務者会議	2	1	19	20
協議会構成員の研修会開催回数		1	1	1	1
個別ケース検討会議開催回数		63	83	70	67

※平成29年度から部門別実務者会議を開催

▼ 量の見込み (二一ズ量)

※グラフ

項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳人口推計	人	775	750	743	740	740
量の見込み	件	189	187	190	185	186

▼ 確保の方策

① 養育支援訪問事業を推進します。

引き続き、養育困難家庭の把握に努め、専門職による適切な支援を行うと同時に、養育改善が必要な家庭に対して、子どもの安全安心な生活環境を確保するため、新たに養育支援ヘルパーの派遣による家事・育児支援を実施します。

また、関係機関との連携を強化し、「千歳市要保護児童地域ネットワーク協議会」の機能を活用して児童虐待防止を推進します。(●ページ参照)

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	実施体制	保健師 7人				
	実施機関	千歳市総合保健センター				

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

育児疲れや保護者の病気、その他の理由により、一時的に子どもを養育することが困難になった家庭を支援するため、宿泊を伴う短期間、子どもを児童養護施設で預かる事業

▼ 実施状況

北広島市に所在する2つの児童養護施設に委託し、「ショートステイ事業」を実施しています。2か所で実施することで、一方の施設利用が困難な場合にも対応できる体制としています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受入児童延べ人数(人)	23	7	3	1
利用延べ日数(日)	113	44	14	3
実施箇所数(箇所)	2	2	1	1

▼ 量の見込み（ニーズ量）

※グラフ

項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人日	84	84	84	84	84

▼ 確保の方策

① 引き続き事業を実施します。

引き続き、ショートステイ事業を2か所の児童養護施設で実施するとともに、養育が困難な家庭の事情に応じて、北海道中央児童相談所との密接な連携を図りながら対応（児童相談所での受入等）します。（●ページ参照）

項目		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保 方策	実施箇所数	箇所	2	2	2	2	2
	利用可能数 ②	人日	100	100	100	100	100
過不足数 (②-①)		人日	16	16	16	16	16

(7) 小学生 ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

子どもの預かり等の援助を受けることを希望する方（利用会員）と、援助を行うことを希望する方（提供会員）とが、相互に援助活動を行う場合の連絡、調整やアドバイスなどを行う事業

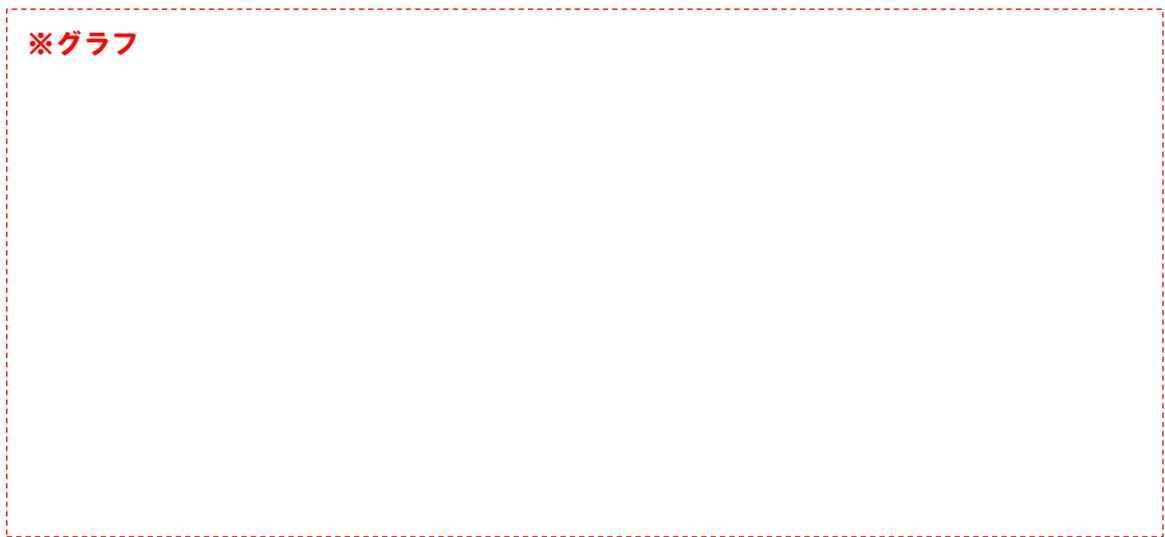
▼ 実施状況

千歳市社会福祉協議会に事業を委託しており、提供会員数は年々増加の傾向にあります。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
活動件数(件)	低学年	476	453	190	495
	高学年	233	372	334	196

提供会員数(人)	186	194	194	197
依頼会員数(人)	711	762	830	855
両方会員数(人)	173	166	160	159

▼ 量の見込み（二一ズ量）



項目		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (活動件数)	低学年	人日	351	402	376	371	368
	高学年	人日	325	314	351	325	325
	計 ①	人日	676	716	727	696	693

▼ 確保の方策

① 引き続き事業を実施します。

事業を継続するとともに、提供会員等の資質の向上のための研修等を実施します。(● ページ参照)

項目		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保 方策	実施個所数	箇所	1	1	1	1	1
	利用可能数 ②	人日	900	900	900	900	900
過不足数 (②-①)		人日	224	184	173	204	207

(8) 在園児対象 一時預かり事業

一時預かり事業（幼稚園型）として、1号認定を受けた子どもでも、保護者の就労等の理由がある場合は、教育標準時間を超える施設利用ができる事業

▼ 実施状況

現在は、すべての私立幼稚園で預かり保育が実施されています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施幼稚園(箇所)	17	17	19	20
実施利用件数(人日)	52707	51204	55554	64801

※私学助成の幼稚園及び一部の施設給付型幼稚園の預かり保育は、国、北海道の「預かり保育推進事業（私学助成）」により実施されています。

▼ 量の見込み（二一ズ量）

※グラフ

項目		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1号認定	人日					
	新2号認定	人日					
	計 ①	人日					

※新2号認定とは、満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した就学前の子どもであつて、保育の必要性が認められる子ども

▼ 確保の方策

① 一時預かり事業（幼稚園型）を活用した事業を推進します。

1号認定を受け、認定こども園、幼稚園を利用する子どもでも、保護者の就労等の理由がある場合は、教育標準時間を超える利用ができるよう、事業を推進します。（●～●ページ参照）

② 私学助成による幼稚園での預かり保育の実施を継続します。

私学助成による運営を継続する幼稚園（（給付の）確認を受けない幼稚園）に対しては、子ども・子育て支援法の施行後も私学助成による国、北海道の「預かり保育推進事業」が

実施されます。

項目		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保 方策	実施箇所数	箇所	23	23	23	23	23
	利用可能数 ②	人日					
過不足数 (②-①)		人日					

(9) 在園児以外 一時預かり事業（一般型）、ファミリー・サポート・センター事業

保護者の**就労**や疾病、育児疲れなどの様々な理由から、一時的に家庭での保育が困難になった乳幼児を預かる事業

▼ 実施状況

現在は、5つの教育・保育施設で行う「一時預かり事業（一般型）」と、「ファミリー・サポート・センター事業」により、実施しています。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一時保育	実施箇所数(箇所)	4	4	4	5
	定員(人)	36	36	36	42
	利用者数(人日)	4,743	5,105	4,580	4,516
ファミリー・サポート・センター(就学前児童)	利用者数(人日)	1,283	1,346	1,591	1,372

▼ 量の見込み（二一ズ量）

※グラフ

項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	人日	4951	4596	4242	4369	4246

▼ 確保の方策

① 一時預かり事業（一般型）を活用した事業を推進します

地域のより身近な場所で、安心して子どもを預けられるよう、実施施設数のさらなる拡充を図ります。（●ページ参照）

② ファミリー・サポート・センター事業での乳幼児受入を今後も引き続き実施します

小学生と同様に、就学前の子どもに対するファミリー・サポート・センター事業を継続するとともに、引き続き提供会員等の拡大と資質の向上のための研修等を実施します。（●ページ参照）

項目		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保 方 策	一時預かり (在園児以外)	実施箇所数	箇所	5	6	6	6
		利用可能数	人日	5105	5834	5834	5834
	ファミリー・サポ ート・センター(就学 前児童)	実施箇所数	箇所	1	1	1	1
		利用可能数	人日	1591	1591	1591	1591
	利用可能数計 ②		人日	6696	7425	7425	7425
過不足数 (②-①)		人日	2100	2474	3183	3056	3179

(10) 延長保育事業

2号、3号認定子どもについて、通常の利用時間以外において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。保育標準時間（11時間）及び保育短時間（8時間）認定を受けた子どもが認定時間を超えて保育の提供を受けることができます。

▼ 実施状況

25か所の教育・保育施設で、認定時間を超える保育を実施しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
月あたり利用者数(人)	399	590	419	1,361
実施箇所数(箇所)	18	19	21	25

▼ 量の見込み（二ーズ量）

※グラフ

項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	人	690	798	666	718	727

▼ 確保の方策

① 引き続き、事業を実施します。

現在は、一部保育●時間認定に限る場合もありますが、地域型保育事業所を含め、全国で実施しています。引き続き、保護者の就労等のニーズに合わせた事業として、実施を継続していきます。(●ページ参照)

項目		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保 方策	実施個所数	箇所	27	27	27	27	27
	利用可能数 ②	人					
過不足数 (②-①)		人					

(11) 病児・病後児保育事業、緊急サポートネットワーク事業

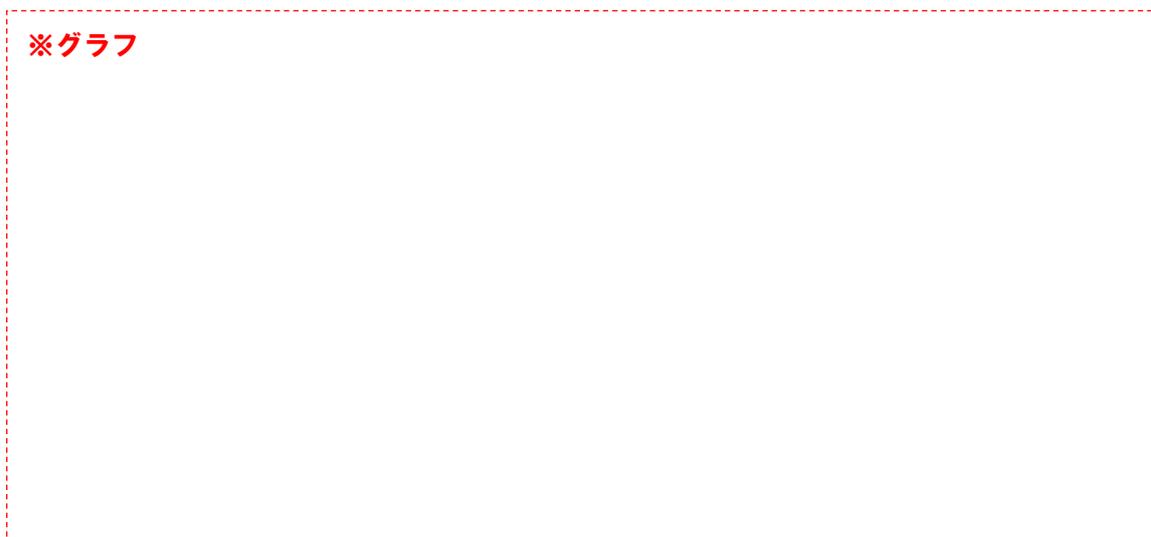
病児・病後児について、専用の施設などにおいて、看護師等が一時的に預かる事業と、子育て相互援助活動の一環として病児や緊急時の預かりを行う事業

▼ 実施状況

市立千歳市民病院に併設する「千歳こどもデイケアルーム」を専用施設とし、看護師と保育士の配置により、病児・病後児の預かりを実施しているほか、緊急的な預かり希望に対応する「子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化型）」の「緊急サポートネットワーク事業」をそれぞれ委託事業により実施しています。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
病児・病後児 保育事業 (千歳こども デイケアルーム)	実施箇所数(箇所)	1	1	1	1
	定員数(人)	3	3	3	3
	延べ利用者数(人日)	240	246	251	217
緊急サポート ネットワーク 事業	実施箇所数(箇所)	1	1	1	1
	延べ利用者数(人日)	42	27	55	51

▼ 量の見込み (ニーズ量)



項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人日	285	276	277	263	260

▼ 確保の方策

① 引き続き事業を実施します。

事業を継続するとともに、緊急サポートネットワーク事業においては、子どもを預かる側の提供会員等の資質の向上のための専門的な研修等を実施します。(●ページ参照)

項目		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	病児・病後児 保育事業 (千歳こども デイケアルーム)	実施箇所数	箇所	1	1	1	1
		利用可能数	人日	900	900	900	900
	緊急サポート ネットワーク 事業	実施箇所数	箇所	1	1	1	1
		利用可能数	人日	55	55	55	55
利用可能数計 ②		人日	955	955	955	955	
過不足数 (②-①)		人日	670	679	678	692	695

(12) 学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）

保護者が就労等により昼間留守になる家庭の小学生に対して、授業終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

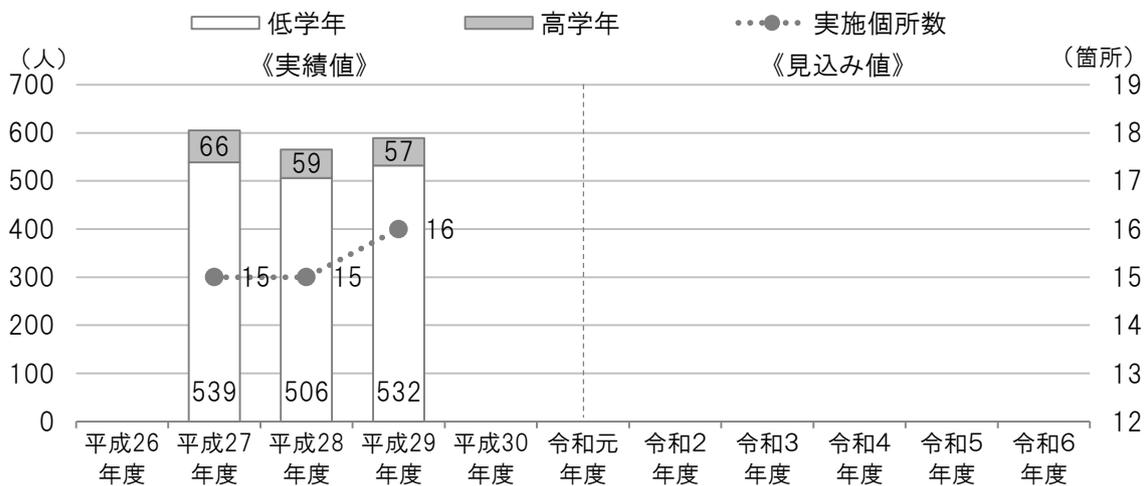
▼ 実施状況

学童クラブは市内 17 か所で実施しています。1年生から6年生までの児童を対象としており、定員は平成26年度の760人から平成30年度には860人に拡大しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施箇所数(箇所)	15	15	16	17
定員数(人)	760	760	830	860
登録児童数(人)	605	566	589	620
1年生	202	204	236	240
2年生	190	170	169	191
3年生	147	133	127	116
4年生	56	48	44	57
5年生	8	9	11	11
6年生	2	2	2	5

(各年4月1日現在)

▼ 量の見込み（二一ズ量）



項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み	1年生	人	246	247	254	253	252
	2年生	人	199	200	204	204	204
	3年生	人	143	144	149	149	148
	4年生	人	58	59	59	60	61
	5年生	人	11	12	11	11	12

	6年生	人	3	3	3	3	3
	計①	人	660	665	680	680	680

▼ 確保の方策

① 学童クラブの増設により、需要増に対応します。

令和4年度に新設される北陽小学校分離校区に学童クラブの増設を図ります。

② ランドセル来館を並行して実施し、保護者のニーズに応じたサービスを提供します。

保護者の就労のほか、病気、介護、出産などで、保護者が留守になる小学6年生までの子どもを対象に、ランドセルを背負ったまま児童館に直接来館できる登録制の「ランドセル会館」をすべての児童館で実施し、保護者の就労等に応じた放課後の居場所を提供します。

項目		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保 方策	実施個所数	箇所	17	17	19	19	19
	利用可能数②	人	860	860	960	960	960
過不足数(②-①)		人	200	200	195	280	280

5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

(1) 市の考え方

幼児期の教育・保育の一体的な提供については、幼稚園機能と保育所機能の一体化のみならず、保護者の就労実態、教育・保育の質の向上、乳幼児期の発達が連続性を有するものであることなどを大切に考え、子どもが健やかに育成されるための環境づくりを進めていくことが重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすことを第一に考えながら、質の高い教育・保育の提供と、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施していくことは、千歳市の未来を見据える上で重要な施策の一つとなっています。

(2) 市民のニーズ

アンケートからは幼稚園の利用を求める方の割合が最も多く 65.4%であり、認定こども園も 51.0%と同程度の利用希望となっています。また、現在幼児教育・保育を利用していない方は、無償化実施後には新たに幼稚園や保育所などを利用したいと考えている方が 72.7%と多く、特に幼稚園の利用希望者が多くなっていました。

(3) 基本的な方針

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化に関わらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設であることのほか、在園児以外の親子登園や子育て相談など、地域の子育て支援を実施することが義務づけられています。

特に、新制度における幼保連携型認定こども園は、学校及び児童福祉施設としての法的な位置づけを持つ単一の施設であり、職員配置や保育室の面積などの施設基準について、幼稚園と保育所の高い水準を引き継ぐことを基本としています。

本市としては、保護者の就労の形態により子どもの環境が左右されず、かつ質の高い基準を満たす施設において、継続的に教育と保育が提供されることなどについて、当市の子育て家庭のニーズに整合していること、また、施設に入所する子ども以外も対象とする子育て支援が地域で展開されることなどから、認定こども園の普及促進に取り組むこととします。

また、教育・保育施設設置者の意向により、保育所または幼稚園のまま運営を継続する施設についても、それぞれの教育・保育方針を尊重しつつ、相互に連携・協働する体制を構築し、全市一体的な子育て支援サービスの提供に努めます。

(4) 具体的な推進方策

① 公立の幼保連携型認定こども園を設置（2か所）

平成27年度から、2か所の公立保育所（北栄保育所、末広保育所）を公立幼保連携型認定こども園へと移行し、同時に次の役割を担うことで、全市的な教育・保育の一体的な提供を推進します。

ア 教育・保育施設の相互連携と公的関係機関への橋渡し

市内の教育・保育施設の相互連携を促すほか、他の公的関係機関との橋渡しの役割を担います。連携によってもなお、子どもの教育・保育の利用が困難な事例が生じた場合、「公的施設」として受入を行うことで、すべての子どもの教育・保育の利用を担保します。

イ 地域型保育事業の支援と連携

2歳以下の子ども（3号認定）の保育を行う地域型保育事業の実施者は、事業実施にあたり、将来3歳以上になった子ども（2号認定）の受け皿や保育の実施に伴うバックアップ体制を確保するため、認定こども園、保育所などの「連携施設」を設ける必要がありますが、2か所の公立幼保連携型認定こども園は、公立の地域型保育事業の連携施設として、子どもの円滑な保育の継続を担保すると同時に、地域型保育事業の実施に必要な支援を行うことで、多様な保育機能を下支えします。

ウ 質の確保と向上のための全市的な研修の実施

公立の幼保連携型認定こども園が主体となり、独自のアクションプログラム（●ページ参照）に基づき、特徴ある教育・保育カリキュラムの作成、専門的知識の向上や実務技能習得のための研修会等を実施し、私立の教育・保育施設従事者に参加を呼びかけ、広域的な質の確保と向上を図ります。

エ 「相互連携の子ども・子育て支援」の展開

鉄道を境にそれぞれ南北に1か所ずつ設置する、公立の幼保連携型認定こども園と地域子育て支援センター（ちとせっこどもセンター、げんきっこどもセンター）が相互連携のもとで、特徴ある「世代間交流」や「地域交流」などの取組を先駆的に実施し、「ちとせ子育て支援ネットワーク会議（●ページ参照）」などを通じて私立の教育・保育施設や子育て支援事業従事者とも連携を強化することで、地域の子育て支援の普・拡大を図ります。

② 公立幼保連携型認定こども園が需給調整機能を果たすことで私立教育・保育施設の認定こども園への移行を促進

2か所の公立幼保連携型認定こども園の定員（2号認定、3号認定の子どもに関する保育枠）を、在園児に十分に配慮しながら順次削減し、幼稚園などの私立教育・保育施設への保育枠の配分を行うことで、認定こども園への移行を促進します。

③ 国及び北海道の補助事業等を活用した施設整備の実施

私立の教育・保育施設等が認定こども園へと移行するにあたり施設整備を要する場合、国及び北海道の補助事業等を活用し、その範囲内で補助を実施します。

補助の実施にあたっては、地域の実情や施設状況、地域の理解、延長保育等の地域子ども・子育て支援事業の展開や、特別な支援を必要とする子どもの受入などを十分に踏まえたものとするため、公募型プロポーザル形式により事業者を選定し、順次、幼保連携型認定こども園の整備を行うことで、子どもと保護者の教育・保育施設の選択肢の幅を広げていくこととします。

(5) 認定こども園、保育所、幼稚園と小学校との連携の推進

認定こども園、保育所、幼稚園と小学校の間で、子どもの成長に関する情報交換や交流の機会を充実させ、小学校へ円滑に接続できるよう取組を進め、幼稚園などを含めた施設間での指導のあり方の共通理解などを通じて、連続性のある教育活動の充実を図ります。(●ページ参照)

また、複雑化、多様化する児童養育の問題に対応する観点から、児童虐待等の未然防止や早期発見を図るため、児童相談所をはじめ、認定こども園、保育所、幼稚園、小中学校などで構成される「要保護児童地域ネットワーク協議会」を開催し、個別ケース等の対応も含め、関係機関の連携を重視した対応に努めます。(●ページ参照)

6 その他個別施策の指標

子ども・子育て支援法において、国が計画への記載項目として定める「教育・保育等の量の見込みと確保の方策及びその実施時期」などに加え、第5章に掲げる個別施策について計画期間における達成状況を把握するため、次のとおり指標（目標数値等）を定めます。

基本施策	指標	現状 (H30年度)	到達目標 (R6年度)
基本目標1 子どもが自己肯定感と幸福感を抱ける環境の充実			
次代の親の育成			
小学校男女共同参画学習の推進	標語応募校		
児童の健全育成			
こどもの権利を守るための環境づくり			
「ランドセル来館」の実施	実施箇所数		
「中高生タイム」の導入	実施箇所数		
基本目標2 安心して子どもを生み育てられる環境の充実			
地域の子育て支援サービスの充実			
地域子育て支援センターの休日開館の導入	地域子育て支援センター事業の休日実施		
	「子育てカウンセリング」の土曜実施		
保育サービスの充実			
幼児期の学校教育・保育の一体的提供の推進	幼保連携型認定子ども園施設数		
アクションプログラムに基づく保育所における質の向上	アクションプログラムの見直し		
子育て支援のネットワークづくり			
「ちとせ子育て支援ネットワーク」の運用	「ちとせ子育て支援ネットワーク会議」の開催回数		
「ランチデー・ランチタイム」の実施	「ランチデー・ランチタイム」実施箇所数		
子育てに関する総合情報発信の拡充	「千歳市子育てガイド&おでかけMAP」の更新		
	「ちとせ子育てネット」における子育てQ&Aの掲載		
地域における人材育成			
「保育士等人材バンク」の導入	「保育士等人材バンク」の実施		
その他の子育て支援の推進			
「児童館まつり(世代間交流事業)」の実施	市内児童館全9施設合同の「児童館まつり」の開催		
妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実			

妊婦健康診査事業の充実	さわやか健診受診数		
「食育」の推進			
食育推進計画に基づく食育の推進	食育フォーラムの開催		
妊産婦を応援する環境の整備			
「いいお産の日 in ちとせ」の実施	開催回数		
子育て支援の利用につなげるきめ細やかな取組の推進			
子育て支援中核施設の運営	実施箇所数		
「ママサポート(訪問型子育て支援)の実施	実施施設数		
公立子育て施設による「子育てブログ」の導入	「ブログ」の開設数		
「転入親子ウェルカム交流ツアー」の実施	開催回数		
基本目標3 子どもの安心・安全の確保と子育てしやすい環境の充実			
良質・良好な居住環境の確保			
公営住宅の整備	公営住宅バリアフリー化率		
基本目標4 配慮を要する子どもと家庭への支援			
児童虐待防止対策の充実			
「おやおや安心サポートシステム」の推進	実施対象施設数		
「子育てスキルアップ講座」の実施	一般市民向け講座の実施		
養育支援訪問による児童虐待防止対策の充実	「養育支援ヘルパー」の派遣		
障がいのある子ども等への支援の充実			
障がい児のための「インクルージョン保育」の導入	「訪問療育支援」の実施		
	「こども相談みにくる」の実施		
経済的支援の充実			
不妊治療費助成事業の実施	一般・特定不妊治療費の一部助成の実施		
基本目標5 人口10万人を目指す「子育てするなら、千歳市」、「売り込め！千歳」の推進			

第 5 章 目標の実現に向けた個別施策の展開

第5章 目標の実現に向けた個別施策の展開

基本目標1 子どもが自己肯定感と幸福感を抱ける環境の充実

基本施策	具体的施策		指標	掲載頁	所管課
(1)次代の親の育成	①	中学生・高校生の乳幼児とのふれあい機会の推進			子育て総合支援センター・子ども政策課・企画総務課(教委)
	②	小学校男女共同参画社会学習の推進	○		市民協働推進課
(2)学校の教育環境等の整備	①	個性を活かし能力を育む教育の推進			学校教育課(教委)
	②	情報化や国際化に対応した教育の推進			学校教育課(教委)
	③	心の教育の推進			学校教育課(教委)
	④	地域に開かれた学校づくりの推進			学校教育課(教委)
	⑤	幼稚園、保育所、小学校との連携の推進			子ども政策課・学校教育課(教委)
	⑥	私立幼稚園に対する補助事業の実施			子ども政策課
(3)家庭や地域の教育力の向上	①	家庭教育に関する多様な学習機会の充実			生涯学習課(教委)
	②	市の子育て出前講座の開催			健康推進課・子育て推進課・子育て総合支援センターほか
	③	学校支援地域本部事業の実施			生涯学習課(教委)
	④	青少年の多様な体験活動機会の充実			生涯学習課(教委)
	⑤	読書環境の整備 ☆			文化施設課(教委)
	⑥	スポーツ活動の推進			スポーツ振興課
(4)児童の健全育成	①	こどもの権利を守るための環境づくり	○		市民生活課
	②	学童クラブ事業の拡充 ★ (再掲)	○		子育て総合支援センター
	③	「ランドセル来館」の実施 ★	○		子育て総合支援センター
	④	児童館事業の拡充			子育て総合支援センター
	⑤	「放課後子ども教室」の推進			生涯学習課(教委)
	⑥	「中高生タイム」の導入	○		子育て総合支援センター
	⑦	学校体育施設の活用			スポーツ振興課
	⑧	青少年会館の運営			文化施設課(教委)
	⑨	青少年指導センター活動の充実			青少年課(教委)
(5)子どもを取り巻く有害環境対策の推進	①	子どもを取り巻く有害環境対策の推進			青少年課(教委)

※「具体的施策」欄の★は『主要施策』、☆は『新規事業』

(1) 次代の親の育成

① 中学生・高校生の乳幼児とのふれあい機会の推進

これまでの成果と課題

次代の親となる中学生・高校生が乳幼児やその家族とふれあい、交流する機会を持つことにより、将来、子どもを産み育てることへの意義や命の大切さについて考えるきっかけとなるよう、「いいお産の日 in ちとせ」や児童館まつりなどの行事を通じ、交流を推進しています。

今後の取組

中学生・高校生が乳幼児及びその家族とふれあう取組について学校と連携しながら実施します。

② 小学校男女共同参画学習の推進

これまでの成果と課題

次代を担う子どもたちが、性別による固定的役割分担にとらわれず、個性を能力を発揮して様々な活動に参加することができるよう、児童期からの男女共同参画意識の向上を図る取組として、市内の小学6年生を対象に男女共同参画学習資料を配布するほか、標語コンクールを実施しています。

また、標語コンクールの受賞作品については、男女共同参画意識の醸成を図るため、広く市民に周知しています。

今後の取組

男女共同参画学習資料を標語コンクールの応募時に配布することにより、効果的に意識啓発を図ることができるため、今後も継続して実施します。

(2) 学校の教育環境等の整備

① 個性を活かし能力を育む教育の推進

これまでの成果と課題

学校の教育活動を進めるにあたっては、各学校において、生徒の生きる力を育むことをめざした取組を行っています。

今後の取組

創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらの活用にあたって必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個人の価値を尊重しながら自主・自立の精神を育む教育を推進します。

② 情報化や国際化に対応した教育の推進

これまでの成果と課題

今後、ますます進む高度情報化の中で、主体的に課題を解決できる情報活用能力と、国際社会の一員として異文化を理解しコミュニケーションを図り、自らの考えや意見を適切に伝える能力が身に付くよう国際理解教育の充実が求められています。

今後の取組

情報活用能力の向上のため、様々な教科で情報機器を活用した授業の工夫に努めるとともに、千歳科学技術大学と連携し、サイエンス会議、実験教室、eラーニングシステムを活用した家庭学習（eカレッジ）の普及を進めます。国際社会において主体的に行動できる資質・能力を育成するため、自国の歴史や文化・伝統とともに、諸外国の文化、習慣等について理解を深め、異なる文化や生活習慣を持つ人と協調して生きていく態度を培うため、総合的な学習の時間等における外国の文化や生活に触れる取組やアンカレッジ市のサンドレイク小学校やミアーズ中学校との相互訪問交流を支援し、国際理解教育の充実を図ります。

③ 心の教育の推進

これまでの成果と課題

社会生活を送る上での基本的な生活習慣や規範意識、自分の生命の尊重、自尊感情や思いやりの心など生活や学習の基盤となる道徳性を養うとともに、主体的に判断し、適切に行動できる人間を育てることが重要です。学校では、すべての教育活動で道徳教育を推進するとともに、その要となる道徳の時間の指導を工夫したり、家庭や地域と連携しながら、道徳用教材を活用し、人間尊重の精神や思いやりの心など豊かな心を育むよう効果的な学習を進める必要があります。

今後の取組

学校が、家庭や地域と連携し、「道徳の時間」の授業公開や人権擁護委員等による人権教室の開催、地域の人材等による体験を生かした指導過程の工夫などにより、規範意識や生命尊重、思いやりの心を育むとともに、社会性や人間性を育む道徳教育の充実を図ります。

④ 地域に開かれた学校づくりの推進

これまでの成果と課題

児童生徒が学校や地域で生き生きと学び生活するためには、学校が学習指導や生活指導において十分にその役割を果たしながら「地域づくり」の中核となっていくことが求められています。今後は、家庭や地域との連携・協力を一層進め「学校が望む支援」と「家庭や地域社会が提供できる支援」などの協力体制を充実させていくことが必要です。

今後の取組

保護者からの意見や要望を聞くために懇談会やアンケートの実施、学校評議員の活用による学校の方針・取組の説明や改善意見など、学校からは情報の積極的な発信と公開、家庭や地域からは学校への支援を積極的に行うなど、双方が目標を共有化できる「開かれた学校づくり」を推進します。

⑤ 幼稚園、保育所、小学校との連携の推進

これまでの成果と課題

小学校では、入学したばかりの1年生が「集団行動がとれない」、「授業中に座ってられない」、「先生の話を受けない」などの小1プロブレムが課題となっており、小学校が、この問題に対応するためには、幼保小が相互に連絡を図り積極的に交流を深めることを通じて連携する、連続性のある教育活動の充実が必要です。

今後の取組

認定こども園・幼稚園・保育所と小学校の間で子どもの成長に関する情報交換や交流の機会を充実させ、小学校へ円滑に移行できるよう取組を進めます。

⑥ 幼稚園（私学助成）に対する補助事業の実施

これまでの成果と課題

幼児期は、人間形成の基礎を培う極めて重要な時期であり、幼稚園教育がその後の学校教育全体の生活や学習の基盤となることから、その役割は非常に大きなものがあります。

これらの観点から、幼稚園教育の振興を図るため、市内の私立幼稚園に対して運営費の一部を補助しています。

今後の取組

幼稚園（私学助成）に対する補助事業を通じて、充実した教育環境の整備が図られるよう今後も効果的な事業の実施に努めます。

(3) 家庭や地域の教育力の向上

① 家庭教育に関する多様な学習機会の充実

これまでの成果と課題

子育て中の保護者をはじめ、幅広い世代の方に対し、家庭や地域の教育力向上を図るため、様々な学習機会を提供しています。未就学児の母親を対象に子どもの発達段階に応じた育児知識の習得と情報交換の場を提供し、あわせて地域で活躍する子育て支援ボランティアを育成することを目的とした「ママさん教室」や、地域住民など幅広い世代に対して家庭教育への関心を高めてもらうことを目的とした「家庭教育セミナー」、家庭教育に関する男性の意識向上を目指す「男性の子育て講座」を開催しています。

今後の取組

市民ニーズを把握し、事業内容等の見直しを行いながら、子育てに関わる家庭教育支援のさらなる充実を図ります。

② 市の子育て出前講座の開催

これまでの成果と課題

子育てサークルや市民団体などが自ら取り組む子育てに関する学習活動などを支援するため、ちとせっこセンターでの「あそぶの大好き！」をはじめ、市のこども保健福祉部門において、子育てに関する幅広いメニューの出前講座を実施しています。

今後の取組

引き続き子育てに関する自主的な学習活動を促進するため、各出前講座内容の工夫に努めるほか、新たな子ども・子育て支援制度にあったメニューづくりを行うなど、家庭や地域の教育力向上を図ります。

③ 学校支援地域本部事業の実施

これまでの成果と課題

学校・家庭・地域が一体となって「地域ぐるみで子どもを育てる」体制づくりを行い、地域住民が学校のニーズに応じて支援する事業です。

地域の学校に対する関心が高まり、子どもたちとともに学ぶ環境づくりや地域ぐるみで子どもを見守り、子どもが安全に育つ安心な地域づくりが推進される一方で、学校支援ボランティアの高齢化、多様化する学校からのニーズに対応するため、若年層を中心にボランティアの募集を行い、体制の強化を図る必要があります。

今後の取組

学校と地域の現状を理解する「地域コーディネーター」の調整により、地域住民が授業支援や環境整備支援など、学校のニーズと地域の実情に応じた学校運営の支援を実施します。また、支援対象校の要請に応じ、教育活動推進員による放課後等における学習や体験、交流活動等に関するプログラムを実施し、児童生徒に多様な学習機会を提供します。

④ 青少年の多様な体験活動機会の充実

これまでの成果と課題

子どもに多様な体験学習の機会を提供するだけでなく、子どもの地域活動を支える市民ボランティアを育成するため、企画及び運営を行う「子ども活動支援ボランティア」と協力を図り、「チャレンジ教室」や依頼により活動する「子どもチャレンジ教室出前講座」を開催しています。

今後の取組

引き続き、子どもに多様な体験学習の機会を提供するとともに、地域での子どもの健全育成を支援する人材の育成、活用の充実に努めます。

⑤ 読書環境の整備 ☆

これまでの成果と課題

子どもの読書体験は、豊かな心と言語力や理解力を育む有効な手段といわれていますが、ゲーム機やインターネットの普及などにより、家庭での読書の機会が減少してきているといわれています。

また、ライフスタイルが多様化した反面、親の読書離れも進んでいることから、子どもが読書の素晴らしさに触れる機会はますます少なくなっています。

今後の取組

「千歳市子どもの読書活動推進計画」に基づき、読書手帳の配布やブックスタート事業などの実施により、親子が様々な場や機会を通じて読書に親しみ楽しめる環境づくりや、親子読書の啓発に努めます。

⑥ スポーツ活動の推進

これまでの成果と課題

スポーツを通じて健康で心豊かなライフスタイルを築く生涯スポーツの推進をめざし、健康づくりや体力増進に関する市民意識を啓発するとともに、スポーツ活動を支援する指導者や団体の育成のため、市内のスポーツ団体と連携し各種スポーツイベント・スポーツ教室を開催しています。

今後の取組

今後も引き続き、千歳市体育協会と連携し、団体や指導者の育成に努めるとともに、各種イベントの見直しを行うなど、子どもから大人まで楽しめる生涯スポーツを推進します。

(4) 児童の健全育成

① こどもの権利を守るための環境づくり

これまでの成果と課題

1989年に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」は、こどもも権利を行使する一人の人間として認め守ることを社会全体に求め、こどもが生まれながらにして持っている権利（「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」）を国際的に保障しています。

こどもの権利を実現し、守るためには、こどもが心身の健全な発達を通じて、一人一人がかげがえのない個性ある存在と認められるとともに、自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境づくりが必要です。

今後の取組

引き続き、次世代を担うこどもが、自らの命の大切さや尊さに気づき、他人への思いやりの心が育まれるように、人権擁護委員が講師となって、ビデオや絵本等の教材を活用しながら、いじめ等の人権問題について考える機会を作る「人権教室」に取り組みます。

また、花の種子や球根などを協力しながら育てることによって、生命の尊さを実感しながら、豊かな心を育み、優しさと思いやりの心が育まれるように、人権擁護委員が小中学校を訪問して、「人権の花運動」を実施します。

② 学童クラブ事業の拡充 ★（再掲）

これまでの成果と課題

学校の放課後に保護者が就労等により留守家庭となる小学生に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的として、市内に 17 か所の学童クラブを設置しています（現在の定員は 860 人）。

なお、市街地のすべての小学校区内への設置は完了していますが、北陽小学校分離校区への、新たな学童クラブの開設などが課題となっています。

今後の取組

令和 4 年度に新設される北陽小学校分離校区に新たな児童館併設学童クラブを整備します。今後も、就労形態の多様化などによる保護者のニーズの変化を把握し、安心して子どもを預けられる環境整備を進めます。

③ 「ランドセル来館」の実施 ★

これまでの成果と課題

保護者が短時間労働等のため昼間家庭にいない場合や、保護者の出産、病気や介護により一時的に保育できない場合に、小学生が学校からランドセルを背負ったまま児童館に来館できる登録制の事業です。現在は 10 児童館で、小学校 1 年生から 6 年生までを対象に実施しています。

今後の取組

引き続き児童の安心、安全な放課後の居場所を提供し、児童の健全な育成を図ります。

④ 児童館事業の拡充

これまでの成果と課題

児童館は、18歳未満のすべての子どもを対象とし、遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもを心身ともに健やかに育成することを目的とした児童福祉施設です。現在は単館7館、地域子育て支援センター併設2館、民間事業者への委託1館の合計10館を設置していますが、児童人口が増加している地域においては、今後も施設展開が必要となっています。

また、建設から10年以上経過している施設も多いことから、計画的な修繕を行いながら、安全に施設を運営する必要があります。

今後の取組

①令和4年度に北陽小学校分校が新設されるみどり台地区に児童館を整備します。

②また、今後は小学校児童数や地域状況を勘案の上、必要に応じて児童館の整備を検討するとともに、既存の施設については計画的に修繕を行い、安全に施設を運営します。

⑤ 「放課後子ども教室」の推進

これまでの成果と課題

放課後子ども教室を実施し、地域住民の参画を得て小学校施設を活用しながら、学習やスポーツ・文化体験活動など、様々な活動を行いました。

今後の取組

児童館未設置校区を対象に、放課後における児童の安全・安心な活動拠点を提供するとともに、様々な体験・活動プログラムを提供します。

⑥ 「中高生タイム」の導入

これまでの成果と課題

中高生の放課後の居場所として、児童館において、17時30分から18時30分を中高生の専用時間「中高生タイム」としています。

地域や学校により、利用状況に差があることから、積極的な周知を行うほか、中高生が集まりやすい環境を整えることが必要です。

今後の取組

中高生に児童館が気軽に来ることができる場であることを周知するとともに、より利用しやすい環境づくりに努めます。

⑦ 学校体育施設の活用

これまでの成果と課題

放課後児童の安全な遊び場や、青少年スポーツ団体、個人に対するスポーツ振興のための場を提供するため、小中学校の体育館、校庭やプール施設を、学校教育に支障のない範囲で一般市民に開放します。また、地域開放として土曜日の午前中に校庭・体育館の開放を行っています。

今後の取組

今後も、体育施設は地域の共通の財産という考え方に立って開放し、市民が気軽に利用しやすい効率的な管理運営に努めます。

⑧ 青少年会館の運営

これまでの成果と課題

青少年会館は、青少年の心身の健全な発達を促し、地域における青少年活動の振興を図るため、スポーツ少年団などの活動に利用されています。

今後の取組

青少年会館を活用し、同じ世代の仲間とのスポーツ活動などを通じて、連帯感や協調性、責任感などを養う場として、千歳市の未来を担う青少年の育成を図ります。

⑨ 青少年指導センター活動の充実

これまでの成果と課題

青少年の健やかな成長と非行の未然防止をめざし、青少年指導センターでは専門指導員、青少年指導員を配置し、関係機関・団体、市民ボランティア等との連携を図りながら、巡回指導や小学校における地区内育成ふれあい活動などを行っています。

また、電話や面談などにより青少年や保護者から悩み事の相談を受け、解決に向けての支援をしています。

青少年を取り巻く環境の浄化や健全育成については、日常的に青少年とふれあう機会を設けることで、非行や問題行動の早期発見と未然防止を図る必要があります。

今後の取組

今後も、青少年が非行などの問題行動を起こさないよう専門指導員、青少年指導員を配置し、関係機関・団体、ボランティア等との連携を図りながら、巡回指導や小学校における地区内育成ふれあい活動などを通して、青少年の健全育成を図ります。

(5) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

① 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

これまでの成果と課題

青少年を取り巻く環境の健全化のため、有害興行・図書類などの有害環境への対策を図るとともに、インターネット等の利用増加に伴うネットトラブルについて対応を検討する必要があります。

北海道青少年健全育成条例に基づき、有害図書類などの陳列方法や青少年に対する販売方法について、調査、指導しています。

今後の取組

関係機関や地域住民との連携を図り、有害図書類について定期的な巡回調査・指導を継続して実施することにより、有害環境対策の推進を図ります。

また、ネットトラブルに対応するため、青少年の健全なネット利用についての啓発を図ります。

基本目標2 安心して子どもを生き育てられる環境の充実

基本施策	具体的施策	指標	掲載頁	所管課
(1) 地域の子育て支援サービスの充実	① 地域子育て支援センターの拡充 ★ (再掲)	○		子育て総合支援センター
	② 地域子育て支援センターの休日開館の充実 ★	○		子育て総合支援センター
	③ 一時預かり事業の充実 (再掲)	○		子ども政策課
	④ ファミリー・サポート・センター事業の推進 (再掲)	○		子ども政策課
	⑤ 緊急サポートネットワーク事業の推進 (再掲)	○		子ども政策課
	⑥ 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)の推進 (再掲)	○		子ども家庭課
	⑦ ちとせ子育て特典カード事業の推進			子ども政策課
(2) 保育サービスの充実	① 特定教育・保育施設の充実 (再掲)	○		子ども政策課
	② 認定こども園化の推進 ★ (再掲)	○		子ども政策課
	③ 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の支援			子ども政策課
	④ 教育・保育の質の向上に向けたアクションプログラムの推進	○		子ども政策課
	⑤ 延長保育事業の推進 (再掲)	○		子ども政策課
	⑥ 病児・病後児保育事業の推進 (再掲)	○		子ども政策課
	⑦ 休日保育事業の充実			子ども政策課
	⑧ 夜間保育所への支援			子ども政策課
	⑨ 市立認可外保育所の実施			子ども政策課
	⑩ 幼稚園における預かり保育事業の促進			子ども政策課
(3) 子育て支援のネットワークづくり	① 「ちとせ子育て支援ネットワーク」の運用	○		子育て総合支援センター
	② 地域子育てサロンの支援			子育て総合支援センター
	③ 「ランチデー・ランチタイム」の実施	○		子育て総合支援センター
	④ 地域訪問交流事業の実施			子育て総合支援センター
	⑤ 教育・保育施設における地域交流事業の推進			子ども政策課・企画総務課(教委)
	⑥ 子育てに関する総合情報発信の拡充 ★ ☆	○		子ども政策課
(4) 地域における人材育成	① 保育士確保方策の推進 ★	○		子ども政策課
	② 教育・保育施設や子育て支援事業の従事者の総合的な研修の実施			子ども政策課
(5) その他の子育て支援の推進	① 教育・保育施設における世代間交流事業の推進			子ども政策課・企画総務課(教委)
	② 「児童館まつり」の実施	○		子育て総合支援センター
(6) 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実	① 妊婦相談支援の充実			母子保健課
	② 妊婦健康診査事業の充実 (再掲)	○		母子保健課
	③ 妊婦教室(わくわくママクラブ)の開催			母子保健課
	④ 両親教室(体験パパクラブ・パパの育児基礎講座)の開催			母子保健課
	⑤ 助産施設制度の実施			母子保健課
	⑥ 産婦健康診査事業の実施 ☆			母子保健課

		産後ケア事業の実施 ★		産前・産後ケア
	⑧	新生児・産婦訪問事業の充実 (再掲)	○	母子保健課
	⑨	乳幼児健康診査 (4か月健診・1歳6か月児健診・3歳児健診) 事業と事後支援の充実		母子保健課
	⑩	乳児委託健康診査 (先天性股関節脱臼検診・10か月児健診) 事業の充実		母子保健課
	⑪	5歳児相談の充実		母子保健課
	⑫	ちとせ版ネウボラ(こども・妊婦ネウボラ)の充実 ★		母子保健課
	⑬	養育支援訪問など育児支援の充実 (再掲)	○	母子保健課
	⑭	こども発達相談の充実		こども療育課
	⑮	乳幼児健康診査・こども・妊婦ネウボラ等における栄養相談の充実		母子保健課
	⑯	健康教育(栄養)の充実		母子保健課
	⑰	むし歯予防対策の推進		母子保健課・学校教育課(教委)
	⑱	乳幼児健診時・予防接種時の遊び場の設置		母子保健課
	⑲	健康診査(さわやか健診・子宮がん検診・乳がん検診)事業の充実		市民健康課
(7)学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実	①	性に関する健康教育の推進		母子保健課
	②	性教育の推進		学校教育課(教委)
	③	喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進		学校教育課(教委)
(8)「食育」の推進	①	食育推進計画に基づく食育の推進	○	健康づくり課・母子保健課
(9)小児医療の充実	①	小児救急医療体制の充実 ☆		母子保健課
	②	予防接種事業の充実		母子保健課
	③	子ども医療費助成事業の実施		国保医療課
(10)仕事と子育てを両立するための環境整備	①	仕事と子育ての両立支援に関する情報提供 ☆		こども政策課・商業労働課
	②	事業所内保育所への支援		子ども政策課
(11)仕事と子育てを両立するための意識啓発	①	男女共同参画社会の推進		市民協働推進課
		男性の育児参加の促進 ★		市民協働推進課
(12)家庭を持つ希望をかなえる環境の整備	①	結婚を応援する取組の実施		市民協働推進課
(13)妊産婦を応援する環境の整備	①	「いいお産の日 in ちとせ」の実施 ★	○	こども政策課・子育て総合支援センター
(14)子育て支援の利用につなげるきめ細やかな取組の推進	①	子育て支援中核施設の運営 ★	○	子育て総合支援センター
	②	「ちとせ子育てコンシェルジュ」の配置 ★	○	子育て総合支援センター
	③	「ままサポート(訪問型子育て支援)」の推進 ★	○	子育て総合支援センター
	④	子育てに関する総合情報発信の拡充 ★ ☆ (再掲)	○	子育て推進課
	⑤	公立子育て施設による「子育てブログ」の導入 ★	○	子育て総合支援センター・子ども政策課・子ども医療課
	⑥	「転入親子ウエルカム交流ツアー」の実施 ★	○	子育て政策課
	⑦	「こども食堂」応援事業 ☆		子ども家庭課

※「具体的施策」欄の★は『主要施策』、☆は『新規事業』

(1) 地域の子育て支援サービスの充実

① 地域子育て支援センターの拡充 ★ (再掲)

これまでの成果と課題

本市の子育て支援中核施設である「ちとせっこセンター」、「げんきっこセンター」及び「アリス子育て支援センター」の3か所を基軸として実施している地域子育てセンター事業（地域子育て支援拠点事業）については、平成27年度から7か所の児童館においても連携型の子育て支援センター事業を開始し、平成31年度には市内初の民間事業者への委託となる「あんじゅ児童館」でも実施しており、「自宅から遠い、車がないなどで身近な利用ができない」というニーズに応えてきておりますが、児童人口が増加している地域においては今後も施設展開が必要となっております。

また、出生数の減少や子どもが低年齢で就業する女性の増加に伴い、地域子育て支援センターの利用者数が減少傾向にある一方、センターを知らない方もいることから、周知方法についても検討する必要があります。

今後の取組

令和4年度にみどり台地区に新設する児童館に、市内で12か所目となる地域子育て支援センターを設置します。

各センターのブログや「ママからnet.」などSNSを活用した周知を充実させるほか、初来館のきっかけとなる仕組みづくりを行います。

② 地域子育て支援センターの休日開館の充実 ★

これまでの成果と課題

平成27年度から、ちとせっこセンターは第1日曜日、げんきっこセンターは第3日曜日を休日開館とし、「つどいの広場」や子育て講座、子育て相談等を実施しています。休日に子どもと遊べる場に対するニーズは高いものの、休日開館を知らない方も少なくない状況です。

今後の取組

休日開館についての周知を強化するとともに、平日に利用できない方のために休日開催の子育て講座や、親子で楽しめる事業の充実、休日開館日の拡充など、子育て家庭のニーズに合わせて検討します。

③ 一時預かり事業の充実（再掲）

これまでの成果と課題

保護者の就労パートタイム勤務への対応、保護者の入院や出産等により緊急的に保育を必要とする場合や、育児疲れの解消・冠婚葬祭等の私的な理由により保育を必要とする場合に対応するため、一時預かり事業を実施しています。

今後の取組

引き続き2つの公立の教育・保育施設及び3つの私立の認定こども園で実施する一時預かり事業（一般型）のほか、1号認定児童の一時預かり事業（幼稚園型）の実施を継続します。

また、地域のより身近な場所で安心して子どもを預けられるよう、実施施設数のさらなる拡充を図ります。

④ ファミリー・サポート・センター事業の推進（再掲）

これまでの成果と課題

子育ての手助けをしてほしい会員（依頼会員）と手助けしたい会員（提供会員）相互の信頼関係をもとに、有償で子育て家庭を支援することを目的に平成14年度からファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）を実施しています。

利用件数及び会員合計数は増加傾向にあり、小学生の放課後、保育所や一時保育の開所時間などではカバーしきれないケースに応じたサービスとして利用されてきました。

今後の取組

今後も引き続き事業を実施し、提供会員の拡大や、定期的な研修の実施による質の向上に努めます。

また、ひとり親家庭を対象とした保護者負担の軽減を実施し、事業のさらなる充実を図ります。

⑤ 緊急サポートネットワーク事業の推進（再掲）

これまでの成果と課題

ファミリー・サポート・センター事業と同様の相互会員制によるネットワークの支援事業で、急な残業などで子どもの預け先が必要になったとき、子どもの発病などで保育所に預けられなくなったとき、保護者の急な出張など、緊急時に宿泊の預かりを含めて対応することを目的に平成21年度から実施しています。（子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化型））

年間の利用件数は多くはありませんが、転入者や核家族が多い当市の特徴からも、親族など身近に預け先がない保護者の緊急対応として、また、病児・病後児保育事業（千歳こどもデイケアルーム）を補完（定員に空きがない日の対応）する役割があります。

今後の取組

ファミリー・サポート・センター事業と同様に、事業を継続し、提供会員の拡大に努めるほか、緊急対応としての専門的な研修の充実に努めます。

⑥ 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)の推進 (再掲)

これまでの成果と課題

道内一平均年齢が若く、転入者が多い当市の特性から親戚等の援助が得られない子育て家庭が多く、地域における子育ての孤立化がみられます。育児疲れや保護者の病気、保護者の就労等の理由により、一時的に子どもを養育することが困難となった家庭を支援するため、宿泊を伴う短期間（原則7日間まで）、子どもを児童養護施設において預かる事業を、北広島市の2か所の児童養護施設に委託して実施しています。

今後の取組

広報活動による事業普及を図るほか、家庭児童相談業務や関係機関との連携の中で、一時的に養育が必要な家庭に活用を勧めるなど、取組を促進します。

⑦ ちとせ子育て特典カード事業の推進

これまでの成果と課題

次代を担う子どもたちが健やかに成長できるよう、地域社会全体による子育て支援の機運を高め、子育て世代の経済的負担の軽減を図るために、北海道と連携して「ちとせ子育て特典カード事業」を実施しています。

市内にある店舗や企業、施設などの協賛を得て、市内に住所のある中学校修了までの子どもがいる世帯または妊娠中の方がいる世帯を対象として、希望により“ちとせ子育て特典カード”を交付し、協賛店でそのカードを提示した際に商品の割引などの特典サービスを受けることができます。

今後の取組

協賛店舗拡大が利用者増加につながることから、より多くの子育て家庭が申請し特典サービスを利用できるよう、商店街・企業等に協力をお願いし市内協賛店の拡大を図るとともに、ポケットサイズの協賛事業所一覧やパンフレットの配布などにより制度の周知に努めます。

また、特典カード利用の対象範囲を中学校修了までの子どもがいる世帯から18歳までの子どもがいる世帯までに拡大し、子育て支援の充実に努めます。

(2) 保育サービスの充実

① 特定教育・保育施設の充実 (再掲)

これまでの成果と課題

保護者の就労形態の多様化や女性の就業率の上昇などにより、保育のニーズが増加する傾向にあることから、教育・保育の施設整備により、保育の定員を拡大してきました。

今後の取組

今後も、保育のニーズに応じて、保育施設の整備や既存の保育所の定員の適正化や、幼稚園からの認定こども園への移行を促進することで、2号認定、3号認定子どもに関わる保育の枠を拡大するなど、特定教育・保育施設の充実に図ります。

② 認定こども園化の推進 ★ (再掲)

今後の取組

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上を図る支援を実施するため、教育・保育の一体的な提供を推進します。

③ 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の支援

経済状況や女性の社会進出への意識の変化などにより、全国的に共働き家庭は増加の傾向にあります。また、子育てに専念することを希望して退職する女性がいる一方、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育てを両立できる環境にないとの理由により、出産を機に退職する女性も少なくはありません。

こうした状況を踏まえ、産後休業及び育児休業から保育へと切れ目のないサービスを提供していく必要があります。

今後の取組

認定こども園への移行推進により、産後の休業及び育児休業後の職場復帰に伴う円滑な保育サービスの利用を推進します。

また、子育て支援中核施設「ちとせっこセンター」及び「げんきっこセンター」に「ちとせ子育てコンシェルジュ」を配置し、保護者の就労に応じた教育・保育内容の相談や施設・事業に関する情報提供などを行い、利用を支援します。(67、136 ページを参照)

なお、これまでは就労により保育所等を利用している子どもの保護者が、出産に伴う産前産後休暇を取得した場合、その期間について既に入所している子どもの保育の継続を認めていましたが、育児休業期間については、家庭での保育に欠けないという理由から、特別の理由がある場合を除き認められていませんでした。新制度の施行に伴い、新たに教育・保育給付に関する保育の必要性の認定基準が示されたことから、当市では運用の中で、育児休業期間中であることを確認することで、既に入所している子どもの保育の継続を認めることとし、乳幼児期の子どもの切れ目のない保育サービスを提供します。

④ 教育・保育の質の向上に向けたアクションプログラムの推進

これまでの成果と課題

平成 20 年 3 月に厚生労働省が策定した保育所における質の向上のためのアクションプログラム(行動計画)をもとに千歳市におけるアクションプログラムを策定し、①保育実践の改善・向上、②子どもの健康及び安全の確保、③保育士の資質・専門性の向上の 3 つを柱として取り組んできました。

今後の取組

今後も幼児期の教育・保育の一体的な提供の推進を図るため、保育支援員と連携し、教育・保育の質を向上させていく視点を重視した千歳市におけるアクションプログラムを整備する必要があります。

認定こども園、保育所、幼稚園・小学校の連携を一層促進するとともに小学校就学前の子どもの育ちを支える体制を整備するため、「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」を基本とし、国の指針等を参考にしながら、北海道から幼児教育に関する専門的な指導・助言を受けるなどし、当市の教育・保育の質の向上を主な目標とした新しいアクションプログラムを策定します。

⑤ 延長保育事業の推進（再掲）

これまでの成果と課題

2号、3号認定子どもについて保育標準時間（11時間）及び保育短時間（8時間）を超える保育の提供を行っています。

現在は、一部保育短時間認定に限る場合もありますが、市内全国で実施しています。

今後の取組

引き続き、保護者の就労等のニーズに合わせた事業として、全国での実施を継続していきます。

⑥ 病児・病後児保育事業の推進（再掲）

これまでの成果と課題

保護者が安心して働くための環境を整備するため、子どもの病気発症時、病気回復期で保育所など集団保育が困難な子どもを、就労等の理由により家庭で保育できない保護者に代わり、市立千歳市民病院の敷地内に「千歳こどもデイケアルーム」を設置し、開所時間の延長、当日の予約を可能にするなど、サービスの向上に努め、安心、安全な環境のもとで病児・病後児保育を実施しています。

今後の取組

引き続き事業を実施し、また、緊急サポートネットワーク事業の実施と並行して、子どもの病時、病気回復期においても看護と保育サービスを提供することにより、保護者の就労ニーズに対応します。

⑦ 休日保育事業の充実

これまでの成果と課題

日曜日や祝日などの保育所の開所時間以外でも、保護者の就労に伴う保育ニーズに対応するため、1か所の保育所で休日保育事業を実施してきました。

今後の取組

保護者の就労形態の多様化に伴う休日における保育のニーズに引き続き対応するため、今後は、休日保育に対する財政支援を教育・保育給付の中に組み込む（休日保育加算）ことで、事業拡大や保護者負担の軽減を目指します。

⑧ 夜間保育所への支援

これまでの成果と課題

保護者の就労等により夜間に保育を必要とする家庭を支援するため、夜間の保育を行っている私立認可外保育所に対し市独自の補助を実施しています。

今後の取組

現行の実施施設は、開所時間が新制度における教育・保育給付の対象にはなりません。夜間の就労者が多い地域的なニーズを踏まえて、市独自の補助事業を継続します。

⑨ 市立認可外保育所の実施（再掲）

これまでの成果と課題

教育・保育施設等がない市街地から遠く離れた農村地区や観光地区において、保育を必要とする子どもや小学校就学前の集団生活の経験に寄与することを目的に、市の認可外保育所を3か所開所しています。

冬期間に保育の必要性がないなどの地域性に鑑み、12月から3月までの間休所していますが、一部の地域においては地域のニーズがあり、市民協働事業等により、開所し、保護者が主体的に運営しています。

今後の取組

市の認可外保育所は、地域の実情に応じて、1日の開所時間など教育・保育施設等とは異なる内容により実施していることから、地域の方の意向を尊重しながら、当面の間は継続的な運営等を実施し、在り方を検討します。（具体的な内容は63ページを参照。）

⑩ 幼稚園における預かり保育事業の促進

これまでの成果と課題

男女共同参画の進展や共働き家庭の増加によって、幼稚園教育を求める保護者においても長時間の保育無償化で増加しています。そのため、市内のすべての私立幼稚園で預かり保育を実施しています。

今後の取組

施設給付型幼稚園については、一時預かり事業（幼稚園型）の制度の活用を推進するとともに私学助成型幼稚園については、引き続き国・北海道の預かり保育推進事業（私学助成）制度の活用を継続します。

(3) 子育て支援のネットワークづくり

① 「ちとせ子育て支援ネットワーク」の運用

これまでの成果と課題

地域で子育てを行う機関・団体等で構成する「ちとせ子育てネットワーク」では、子育て支援に関する交流や学習会の開催及び情報発信などの活動を支援しています。

各種の子育て支援サービスや子育てに関する情報の共有、関係機関、団体との連携により、双方向のつながりを強化しながら、きめ細かな子育てを地域全域で支え合う環境づくりや仕組みづくりを進めています。

今後の取組

引き続き、地域の中で安心して子育てできる環境づくりと総合的な子育て支援施策の推進をめざし、関係機関・団体との連携を強化し、相互の協力による全市的な子育て支援ネットワークの構築に努めます。

② 地域子育てサロンの支援

これまでの成果と課題

地域に身近な町内会館などの施設を利用して、子育て中の親子が気軽に集える「地域子育てサロン」を各地域に整備するため、子育て支援中核施設「ちとせっこセンター」及び「げんきっこセンター」の職員の派遣や出前講座の実施など、サロンの運営支援を行っています。

今後の取組

引き続き、各地域の子育て支援者や関係機関との協力体制の整備を進め、民生委員児童委員を中心とする市民団体等が主体となることで、市民自らによる地域支援をサポートする体制を構築していきます。

③ 「ランチデー・ランチタイム」の実施

これまでの成果と課題

乳幼児親子が子育て支援センターや児童館でお弁当を食べながら交流する「ランチデー」を実施しており、ちとせっこセンター、げんきっこセンターにおいては、「毎日ランチデー」を平成28年度から導入しております。また小学生の春・夏・秋・冬休み期間中のランチデーも実施しています。

さらに、子育てサークル等が児童館を利用する際に、昼食時間にお弁当を食べながら過ごすことができる「ランチタイム」を、平成26年4月から7か所の児童館で実施しています。

今後の取組

多くの親子に「ランチデー・ランチタイム」を活用してもらえるよう、地域子育て支援センターや児童館の利用者に対して周知を図っていきます。

④ 地域訪問交流事業の実施

これまでの成果と課題

子育て支援中核施設「ちとせっこセンター」及び「げんきっこセンター」から職員が地域へ出向き、子育てサークル等団体からの希望に応じて、児童館やコミュニティセンターなどで「出前講座」を実施するほか、児童指導員と連携し、遊びや子育て情報の提供や親子の交流の場所づくりを行っています。

今後の取組

今後も、「ちとせっこセンター」及び「げんきっこセンター」の職員が地域を訪問し、親子での遊びの指導や育児相談等を行うことで、地域における子育てのサポートを推進します。

⑤ 教育・保育施設における地域交流事業の推進

これまでの成果と課題

認可保育所や幼稚園の所（園）庭を開放し、入所（園）児童と地域の児童のふれあいの場をつくとともに、保護者の相談の場として活用しています。

今後の取組

今後も認定こども園や認可保育所等を活用して地域での交流の機会を提供し、家庭と地域を結び付ける取組を促進します。

⑥ 子育てに関する総合情報発信の拡充 ★ ☆

これまでの成果と課題

市は、子育てに関する多様な制度や事業について一元的に情報発信する施策として、平成17年度から「千歳市子育てガイド」を3年に1度作成・発行しているほか、平成20年度からは子育て支援ホームページ「ちとせ子育てネット」を開設しています。

転入者が多いという当市の特性から、これらの取組は有効な施策として、さらなる内容の充実が求められているほか、最近でのスマートフォンの普及に伴うインターネット環境の変化により、特に子育ての中心世代となる20代から30代において、手軽に「知りたい情報」を即座に入手できる環境や、タイムリーで魅力のある情報発信機能が求められていることから、市民団体との協働による身近な子育て情報を広く発信する「ママからnet.」の運用を始めました。

今後の取組

今後、「千歳市子育てガイド」については、「困ったときに見る」から「普段から使える」ガイドブックをめざし、地図情報を大幅に拡充した「千歳市子育てガイド&おでかけMAP」の充実をめぐるほか、「ちとせ子育てネット」については、スマートフォンに対応した見やすさの向上、「ママからnet.」による身近な子育て情報や転入者に必要な情報の発信など、民間や市民の視点・発想を取り入れた魅力的な総合情報の提供に努めます。

(4) 地域における人材育成

① 保育士確保方策の推進 ★

これまでの成果と課題

これまでは「保育の量的拡大」のために、認定こども園、保育所等の提供体制の確保方策と、潜在的な有資格者の把握を含めた教育・保育従事者の確保を同時に進めてきましたが、増え続ける保育ニーズに対応した保育士等の確保は今後も継続する必要があります。

今後の取組

登録制の「千歳市保育士等人材バンク」を設置し、転入者や出産などに伴い一旦現場を退く保育士の有資格者、教育・保育施設などでの就労を希望している方等に向けて市内外を問わず広く登録を呼びかけるとともに、インターネットによる登録手続きの簡素化を図り、教育・保育施設に対し登録情報を提供することで、本市における保育士等の人材確保にむけた取組を実施します。

また、ハローワークと連携し、市役所の窓口でもハローワークの求人情報を提供するなどし、保育士等の就職に関する相談を行う「ちーマインダー」を開設するほか、市役所の窓口だけではなく、「ちとせっこセンター」や「げんきっこセンター」での登録を可能とするよう取り組みます。

② 教育・保育施設や子育て支援事業の従事者の総合的な研修の実施

これまでの成果と課題

市はこれまで、保育部門や子育て支援部門、療育部門、母子保健部門などで数多くの専門的な研修会を実施しています。

しかし、一方で専門性の高い研修内容や受講対象者を特定することで、他の分野の子育て支援従事者に向けて、十分な情報が行き届いていない状況があります。

今後の取組

市が実施する各種研修会について、可能な限り対象者の枠を拡大し、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の従事者に対し、分け隔てなく受講を促すことで、他市と連携するなどし、広域的に従事者の質の向上を図ります。

(5) その他の子育て支援の推進

① 教育・保育施設における世代間交流事業の推進

これまでの成果と課題

核家族化の進行や地域における人間関係の希薄化から、異年齢の子ども同士が遊ぶ機会や、異世代間の交流機会が減少しています。

認可保育所の所庭開放や、認可保育所や幼稚園での高齢者との交流、中高生の職業体験の受入などを通じて、世代間交流を積極的に進めています。

今後の取組

家庭や地域の子育て力を高めるため、異年齢・異世代間の交流機会の拡大に向けた取組を促進します。

② 「児童館まつり」の実施

これまでの成果と課題

核家族化の進行や地域における人間関係の希薄化から、異年齢の子ども同士が遊ぶ機会や異世代間の交流機会が減少していることから、各児童館において児童館まつりを開催し世代間交流を進めています。

また、中高生ボランティア、民生委員児童委員、福祉団体、教育機関など幅広い年代の市民が参加し、市内10児童館合同による児童館まつりを隔年で開催しています。

今後の取組

児童館における行事を通じて、児童館を利用する異年齢の子ども同士で遊んだり、民生委員児童委員をはじめとした地域住民と交流することにより、子どもが社会規範を学び、人間関係を築いていくことを目的として、今後も児童館まつりと地域での児童館まつりを開催し、世代間交流を進めます。

(6) 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実

① 妊婦相談支援の充実

これまでの成果と課題

母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付を行っています。

母子健康手帳交付の際に、「妊婦ネウボラ」を実施し保健師や助産師がすべての妊婦と面接し、妊娠期において心身ともに安全で安心して過ごせるように相談支援を行います。また、養育支援を念頭におき、妊婦の心身の健康や家族状況に関するアンケートを実施しており、今後の子育てに関する不安や心配事の相談に応じています。必要時、家庭訪問や電話相談等の支援を開始し、妊娠から出産、育児へと支援の継続に努めています。

さらに、母子保健システムを活用し、過去の育児支援状況などを確認しており、妊婦をはじめとした家族への支援に努めています。

市外から転入して来た妊婦に対しては、「千歳市子育てガイド」等を配布し子育て支援事業について案内するとともに、初めての地域でも安心して子育てができるよう相談機関や社会資源の紹介に努めています。

今後の取組

今後も妊娠期において心身ともに安全で安心して過ごせるように、関係機関と連携し個々の状況に応じた支援を行います。

② 妊婦健康診査事業の充実（再掲）

これまでの成果と課題

母子保健法に基づく、必要な検査を含めた妊婦健康診査の助成を行います。妊婦が定期的に健康診査を受診することは、妊娠期の安全と異常の早期発見のため重要であり、受診票の利用状況を通じて、受診状況を把握しています。

経済的負担を軽減する目的で、平成 21 年度より、北海道が定める「医療機関に委託して行う妊産婦健康診査及び乳幼児健康診査実施要領」に基づき、妊婦一人につき妊婦一般健康診査受診票 14 枚、超音波検査受診票 6 枚を交付しています。

受診票は、全道の医療機関で使用することができます。道外の医療機関で妊婦健康診査を受診した場合は、償還払いとして同額の助成を行っています。

今後の取組

妊娠期間を安全に過ごし異常を早期に発見するためには、定期的に健康診査を受診することが重要なことから、今後も効果的な事業の実施に努めます。

③ 妊婦教室（わくわくママクラブ）の開催

これまでの成果と課題

妊婦教室は、妊娠の過ごし方コース・子育て準備コース・子育て支援センター見学コースの3コースを実施しています。市の特徴として転入者が多いことから、教室の内容は、妊娠中の過ごし方、育児手技等の知識の伝達のほか、仲間づくりができるよう交流会などを取り入れています。

特に育児コースは、地域子育て支援センターと共催し、施設見学などを取り入れ育児に関する地域資源の案内の機会としています。また、先輩ママとの交流会は、育児についての体験談を聞きながら赤ちゃんの抱っこ体験ができる場となっています。

今後の取組

今後も継続して母親教室を実施し、地域で母子が孤立することがないように妊娠期間からの仲間づくりを推進するとともに内容の充実に努めます。

④ 両親教室（体験パパクラブ・パパの育児基礎講座）の開催

これまでの成果と課題

夫婦が協力して妊娠・出産・育児に取り組むことができるよう、妊婦とその夫を対象に両親教室を実施しています。母親の育児不安や育児負担の軽減のため、父親が出産後早期から、育児参加ができるよう、沐浴実習等の具体的な育児手技を取り入れた内容で実施しています。

また、平成22年度から、地域子育て支援センターと連携し、妊娠中の夫婦と1歳未満の子育て中の家族を対象にした育児教室を実施しています。パパの育児体験談や赤ちゃんの抱っこを体験ができ、保育士が1歳未満の赤ちゃんとのふれあい遊びを紹介しています。さらに、料理レシピの紹介や地域子育て支援センターの見学を取り入れ実施しています。

今後の取組

毎回、教室終了時にアンケートを実施し、教室の内容をより充実していくとともに、より多くの対象者に参加してもらえるよう開催曜日や周知方法についても検討します。

⑤ 助産施設制度の実施

これまでの成果と課題

未婚での出産、離婚後の出産などのほか、夫の失業など経済的に出産費用の捻出が困難な世帯がいる中で経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を対象に、助産施設である市立千歳市民病院等において助産の実施を行うものです。

制度の実施にあたっては、「千歳市子育てガイド」への掲載や母子健康手帳交付時に周知するとともに、関係機関との連携に努めています。

今後の取組

制度を必要とする妊産婦が安心して出産できるよう、引き続き関係機関との連携を図り、周知に努めます。

⑥ 産婦健康診査事業の実施 ☆

これまでの成果と課題

母子保健法に基づき、出産後間もない時期の産婦に対して、一人2回を上限に産婦健康診査の費用助成を行い、母子手帳交付時に産婦健康診査受診表を2枚交付しています。

産後の初期段階に健康診査を受診することで、母体の身体的な機能回復、授乳状態、精神状態を把握する機会となり、早期からの支援を開始することで産後うつ病の予防や早期発見、また、新生児への虐待防止を図っていきます。

事業が開始して間もないことから、妊娠届をされた妊婦や健康診査の実施医療機関に対し、事業の周知が必要となっています。

今後の取組

産婦健康診査を実施することで、産後うつ病をはじめとする疾病等の早期発見や早期治療に結びついたり、産後の初期段階における母子に対して早期支援が可能になることから、今後も効果的な事業の実施に努めます。

⑦ 産後ケア事業の実施 ★

これまでの成果と課題

出産後の心身の不調や育児不安等がある母子を対象に、助産師等の専門職が心身のケアや育児技術等のきめ細やかな支援を提供し、産後うつ等に関連する不適切な養育を予防し、母子の安全と健康の増進を図ります。

令和元年7月に、民間の助産所に委託し、利用料金の助成をして、訪問型やデイサービス型（通所）で実施しています。

今後の取組

産後早期に適切なケアを開始することで、より効果的な支援となるため、産科医療機関との連携および妊産婦やその家族に対して産後ケアの活用の周知に努めます。

⑧ 新生児・産婦訪問事業の充実（再掲）

これまでの成果と課題

平成19年度から、こんにちは赤ちゃん事業として、助産師や保健師が4か月までの赤ちゃんがいる世帯全戸に対して家庭訪問を行っています。平成22年度からは、未熟児訪問支援を道から引き継ぎ、すべての赤ちゃんを対象とした事業になっています。

訪問前に妊娠期の支援状況を確認し、妊娠期からの継続した支援に努めています。

訪問時は、新生児の発達や発育状況の確認、産婦の心身の健康状態の確認、母乳育児の推進や育児情報の提供を行っています。すべての産婦に産後うつアンケートを実施し、産後うつ症や育児不安、養育環境などに伴う育児困難を把握し、早期から育児支援を行うことで育児放棄などの虐待予防に努めています。

また、未熟児、健康状態に問題がある新生児や産婦については、医療機関と連携し支援を行っています。困難事例については、月1回子育て検討会やカンファレンスを実施し、臨床心理士等のアドバイスを受けながら支援内容の充実に努めています。

今後の取組

新生児の健やかな発育のため、赤ちゃん訪問を継続して実施するとともに、妊娠中に出産や今後の不安に関するアンケートを行い、早期からの育児支援に努めます。

また、訪問時のアンケート内容を充実して妊娠時期から継続して育児状況を把握し、訪問拒否などで状況を把握できない母子の数をできるだけ少なくするように努めます。

⑨ 乳幼児健康診査（4か月児健診・1歳6か月児健診・3歳児健診）事業と事後支援の充実

これまでの成果と課題

4か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に、乳幼児健診を集団で実施しています。健診では、医師、歯科医師の診察、保健師、栄養士等による発達、発育の確認や栄養相談、育児相談、歯科衛生士による歯科相談などを実施しており、毎年、問診票の内容などを見直し健診の充実に努めています。乳幼児健診の場を活用し、育児の悩みや不安について相談を受け、必要時、個別支援につなげるとともに相談機関などの紹介に努めています。

また、事故予防の啓発活動の一つとして、1歳6か月児健診では、事故予防用品の展示や事故予防に関する冊子の配布を行っています。

健診の事後支援として、保育所や幼稚園、地域子育て支援センター、福祉分野と連携を図り、発達や発育、育児支援に努めています。

今後の取組

問診票の見直しや健診内容を検討し、発達障がい児に対する支援体制の充実に努めます。

母子保健システムを活用し妊娠中から乳幼児期まで途切れることなく、総合的に支援するとともに、関係機関との連携を強化し、必要時迅速に連絡会議や個別の相談を行います。

⑩ 乳児委託健康診査（先天性股関節脱臼検診・10か月児健診）事業の充実

これまでの成果と課題

先天性股関節脱臼検診は市内の整形外科に、10か月児健診は市内の小児科の指定医療機関に委託し実施しています。

指定医療機関での検診結果によって、治療や育児相談、電話、家庭訪問等の事後支援を実施しています。

検（健）診について個別通知で案内するほか、赤ちゃん訪問や4か月児健診で周知を行い、受診の必要性等のPRを行っています。未受診の場合は、2か月間の受診期間が過ぎた時点で訪問や電話等で状況把握に努めています。

今後の取組

今後も受診率の維持に努めるとともに、乳幼児健診問診票の設問項目や、事後支援の充実を図ります。

⑪ 5歳児相談の実施

これまでの成果と課題

5歳児相談は年間5回、保健センターで実施しており、身体計測、視力検査、栄養相談、集団での遊びを通して発達の確認や育児へのアドバイスを行っています。また、教育委員会の協力を得て、就学に向けての準備等についての講話や就学相談を行っています。

今後の取組

5歳の節目に成長や発達の確認を希望する保護者が多いことから、今後も事業を継続し相談体制の充実を図っていきます。

⑫ ちとせ版ネウボラ（こども・妊婦ネウボラ）の充実 ★

これまでの成果と課題

従来より保健センターで実施していた「育児相談」を「こども・妊婦ネウボラ」に変更し、保健センターで妊産婦や子育て中の保護者の相談に応じているほか、市内の子育て支援センターを巡回し、妊産婦や子育て中の保護者が気軽に相談できたり、相互に交流が図れる機会としています。

今後の取組

利用者のニーズに合った相談の機会とし、学童期以降の保護者にも利用してもらえるよう、事業の周知や相談体制を検討していきます。

⑬ 養育支援訪問など育児支援の充実（再掲）

これまでの成果と課題

子育てに困難を感じている養育者や虐待の恐れがある養育者に対し、来庁相談や電話相談、養育支援訪問で個別支援を行っています。また、必要時、関係機関と連携を取りながら支援を継続しています。困難事例については、臨床心理士や関係機関の専門職種と支援内容を検討することができる「ネウボラ個別会議」を開催し支援力の向上に努めています。

さらに、対象者へ一貫した関わりが持てるよう定期的なカンファレンスを行っています。

養育が困難と見込まれる妊婦については、妊娠初期から支援を開始し、医療機関と連携しながら乳幼児期まで継続した支援を行っています。

今後の取組

子育て支援に関する様々なサービスが定着しつつあり、今後はさらに妊娠初期からの育児支援も視野に入れた対応を検討し、事業の充実を図ります。

⑭ こども発達相談の充実

これまでの成果と課題

発達につまずきがある乳幼児への発達評価と育児助言、発達を促す個別的な親子遊び、少人数での集団遊び、電話での相談などを実施しています。近年、発達障がい傾向にある児童が、家庭や集団生活において、不適応となるケースが増えています。また、低年齢から幼稚園などの集団利用を開始する児童も増えています。

今後の取組

こども発達相談室では、発達につまずきのある乳幼児の早期発見・対応により保護者が適切に子育てできるよう発達相談を行うほか、「巡回支援事業」として専門員による保育所等への巡回訪問を実施できるよう整備を進めます。また、育児支援としてグループ相談や個別での遊び支援、電話相談などを実施し、発達に遅れ等のある子どもが幼稚園や保育所などの集団生活に適応しやすくなるよう、関係機関と連携しながら継続的な支援を行い、必要に応じて児童通所支援等の利用につなげます。

障がい児相談支援事業所では、児童通所支援の利用者が適切にサービスを利用できるよう、利用計画の作成やモニタリング等を実施し、発達支援の総合的なマネジメントを行います。

⑮ 乳幼児健康診査・育児相談等における栄養相談の充実

これまでの成果と課題

乳幼児健康診査、こども・妊婦ネウボラ、母親教室、電話相談等において妊婦の栄養、乳幼児の栄養について個別相談に応じています。

妊娠期においては、母子健康手帳交付時に、妊娠期の栄養に関するパンフレットを配布し、乳幼児期においては、乳幼児健診時の栄養相談を通して、離乳食やおやつの与え方、偏食の対応、栄養の大切さや規則正しい食生活について啓発と推進に努めています。

また、食育の推進も視野に入れ、朝食の欠食の改善、噛むこと大切さやバランスのとれた食事についての啓発に努めます。

今後の取組

乳幼児健診やこども・妊婦ネウボラなどにおける個別の栄養相談を充実します。

妊娠期から食事の重要性についての啓発を進め、乳幼児期においては各種健診や相談を通して食に対する関心と理解を深めてもらうとともに、規則正しい食生活を実践することができるように支援します。

⑯ 健康教育（栄養）の充実

これまでの成果と課題

母親学級で妊娠中の食生活に関する講話を行っているほか、出前講座、ファミリー・サポート・センターや地域子育て支援センターからの依頼により、望ましい食生活や食習慣、正しい栄養の知識に関する講話や子ども向けの食事作り等の調理実習を実施しています。

また、口腔内の健康や衛生の観点から、歯科衛生士と連携し、共同で健康教育を実施しています。

今後の取組

食生活の重要性についての啓発を継続して進め、望ましい食生活についての知識の普及啓発、食生活改善における実践可能な方法などについて、関係機関との連携を図りながら、より多くの市民に健康教育を進めます。

⑰ むし歯予防対策の推進

これまでの成果と課題

むし歯予防のため、1歳6か月児健診、3歳児健診において歯科健診や歯科相談、未就学児を対象としたフッ化物塗布を実施しています。

また、母親教室、出前講座、地域子育て支援センターの育児教室において、正しい口腔ケアの方法や食事のとり方、おやつとの与え方等の講話や具体的な歯磨き指導を行っています。

市内の保育所、幼稚園、学童クラブに出向き、むし歯予防についての人形劇と歯ブラシを使った歯磨き指導を行っています。健康教室の内容は毎年見直し、効果的な媒体や方法となるよう努めています。このほか、保育所、幼稚園でのフッ化物洗口の導入を進めています。

むし歯予防デーや健康まつりでは、歯科医師会と連携し、歯科医師による歯科健診や歯科相談、口腔の健康に関する啓発活動、フッ化物洗口体験等に取り組んでいます。

今後の取組

集団指導の内容については、その都度見直し、より効果的な方法を検討します。

また、今後も歯科保健対策会議による協力・連携体制の強化を図り、むし歯予防の推進に努めます。

⑱ 乳幼児健診時・予防接種時の遊び場の設置

これまでの成果と課題

乳幼児健診時、予防接種時の遊び場は、待ち時間の負担感軽減と子育ての情報交換、交流の場として平成17年度より設置しています。

現在は、乳幼児健診、こども・妊婦ネウボラ、予防接種、さわやか健診等の会場内に遊び場を設置し、保育士を配置しています。保育士は、安心して健診を受けられるよう同伴児を保育することや気軽に育児の相談に応じる役割を担っています。

今後の取組

今後も利用者が安心して健診、予防接種等の保健サービスが利用できるよう、利用者数や利用状況に応じた遊び場の提供に努めるとともに、育児や事故防止などの安全に関することについての啓発や周知の場となるよう充実を図ります。

⑱ 健康診査（さわやか健診・子宮がん検診・乳がん検診）事業の充実

これまでの成果と課題

子どもの保護者が健康な心身状態の維持向上を図るためには、健（検）診を利用し、生活習慣改善による疾病の予防・早期発見・早期治療により、重症化を予防することが必要です。また、欠食、外食や間食が多い、野菜不足といったバランスを欠いた食事や運動不足で、やせていても高血糖、高脂質血症、貧血など生活習慣病のリスクを抱えている人がいますが、多忙、自覚症状がないといった理由で健診を利用されない方が多数います。

また、がん患者は年々増加し、若い世代もがんに罹患しています。

市では、19歳から39歳を対象とする「さわやか健診」、20歳以上を対象とする「子宮がん検診」、40歳以上を対象とする「乳がん検診」を実施し、受診しやすい環境づくりに努め、健康増進に向けた周知・啓発を実施しています。

今後の取組

今後も引き続き、健康診査を実施し子育て世代の健康づくりに努めます。

子宮がん・乳がん検診においては、国が示している「がん検診推進事業」等を活用しながら受診率の向上に努めます。

また、集団健診は、複数の健診を一度に受診できる体制とし受診者の利便性を図るとともに、女性のための健診日や無料保育の設定、忙しい子育て世代のための土日や早朝の健診日の設定、札幌までの無料巡回バスの設定等による受診しやすい環境づくりに努めます。

また、乳幼児健診を活用したチラシの配布、個別受診勧奨、健康教育、健康相談の実施等により啓発活動を実施し、健康増進に向けた周知・啓発を継続していきます。

(7) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

① 性に関する健康教育の推進

これまでの成果と課題

予期しない妊娠の防止や性感染症の予防など、正しい知識の啓発は、思春期から働きかける必要があります。また、結婚、妊娠、育児についての心構えなど、生活を通して少しずつ準備をしていくことが重要です。そのため、小中学生、保護者を対象とした出前講座や講演会を実施しています。

出前講座では、それぞれの年齢に合わせた性教育の内容を検討し、心身の成長や性に関する内容のほか、DVの予防を念頭に、相手を尊重すること等の内容も取り入れて実施しています。また、事後アンケートを実施し内容の充実に努めています。

今後の取組

学校と連携した体制のもと、今後も出前講座や講演会を実施し、予期しない妊娠を防ぐことやDVの防止についての啓発活動に努めます。

② 性教育の推進

これまでの成果と課題

性に対する意識や価値観が多様化するとともに、インターネットや携帯電話の普及に伴い性に関する情報が氾濫し、性感染症や人工妊娠中絶など、性に関する問題が深刻化しており、児童生徒への発達段階に応じた性教育などの健康教育の充実が求められています。

今後の取組

児童生徒が、発達段階に応じて、性教育に関する正しい知識を身に付けるため、保健、道徳、特別活動、生徒指導などの教育活動全般を通じた性教育を進めます。

③ 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進

これまでの成果と課題

未成年期の喫煙、飲酒、薬物乱用は、生涯にわたる心身の健康に対する大きな阻害要因となることから、自己の健康の保持増進を図る実践的な指導や健康教育の充実が求められています。

今後の取組

児童生徒が、薬物被害に関する正しい知識や規範意識を身に付けるため、小学校5、6年生や中学校の保健や特別活動などの授業において、関係機関と連携し薬物乱用防止教室などにより薬物乱用防止教育を進めます。

(8)「食育」の推進

① 食育推進計画に基づく食育の推進

これまでの成果と課題

市では、総合的に食育を推進するため、平成 21 年に「千歳市食育推進計画」、平成 26 年に「第 2 次千歳市食育推進計画」を策定し、保健・保育・教育・農業・環境の各分野において、ライフステージに応じた食育の推進に取り組んできました。

しかし、近年、食に関する価値観や生活スタイルの多様化などにより、食を取り巻く環境が大きく変化し、不規則な食事や朝食の欠食など、偏った食生活による肥満や生活習慣病の増加、若い女性の痩身志向など、健康面での問題が生じています。

これまで、食育の取組を通して、「食」への関心や理解が広がっていますが、引き続き食への関心を高め、食を通して健やかな暮らしの実現をめざす食育推進を図るため、「第 2 次千歳市食育推進計画」（計画期間 平成 26 年度から平成 30 年度）の終期に併せて計画の見直しを図り、「第 3 次千歳市食育推進計画」（計画期間 平成 31 年度から令和 4 年度）を策定しました。

今後の取組

今後も、これまで実施してきた食育の取組を継続するとともに、基本理念を「生涯にわたり健全な心身を培う食育の実践の環（わ）を広げよう ～おいしい！たのしい！大好きちとせ」とし、3つの基本目標「健康で心豊かな食生活の実践」、「豊かな地域の食を守り育て、継承する食育の推進」、「食の環境や安全に配慮した食生活の推進」を掲げ、関係機関と連携協力し、食育フォーラムや食育パネル展の開催などを通じ、市民が食育に関する知識の習得や活動への関心を高め、食を通して生涯にわたる健やかな暮らしの実現をめざします。

特に、乳幼児から思春期までは、適切な食事のとり方や健全な食生活の確立及び豊かな人間性の形成、心身の健全育成を図る上で大切な時期であることから、それぞれの発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報の提供、クッキング・食農体験など、子ども参加型の取組を保健・認定こども園・保育所・幼稚園・学校などの関係分野が連携協力しながら食育を推進していきます。

また、妊娠期には低出生体重児増加の問題も踏まえ、妊婦の健康の保持や胎児の順調な発達を支援するため、健全な食生活を実施する重要性について、妊婦を対象とした「わくわくママクラブ」の場などを通じて正しい知識の普及啓発を行います。

(9) 小児医療の充実

① 小児救急医療体制の充実 ☆

これまでの成果と課題

平成 29 年 9 月に内科系一次救急を担う休日夜間急病センターが開設し、課題であった内科系の診療空白日が無くなり、1 年を通じて 365 日急病センターにおいて診療を実施することとなりました。また、深夜 0 時までとなっていた診療時間も午前 7 時までには延長するなど、空白日及び空白時間が解消でき、診療体制がより強化されました。

外科系一次救急については、千歳医師会に委託し在宅当番医による診療を実施したほか、市内開業医の派遣診療の実施や近隣医療機関との救急医療支援協定を締結する等による空白日の解消に向けた取組を行っています。

二次救急については、市立千歳市民病院において入院等が必要な重篤な疾患の小児救急患者の受入体制を確保しています。

なお、24 時間対応の電話による相談体制として「ちとせ健康・医療相談ダイヤル 24」を継続して実施し、健康や病気などに関する不安の解消を図っています。

今後の取組

内科系の一次救急は、休日夜間急病センターの運営を継続するとともに、外科系については、診療空白日の解消に向けて、千歳医師会による在宅当番医による診療の継続のほか、開業医による派遣診療や近隣医療機関との救急医療支援協定を締結する等、救急医療体制の維持・充実を図っていくこととします。

② 予防接種事業の充実

これまでの成果と課題

予防接種法に基づく定期接種は市町村長が行うこととされており、接種対象者は、予防接種を受けるよう努めなければならないとされています。定期接種のうち結核を予防する BCG ワクチンは、集団接種を実施しています。

定期接種のうちジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎（ポリオ）、麻しん、風しん、ヒブ感染症、肺炎球菌感染症、水痘、B 型肝炎、日本脳炎を予防するワクチンについては、個別接種とし市内医療機関に委託しています。

今後の取組

赤ちゃん訪問時や乳幼児健診など様々な機会に予防接種について啓発するとともに、未接種者については個別通知によって接種勧奨を行っています。また、予防接種の種類や対象年齢などが変更されることがあり、対象者に周知漏れがないよう留意するとともに医療機関と連携し安全な接種に努めます。

③ 子ども医療費助成事業の実施

これまでの成果と課題

市内に居住する中学生以下の子ども（生活保護世帯・重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成対象者を除く）の保護者に医療費受給者証を発行して、次のとおり医療費の助成を行っています。

○ 住民税課税世帯

- ・ 0歳から小学校就学前までは、自己負担額2割のうち、入院・通院とも全額助成。（初診時一部負担金を除く。）
- ・ 小学1年生から3年生までは、自己負担額3割のうち、通院が1割、入院が2割の助成。
- ・ 小学4年生から中学3年生までは、自己負担額3割のうち、入院のみ2割の助成。

○ 住民税非課税世帯

- ・ 0歳から小学3年生までは、自己負担額（小学校就学前2割、小学生3割）のうち、入院・通院とも全額助成。（初診時一部負担金を除く。）
- ・ 小学4年生から中学3年生までは、自己負担額3割のうち、入院のみ全額助成。（初診時一部負担金を除く。）

今後の取組

今後も継続して事業を実施します。

(10) 仕事と子育てを両立するための環境整備

① 仕事と子育ての両立支援に関する情報提供 ☆

これまでの成果と課題

社会経済情勢の変化や女性の就業率の高まりにより、共働き世帯が増加し、その就労形態も多様化する中で、ライフステージや個々の事情に応じた柔軟性のある働き方の実現が望まれています。

また、少子高齢化の進行や子育てに関わる環境、意識が大きく変化する中、男性を含めた働き方の見直しを行い、労働者が仕事と子育てを両立し、安心して働き続けることができる環境整備が求められています。

既に仕事と生活の調和の促進に積極的に取り組む企業もあり、そのような企業の取組をさらに普及し、社会全体での意識の醸成に寄与していくことが求められています。

今後の取組

仕事と子育てを両立しやすい職場環境の整備を支援するため、育児休業制度や両立支援に関する各種助成制度や、職場で共に働く部下やスタッフの仕事と家庭の両立を考慮しつつ、その人のキャリアや人生を応援し、組織でチームとしてまとめ、業績や結果を出す一方、自らも仕事と子育て等の私生活の両立を楽しむ上司「イクボス」の理念を市内の企業等へ普及・啓発し、仕事と子育ての両立に取り組む企業を優良企業としてPRする方策について検討します。

② 事業所内保育所への支援

これまでの成果と課題

事業所内保育所での保育サービスを受けることで、保護者が安心して就業できる体制づくりを支援するため、市独自に事業所内保育所の運営経費の一部を補助しています。

今後の取組

自社の従業員の子ども以外の地域の子どもの受入を行う場合（定員に地域枠を設ける場合）には、地域型保育給付を受けることとなりますが、地域の子どもを受け入れるための施設及び職員等の体制が確保できないなど、当該給付を受けることが困難な事業者に対しては、引き続き補助を実施します。

(11) 仕事と子育てを両立するための意識啓発

① 男女共同参画社会の推進

これまでの成果と課題

男女共同参画社会の実現に向け、固定的な性別役割分担意識を解消し、女性も男性も仕事や家庭の両立が可能となるような環境整備が必要です。

男女共同参画意識の醸成に向けた取組を推進していますが、若い世代への働きかけをどのように進めるか等の課題があります。

今後の取組

様々な分野における協力と責任分担のもと、男女共同参画意識の啓発のため、「第3次ちとせ男女共同参画推進プラン（平成29年3月策定）」に基づき、セミナー等を開催します。

② 男性の育児参加の促進 ★

これまでの成果と課題

これまでの取組により、男性の育児休暇取得は以前より多くなりましたが、今後も意識向上のための啓発を続ける必要があります。

今後の取組

これから父親となる男性向けに、妊娠から子どもの小学校入学までの必要情報等をまとめた「父子健康手帳」を発行し、母子健康手帳と併せて配布する事業を継続して実施します。

(12) 家庭を持つ希望をかなえる環境の整備

① 結婚を応援する取組の実施

これまでの成果と課題

国の調査結果から、独身男女の約7割が結婚意思を持っている一方で、雇用など将来の生活に不安を抱き、結婚や出産の希望がかなわないといった現状があり、将来の人口減少を懸念する地域では、そうした結婚を希望する若者を応援する取組が実施されています。

今後の取組

全道一若いまちという千歳市の特徴を生かし、子育て世帯となる若者の移住・定住を促進し、将来の発展につなげるため、結婚を希望する若者が結婚できるよう支援する取組として、独身男女の出会いの場を提供する婚活パーティーを実施します。

(13) 妊産婦を応援する環境の整備

① 「いいお産の日 in ちとせ」の実施 ★

これまでの成果と課題

妊娠・出産期における母体の健康管理や安定した精神状態の確保は胎児への影響も大きい
ため、安心して出産に臨めるための支援や、出産後も含め、子育ての不安の解消に向けた支
援が必要です。

市は、妊娠相談、妊婦健診のほか、新生児・産婦訪問事業などの取組を実施していますが、
妊娠、出産そして子育てに控える妊産婦を地域全体で応援する取組が求められています。

今後の取組

市は、地域全体の取組を図り、市民団体、学生、民生委員児童委員や関係機関などとの協
働の企画により、「お産」や「子育て」を通じ、出産や子育てを希望する方、妊娠中、子育
て中の方やその家族と一緒に考え、楽しめるイベントとして、毎年11月3日を記念日とす
る「いいお産の日 in ちとせ」を開催します。

(14) 子育て支援の利用につなげるきめ細かな取組の推進

① 子育て支援中核施設の運営 ★

これまでの成果と課題

「地域子育て支援センター」、「児童館」、「学童クラブ」機能を持つ中核施設として、平成20年4月にちとせっこセンターを、平成26年3月にげんきっこセンターを開設しました。乳幼児親子が交流する「つどいの広場」、「子育て相談」、「子育て講座」などの各種事業を実施しています。

今後の取組

各事業の利用者の利便性の向上と合わせて、乳幼児から高校生まで切れ目ない子育て支援を行うよう、今後も中核施設としての運営を継続していきます。

② 「ちとせ子育てコンシェルジュ」の配置 ★

これまでの成果と課題

ちとせっこセンター及びげんきっこセンターに「ちとせ子育てコンシェルジュ」を各2名配置し、子育てに関する相談や、教育・保育施設や子育てに関する情報の集約と提供を行っています。

また、4か月児健診での周知活動や、各児童館でのこどもネウボラに出向いての相談対応など、様々な機会をとらえた支援を実施しています。

今後の取組

今後、さらに周知を図るとともに、利用しやすい環境を整えるために、コンシェルジュの支援の場の拡充などについても検討します。

③ 「ママサポート（訪問型子育て支援）」の推進 ★

これまでの成果と課題

転入者が多く、子育てに関して身近に相談できる相手が少ないことで、孤立感や子育てに不安を抱く方が多いという当市の特徴から、子育てコンシェルジュが子育て家庭を訪問し、友人のように寄り添いながら「傾聴」や「情報提供」、育児や家事、散歩などの「協働」を行う「ママサポート」を実施しています。今後はさらに必要とする方に支援が行き届くよう、認知度を高める取組を進める必要があります。

今後の取組

「ママサポート」を必要とする方に知っていただいているよう周知方法を工夫するとともに、関係機関と連携し、利用促進に努めます。

④ 子育てに関する総合情報発信の拡充 ★ ☆ (再掲)

⑤ 公立子育て施設による「子育てブログ」の導入

これまでの成果と課題

平成 26 年 2 月から、地域子育て支援センター、保育所、児童館、こども通園センターの公立の子育て施設によるブログの運用を開始しています。また、平成 31 年 4 月からは市民団体との協働による子育て情報 SNS「ママから net.」の運用も開始しました。施設を利用する子どもの保護者をはじめ、妊娠中や出産直後で外出が難しい方など様々な方へ向け、施設の行事案内、子どもの様子や親子利用の風景など、日々の情報を積極的に発信しています。

今後の取組

今後も、「千歳市子育てガイド&おでかけMAP」や「ちとせ子育てネット」などの総合情報媒体では伝えきれない、ブログや SNS ならではの最新の情報を発信し、手軽に子育て支援情報が得られるとともに、安心してサービスを利用できる環境づくりをめざします。

⑥ 「転入親子ウエルカム交流ツアー」の実施 ★

これまでの成果と課題

当市において子育て世帯の通算居住年数は短く、アンケート調査の結果では、就学前の子どもがいる世帯のうち、5 年未満の居住が全体の約 20%を占めます。

また、これらの世帯は気軽に相談できる人、特に相談相手としての「隣近所、知人、友人」が少なく、子育て世帯の孤立化につながりやすいことが心配されます。転入してきた子育て世帯を歓迎し、子育ての悩みに寄り添い不安な気持ちを和らげながら、子育て支援サービスや子育て関係機関へとつなげる支援が求められています。

今後の取組

平成 27 年度から、千歳に不慣れな子育て世帯を対象としたバスツアーを年 2 回程度実施しています。千歳の街並みや市の子育て支援事業に触れ、①市の子育て支援事業を知ってもらうこと、②親子同士が知り合うきっかけづくり、③転入後間もなく引きこもりがちな乳幼児期の親子を事業の利用につなげることをめざし、取組を進めます。

⑦ 「こども食堂」応援事業の推進 ★ ☆

これまでの成果と課題

現在、こども食堂は市内3運営者が開設しており、こども食堂としてだけでなく、「食」を通じたコミュニティの場としての役割を担いつつあります。

フォーラムや広報等でこども食堂の周知を推進しておりますが、安定的な継続運営と、新規こども食堂の開設促進などの課題があります。

今後の取組

「食」を通じてこどもの居場所を提供するこども食堂運営者と、その運営を支援する支援者に対してネットワーク会議等の開催により、側面的支援を行います。

合わせてこども食堂の認知を図り、こども食堂の推進に努めます。

基本目標3 子どもの安心・安全の確保と子育てしやすい環境の充実

基本施策	具体的施策		指標	掲載頁	所管課
(1)良質・良好な居住環境の確保	①	公営住宅の整備	○		市営住宅課
	②	住宅情報の提供 ☆			市営住宅課
	③	シックハウス対策の推進			建築課
(2)子育てにやさしい環境の整備	①	子育てにやさしい施設の充実			こども政策課
	②	子育てバリアフリーの推進			建築課
	③	安全な道路交通環境の整備			道路管理課
	④	公園の整備			都市整備課
(3)子どもの交通安全を確保するための活動の推進	①	交通安全教室の実施			市民生活課
	②	交通安全指導の実施			市民生活課
(4)子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	①	緊急避難所「子ども110番の家」指定事業の充実			青少年課(教委)
	②	千歳っ子見守り隊支援事業の実施			青少年課(教委)
	③	不審者情報携帯メール配信事業の実施			青少年課(教委)

(1) 良質・良好な居住環境の確保

① 公営住宅の整備

これまでの成果と課題

バリアフリー化を施した公営住宅が増え、子ども・子育ての環境整備も進んでいますが、未改善の住宅も残っており、今後、既存住宅のバリアフリー化や狭あい化解消が課題となっています。

また、既存平屋建て住宅については、建設後相当年数を経過しているものもあり、建築物の安全性等も確保する必要があります。

今後の取組

住宅の狭あい化解消やバリアフリー化、安全性の確保など住環境の変化やニーズの多様化に対応するため、平成29年度に「千歳市公営住宅等長寿命化計画」の中間見直しを行い、本計画に基づき、住宅の個別改善等の実施を進めています。

また、老朽化が著しく、長寿命化計画において用途廃止する方針とした団地及び住宅の解体も計画的に進めます。

② 住宅情報の提供 ☆

これまでの成果と課題

平成23年度に「千歳市住宅マスタープラン（改訂版）」を策定し、引き続き民間住宅に関する情報の集約・提供への取組が必要とされています。

平成27年4月から「住まいのコンシェルジュ（住宅総合相談員）」を配置し、住宅に関する総合的な相談対応及び多種多様な情報提供を行っています。

また、平成27年12月から「千歳市空き家・空き地情報ホームページ」を開設し、民間物件情報へリンクすることにより、最新の不動産情報を提供しています。

今後の取組

今後、市民ニーズの把握に努め、住宅情報の提供や総合的な住宅相談機能の確保に向け、センター化の判断や人的配置の検討を進めていきます。

③ シックハウス対策の推進

これまでの成果と課題

建築基準法における「シックハウス対策」の規制の導入に伴い、シックハウスの原因となる化学物質の室内濃度を下げるため、建築物に使用する建材の制限や換気設備の設置等の規制について厳正な審査を行っています。

- ①内装仕上げの制限（ホルムアルデヒドを発散する建材についての種類別使用面積の規制）
- ②換気設備設置の義務付け（例：住宅では換気回数が0.5回/h以上（24時間換気））
- ③天井裏などの措置（居室へのホルムアルデヒドの流入を防ぐ措置）
- ④クロルピリホスの使用禁止（有機リン系のシロアリ駆除剤）

民間建築物については、上記の建築基準法上の規定を、公共建築物については建築基準法の規定のほかに市が定めた独自基準（上乘せ基準）により建築することとしており、建築方針の室内濃度規制値を満たしています。

ただし、室内濃度指針値の基準を満たす場合でも、化学物質の影響による発症には個人差が大きいことから、絶対的な対策を見出すことは現状では難しい状況にあります。

今後の取組

民間建築物については、建築基準法の規正に基づき、引き続き厳正な審査に努めます。

また、公共建築物については建築基準法の規定に加え、独自基準を遵守し、建築することとします。

(2) 子育てにやさしい環境の整備

① 子育てにやさしい施設の充実

これまでの成果と課題

乳幼児を連れて外出した際に、おむつ交換や授乳場所、ミルクのお湯などを提供してくれる施設として、公共施設や民間の店舗など、市内60ほどの施設が“子育てにやさしい施設”として登録されています。

今後の取組

今後も、より多くの子育て家庭が“子育てにやさしい施設”を利用できるようインターネットでの情報掲載やパンフレットの配布などを通じ、施設利用の情報提供に努めます。

また、子育てにやさしい施設の拡大が利用者増加につながり、地域全体で子育てを応援する気運が高まることから、子育てにやさしい施設として登録いただけるよう市内の事業者、店舗などに対する普及啓発に努めます。

② 子育てバリアフリーの推進

これまでの成果と課題

公共建築物については、段差の解消や乳幼児と一緒に利用しやすいトイレなど整備を行っているほか、民間建築物については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「北海道福祉のまちづくり条例」に基づき必要に応じて助言等を行っています。

今後の取組

今後も法律や条例に基づき、子ども・子育てに配慮した、バリアフリー・ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた建築物の整備及び民間建築物への助言等を必要に応じ行っていきます。

③ 安全な道路交通環境の整備

これまでの成果と課題

歩行者の移動負担を軽減し安全で快適に通行できるように、歩道の段差解消や傾斜を緩やかにするなど、バリアフリーに配慮した道路整備を行っています。中でも、市内中心部では千歳駅周辺交通バリアフリー特定経路を定め、計画的に歩道整備を進めています。

また、歩道の損傷等を確認した際には、補修等による対応を行っています。

これにより、歩行者にとって安全で快適な歩行空間が確保されています。

今後の取組

今後も子どもや子ども連れの親子を含めたすべての歩行者が安全で快適に通行できるよう、バリアフリーに配慮した歩道整備を進め、歩行者が安全で快適に通行できる歩行空間の確保に努めます。

④ 公園の整備

これまでの成果と課題

公園整備については、新興住宅地に新たな公園の建設を行うなど、計画的に進めています。

また、整備後数十年を経た公園については、町内会などから老朽化した遊具等の改善を求める要望も多く、施設更新を計画的に進める必要があります。

今後の取組

公園整備にあたっては、ワークショップを開催するなど、地域住民の意見を反映させながら計画的に整備を行います。

また、未整備箇所の公園整備や老朽化した遊具などの施設更新を進め、子どもが安全に安心して遊ぶことのできる公園づくりに努めます。

(3) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

① 交通安全教室の実施

これまでの成果と課題

学校等と連携しながら各年代に応じた交通安全に関する指導・啓発事業を実施し、交通事故防止に向け交通安全意識の高揚や交通マナーの向上に努めています。

今後の取組

幼児及び児童を対象とした交通安全教室を開催するとともに、交通安全フェアなどのイベントにおける交通事故防止の啓発活動に取り組みます。

また、警察・学校等と連携し、北海道自転車条例による自転車用ヘルメット着用（努力義務）の周知や、中高生を対象とした自転車走行ルールを習得するための指導に努めます。

② 交通安全指導の実施

これまでの成果と課題

交通指導員等による通学路における児童への立哨指導や街頭啓発指導のほか、中高生を対象とした自転車走行ルールの啓発や、PTA・千歳っ子見守り隊と連携した交通事故防止の徹底を図っています。

今後の取組

引き続き交通指導員等を配置し、四季の交通安全運動期間の活動に加え、小学校や地域と連携しながら、各年齢層に応じた交通安全意識の向上や交通ルールなどを習得する指導・啓発を行い、交通事故防止の徹底を図ります。

(4) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

① 緊急避難所「子ども110番の家」指定事業の充実

これまでの成果と課題

児童生徒が不審者などに遭遇したときに助けを求めて駆け込める場所として、各小学校が校区内にある住宅や店舗などに協力を依頼し、緊急避難場所「子ども110番の家」として指定しています。また、ステッカーを表示することにより犯罪の未然防止を図っています。

不審者発生時などにおける児童生徒の安全確保を充実させるためには、学校や行政だけではなく、日常的に児童生徒に接することができる地域も一丸となって対応していくことが必要です。

今後の取組

今後も、各小学校区内で指定している場所の見直し点検を行い、児童生徒、家庭、地域住民などに周知するとともに、地域の中で協力を呼びかけ、避難場所の拡充など事業の充実を図ります。

② 千歳っ子見守り隊支援事業の実施

これまでの成果と課題

登下校時における児童生徒の安全確保を充実させるためには、学校や行政だけではなく、日常的に児童生徒に接することができる地域住民も一丸となって対応していくことが必要です。

P T Aや町内会などが、地域のボランティア活動として、各小学校区に「千歳っ子見守り隊」を結成し、子どもたちが安全に安心して登下校ができるよう、立哨、巡回指導を実施しています。

今後の取組

学校と地域、保護者などが共通理解と連携を深め、地域全体で児童生徒を見守る効果的な取組として、今後も事業を継続して実施します。

③ 不審者情報携帯メール配信事業の実施

これまでの成果と課題

不審者情報の発信については、各関係機関にF A Xで周知するほか、市のホームページに掲載しているところです。また、希望する市民に携帯電話を利用した不審者情報メールの配信を実施しており、外出先等においても情報が得られることで、不審者に迅速に対処することができます。

今後の取組

今後も、市民に対する周知を図り、メール配信登録者の拡大に努めます。

基本目標 4 配慮を要する子どもと家庭への支援

基本施策	具体的施策	指標	掲載頁	所管課
(1)児童虐待防止対策の充実	① 家庭児童相談室の充実			こども家庭課
	② 「要保護児童地域ネットワーク協議会」による連携	○		こども家庭課
	③ 「おやおや安心サポートシステム」の推進	○		こども家庭課
	④ 「子育てスキルアップ講座」の実施	○		こども家庭課
	⑤ 養育支援訪問による児童虐待防止対策の充実 ☆ (再掲)	○		こども家庭課
	⑥ 虐待予防母子保健の充実			母子保健課
(2)心のケアを必要とする子どもへの支援の充実	① 教育相談の充実			青少年課(教委)
	② 学校適応指導教室「おあしす」の充実			青少年課(教委)
	③ 里親制度の普及			こども家庭課
(3)ひとり親家庭の自立支援の充実	① 母子・父子自立支援員による相談体制の充実			こども家庭課
	② 母子家庭等日常生活支援事業の実施			こども家庭課
	③ 児童扶養手当制度の実施			こども家庭課
	④ ひとり親家庭等医療費助成事業の実施			国保医療課
	⑤ 母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業の推進			こども家庭課
	⑥ 婚姻歴のないひとり親家庭に対する特定教育・保育施設等の保護者負担の軽減			こども政策課
(4)障がいのある子ども等への支援の充実	① 障がい児のための「インクルージョン保育」の推進 ★	○		こども療育課
	② 児童発達支援センターの設置による地域支援の充実			こども療育課
	③ 特定教育・保育施設等の障がいのある子どもの受入に対する支援			こども政策課・企画総務課(教委)
	④ 幼稚園における特別支援教育の推進			企画総務課(教委)
	⑤ 小学校における特別支援教育・交流教育の充実			学校教育課(教委)
	⑥ 学童クラブの障がい児入所の推進			子育て総合支援センター
	⑦ 特別児童扶養手当等制度の実施			こども家庭課
	⑧ 重度心身障害者医療費助成事業の実施			国保医療課
	⑨ 障害福祉サービスの実施			障がい者支援課
(5)経済的支援の充実	① 児童手当制度の実施			こども家庭課
	② 特定教育・保育施設等の保護者の負担軽減の拡充 ★ ☆			こども政策課
	③ 私立幼稚園就園奨励費制度の実施			企画総務課(教委)
	④ 就学援助制度の実施			学校教育課(教委)
	⑤ 特定教育・保育施設等が徴収する副食費等の助成事業の実施 ☆			こども政策課
	⑥ 乳幼児紙おむつ用ごみ袋支給事業の実施			こども家庭課
	⑦ 不妊治療費助成事業の実施 ★	○		母子保健課

※「具体的施策」欄の★は『主要施策』、☆は『新規事業』

(1) 児童虐待防止対策の充実

① 家庭児童相談室の充実

これまでの成果と課題

家庭児童相談員等による相談業務のほか、臨床心理士による「子育てカウンセリング」、北海道中央児童相談所と連携した療育手帳の相談等を実施しています。

また、要保護児童地域ネットワーク協議会の調整機関及び子ども家庭総合支援拠点の中核機関を担い、児童相談所をはじめ関係機関・団体と連携し、幅広い相談に対応しています。

今後の取組

家庭や地域社会における子育て力の低下、子育ての孤立化により、子育てに負担感や不安感、ストレスを抱えている保護者が増大していることから、今後も関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。

② 「要保護児童地域ネットワーク協議会」による連携

これまでの成果と課題

児童福祉法に基づき、平成17年9月に設置された千歳市要保護児童地域ネットワーク協議会の構成員（児童相談所、保健所、警察署、民生委員児童委員、保育所、幼稚園、小中学校等）と連携し、児童虐待の早期発見や未然防止、適切な保護に向けた対応を行っています。要保護児童地域ネットワーク協議会では、代表者会議、年数回の実務者会議、必要に応じ個別のケース検討会議を行っているほか、関係機関の資質向上のための研修会を開催しています。また、平成29年度から新たに要保護児童地域ネットワーク協議会の調整担当専門官を配置し、体制を強化しました。

今後の取組

複雑化・多様化する児童養育の問題に対し、児童虐待等の未然防止や早期発見を図るため、各関係機関の連携により、それぞれの役割を踏まえた複合的な対応に努めます。

③ 「おやおや安心サポートシステム」の推進

これまでの成果と課題

就学前児童の虐待は重篤な事故につながる場合があります。児童虐待の発生予防対策の充実や不適切な養育を改善する取組を強化する必要があります。

当市では、「おやおや安心サポートシステム」として、認定こども園等教育・保育施設の入園児を対象に千歳市独自の経過観察票を用いて児童や保護者の様子を確認し、不適切な養育が疑われる親子がいた場合には、要保護児童地域ネットワーク協議会の個別ケース検討会議を実施し、地域の支援を活用しながら、虐待の予防に取り組んでいます。

今後の取組

今後もおやおや安心サポートシステムを活用し、認定こども園等教育・保育施設と地域の保健所・母子保健担当機関の協働のもとに、発生予防の段階から情報を共有し、援助方針等を検討することにより、児童虐待の未然防止とともに地域の支援力を高める取組を推進します。

④ 「子育てスキルアップ講座」の実施 ★

これまでの成果と課題

暴力を伴ったしつけは、子どもに親への恐怖感を与え、子どもの成長に大きな影響を持つ親子関係にダメージを与え、様々な問題行動の原因になるといわれています。市は、暴力や暴言を使わずに子どもを育てる方法を身につける学習プログラムを用いた講座を開催しています。平成25年度から相談ケースの家庭を対象に個別対応も行っています。

今後の取組

今後も、児童虐待防止対策の一環として、どなたたり、たたいたりせずにしつけができる方法の「子育てスキルアップ講座」市民協働団体により実施します。

⑤ 養育支援訪問による児童虐待防止対策の充実 ☆（再掲）

これまでの成果と課題

児童虐待は、養育者の子育てに対する不安や孤立感、養育能力の未熟さを要因として発生すると考えられます。これまで保健師等による専門的な助言や指導、家庭児童相談員による養育相談等により、虐待の未然防止に努めてきました。

核家族化や子育てモデルの不足が、家庭だけで子どもを養育することを困難にしています。養育支援訪問事業による、家事支援を行うことでさらに関係機関が連携して児童虐待を未然に防ぐことが必要になっています。

今後の取組

要支援家庭について、要保護児童地域ネットワーク協議会個別ケース検討会議において家事支援の必要性を検討し、養育支援ヘルパーを派遣することによる、適切な養育環境の確保に努めます。

⑥ 虐待予防母子保健の充実

これまでの成果と課題

赤ちゃん訪問、乳幼児健診において、母親の不安や乳幼児への不適切な育児状況を把握するためのスクリーニング（アンケート）を実施し、虐待等、問題が深刻になる前からの早期支援に努めているほか、養育支援事業として、保健師による家庭訪問や、臨床心理士による育児講座を開催し、自分の育児について自信がもてるよう働きかけを行っています。

今後の取組

今後も、母親の子育て不安や自己解決能力などの状況を早期に把握し、保護者に対する支援を行い、虐待予防に努めます。

また、支援を必要とする保護者への関わり方について関係機関との連携を強化し、支援体制の充実を図ります。

(2) 心のケアを必要とする子どもへの支援の充実

① 教育相談の充実

これまでの成果と課題

いじめ・不登校・問題行動等の要因が多様化、複雑化してきている中で、初期対応が遅れた場合や、適切な対応がなされなかった場合などに、問題がより深刻化するケースがでてきます。

児童生徒が安全・安心できる校内環境をつくるためには、教育相談だけではなく、専門的な指導・助言が可能なスクールカウンセラーの配置や、日常的な児童との関わりから未然防止の効果が高い心の教室相談員の配置が必要となっています。

今後の取組

現状のスクールカウンセラーや心の教室相談員による相談体制を継続するとともに、学校だけではなく各関係機関との協力・連携に努め、教育相談業務の充実を図ります。

② 学校適応指導教室「おあしす」の充実

これまでの成果と課題

不登校は、児童生徒の心の問題や家庭環境など様々な問題が絡み合い、学校による対応だけでは解決が難しい事例等が増加しています。

不登校問題は、学校だけではなく教育委員会、家庭、関係機関が連携し支援体制の充実を図ることで、不登校の早期解決や引きこもり状態から一歩を踏み出せることから、不登校児童生徒の居場所づくりのため、適応指導教室の開設が必要となります。

今後の取組

今後も適応指導教室を継続し、不登校等の問題を抱える児童生徒の実情を把握した上で、適応指導教室を拠点とし、学校や関係機関、家庭と連携を図りながら学校復帰に向けた適切な指導支援体制の充実を図ります。

③ 里親制度の普及

これまでの成果と課題

里親制度について広く周知し、里親登録者の確保を図るため、広報ちとせへの啓発記事の掲載、里親制度に関するPRポスターの掲示のほか、家庭児童相談業務において、関係者に制度の説明・奨励を行っています。

今後の取組

近年、養育困難な家庭や児童虐待が増大するなど、子育て家庭を取り巻く環境は大きく変わってきています。様々な事情で社会的保護が必要な児童を、より家庭的な環境で心身ともに健やかに育てることを目的に、里親制度を所管する北海道中央児童相談所と連携しながら、里親制度の普及に努めます。

(3) ひとり親家庭の自立支援の充実

① 母子・父子自立支援員による相談体制の充実

これまでの成果と課題

ひとり親家庭の経済的な自立を図るため、母子・父子自立支援員2名を配置し、年間約1,000件の自立支援等の各種相談業務を行い、実態に合わせ自立の促進に向けた総合的・継続的な対応を行っています。

また、北海道が実施している母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦に対し就労や児童の就学などで資金が必要となったときに各種資金の貸付を行う「母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度」について、相談や申請書類の受付を行っています。

今後の取組

高校教育については無償化により、貸付件数、貸付金額は減少傾向になるものの、高校卒業後の進学希望による貸付件数等が増加傾向にあり、ひとり親家庭の実情を的確に把握し、早期の自立が図られるよう情報提供や指導、求職活動に関する支援など総合的な相談業務を行います。

また、相談内容の多様化などに対応できるよう関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。

② 母子家庭等日常生活支援事業の実施

これまでの成果と課題

ひとり親家庭の保護者等が出張、疾病などの理由により日常生活に支障がある場合、安心して子育てをしながら生活することができるよう、一時的に家庭生活支援員（ホームヘルパー）を派遣し、乳幼児の世話、住居の掃除、買い物、調理などを行っています。家庭生活支援員の派遣を千歳市母子会に委託し、実施しています。

今後の取組

事業の円滑かつ有効的な運用を促進するため、制度の趣旨や具体的な支援内容を関係機関と連携することで広く周知し、事業の充実を図ります。

③ 児童扶養手当制度の実施

これまでの成果と課題

父母の離婚や未婚での出産などによるひとり親家庭の生活の安定と自立を支援し、児童福祉の増進を図るため、手当を支給しています。

今後の取組

ひとり親家庭の経済的な自立を図るためには、児童扶養手当等による経済支援施策が重要であることから、離婚届の提出時や離婚前相談の際に、母子・父子自立支援員による相談・各種制度の説明・助言などを行うとともに、手当支給の対象となるひとり親世帯の的確な状況把握に努めます。

④ ひとり親家庭等医療費助成事業の実施

これまでの成果と課題

原則 18 歳までの児童の入院・通院に対し、親は入院のみに対して医療費の助成を行います。小学校就学前及び住民税非課税世帯には全額助成（初診時一部負担金を除く）、住民税課税世帯の小学生以上の児童と親には医療費の 2 割を助成します。

今後の取組

今後も継続して事業を実施します。

⑤ 母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業の推進 ★

これまでの成果と課題

母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業は、職業能力の向上や専門的な資格取得などにより、母子家庭及び父子家庭の経済的な安定と自立の促進を図るための就労支援策であり、市が指定した教育訓練講座を受講し修了した場合に、その経費の一部を支給します（自立支援教育訓練給付金）。また、看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士などの資格を取得するため、養成機関で 1 年以上修業する場合に、国が定める額により給付金を支給します（高等職業訓練促進給付金）。

今後の取組

事前相談において就業に結びつきやすい資格取得へ向けた支援を行うとともに、事業内容を広く周知し、利用者の増加を図ります。

また、養成機関での受講中における母子家庭及び父子家庭の生活の安定を図るため、北海道の母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度の利用を含めて支援を行います。

⑥ 婚姻歴のないひとり親家庭に対する特定教育・保育施設等の保護者負担の軽減

これまでの成果と課題

保育所の保育料については、所得税及び市町村民税の税額に応じて算出されますが、これらの税額は、婚姻歴があることで「寡婦（寡夫）控除」が受けられる保護者と、未婚のため受けられない保護者とで、保育料の負担に差が生じていました。

市は、平成 26 年度から、婚姻歴のないひとり親についても税額控除の「みなし適用」を行うことで、ひとり親家庭における保護者負担の平準化を図っています。

今後の取組

引き続き税額控除の「みなし適用」を行い、婚姻歴のある・ないに関わらず、公平に保護者負担を軽減する取組を実施します。

(4) 障がいのある子ども等への支援の充実

① 障がい児のための「インクルージョン保育」の推進 ★

これまでの成果と課題

発達障がいを含む障がい児は増加・多様化の傾向にあり、障がい児等の教育・保育施設の円滑な利用が求められています。私立保育所や幼稚園において、障がい児の受入が困難とされる理由には、専門的体制の確保のほか、私立の教育・保育施設事業者と市の療育機関との連携の困難性が挙げられています。

今後の取組

インクルージョンとは、「障がいの有無によってわけ隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会をめざす」ことをいいますが、当市の療育機能を最大限活用して、私立の教育・保育施設での受入の円滑化と、発達障がいの早期発見・早期対応に向けた、以下の取組を展開します。

1. 「訪問療育支援（保育所等訪問支援事業）」の実施

認定こども園、保育所、幼稚園等を利用する知的・情緒・肢体不自由児に対し、保護者の希望（申請）により、保育所、幼稚園等において、子ども1人当たり月2回程度の訪問支援を行います。

2. 「こども相談みにくる（巡回支援事業）」の実施

発達障がい等に関する知識を有する専門員が、週2～3回程度、認定こども園、保育所、幼稚園等を巡回し、施設のスタッフや保護者に対し障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。

② 児童発達支援センターの設置による地域支援の充実 ★

これまでの成果と課題

心身の発達に心配や障がいのある乳幼児とその保護者に対して、こども発達相談室が、子どもの発達に関する不安や育児に関する相談による継続支援を行うほか、こども通園センターでは、子どもの発達状況に応じた療育支援を実施しています。また、新たに、こども通園センター利用者向けに総合相談窓口を設置し、子育てなどに悩みを持つ保護者への支援も行っています。

発達障がいなどの障がいに対する社会的認識が高まる中で、相談内容は多様化しています。家庭や地域社会など子どもを取り巻く生活環境が変化する中で、発達に不安のある子どもが地域の中で豊かに育つことを願う保護者のニーズが高まっています。

今後の取組

子どもの生活を見据え、発達状況や課題にあったサービスの利用ができるよう、専門的な視点からの相談を充実させていきます。

また、療育指導を必要とする乳幼児の増加や保護者からの多様なニーズに対応するとともに、早期から障がいや発達の状況に応じて地域における適切な療育支援が受けられるよう、障害児相談支援、児童発達支援、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援事業を一括して取り組む児童発達支援センターを設置します。

相談から発達支援、保育所等における療育支援体制の強化など、関係事業所や機関との綿密な連携を図り、早期療育体制の充実や地域での療育支援の拠点を目指します。

③ 特定教育・保育施設等の障がいのある子どもの受入に対する支援

これまでの成果と課題

市は障がいの有無によってわけ隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を目指すインクルージョン保育の考えに基づき、教育・保育施設等での障がいのある子どもの受入を推進してきました。一方で、発達障がいなどで特別な支援を必要とする子どもは増加傾向にあり、各施設での障がいのある子どもの受入は飽和状態にあります。

今後の取組

子ども・子育て支援法では、すべての子どもに質の高い教育・保育を提供することを目的としていることから、障がいのある子どもなど、特別な支援が必要な場合も、他の障がい児施策等と連携を図りながら、教育・保育施設等での受入を進めていく必要があります。

今後も障害児保育補助事業などを引き続き実施し、対象施設の拡充を図るなど、障がいのある子どもの受入を促進します。

④ 幼稚園における特別支援教育の促進

これまでの成果と課題

従来、幼稚園に対しては、国の私学助成に基づく特別補助（特別支援教育経費）により財政支援が行われてきたほか、さらに市は、障がい児を受け入れた幼稚園に対する補助事業を実施し、幼稚園の財政的負担を軽減するとともに、特別支援教育の促進を図ってきました。

今後の取組

特別支援教育のニーズの高まりに対応するため、今後も引き続き私学助成による補助事業を実施し、適切な教育環境の整備を促進します。

⑤ 小学校における特別支援教育・交流教育の充実

これまでの成果と課題

小学校において、特別な教育的支援を必要とする児童生徒が将来自立し、夢や目標を実現していくため、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内研修の実施や校内特別支援教育委員会の活性化等の基本的な校内支援体制の整備・充実が求められています。

今後の取組

特別な教育的支援を必要とする児童生徒を的確に把握し、将来、自立や社会参加ができるよう、知的障がい、自閉症・情緒障がい、難聴についての校区を「鉄北地区」、「鉄南地区」、「向陽台地区」の3ブロックに分け、児童生徒一人一人の障がいに応じた特別支援教育の体制整備を推進します。

⑥ 学童クラブの障がい児入所の推進

これまでの成果と課題

集団保育や日々の通所が可能な軽度の障がい児については、市内の全学童クラブでの受入を行っておりますが、近年、発達障がい傾向の児童が多くなっていることから、さらなる職員の資質向上、専門的な知識の習得を図る必要があります。

今後の取組

一人ひとりの障がいや発達状況に合わせた対応を実践できるよう、各種研修などを通じて職員の資質向上、専門的な知識の習得を図るとともに学校等関係機関との連携を強化します。

⑦ 特別児童扶養手当等制度の実施

これまでの成果と課題

障がいのある子どもや家族などへの経済的な援助と児童福祉の増進を目的として、身体や精神に一定程度の障がいのある満20歳未満の児童の養育者を対象として、特別児童扶養手当を、重度の障がいがあり在宅で日常生活を送るために常時介護を必要とする児童に障害児福祉手当を支給しています。

今後の取組

いずれの手当も、支給を受けるために認定請求手続きを行う必要があります。認定資格があるにもかかわらず制度を知らないために支給を受けられないことがないように、相談対応の際の制度説明、関係機関等への福祉サービスガイドブック等のパンフレット作成や配布、広報ちとせでの情報提供など様々な機会を通じ制度の理解促進と周知を行い、円滑な制度利用を図ります。

⑧ 重度心身障害者医療費助成事業の実施

これまでの成果と課題

身体障害者手帳の1級、2級、3級で内部疾患の方及び療育手帳A判定の方の入院・通院に対し、精神保健福祉手帳1級の方の通院に対して助成を行い、医療費負担の軽減を図ります。

小学校就学前及び住民税非課税世帯には全額助成（初診時一部負担金を除く）、住民税課税世帯の小学生以上には医療費の2割を助成します。

今後の取組

今後も継続して事業を実施します。

⑨ 障害福祉サービスの実施

これまでの成果と課題

千歳市では人口の増加に伴い、障がいのある人の増加が見込まれており、多様なニーズに対応した障害福祉サービスや地域生活支援事業などのサービス提供体制の確保に努める必要があります。

また、障がいのある人やその家庭、介助者等が抱える様々な問題の相談窓口である「千歳市障がい者総合支援センターChip（ちっぷ）」における、保健、医療、福祉、教育、雇用、生活支援等の専門的な助言などの相談支援体制づくりの強化を図るとともに、相談事業の認知度を高めていく必要があります。

今後の取組

障がいのある子どもやその家族が地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、千歳市の障がいのある人の総合相談窓口である「千歳市障がい者総合支援センターChip（ちっぷ）」を中心とした情報発信機能の強化に努めるとともに、市内の障害福祉サービス事業者等で構成する「千歳市障がい者地域自立支援協議会」を中心に関係機関等と連携し、障がいのある子どもについて、本計画に掲げる個別施策以外の施策を含む「千歳市障がい者計画・千歳市障がい福祉計画・千歳市障がい児福祉計画」の推進により、高度・多様化するニーズに対応したサービス提供体制の確保に努めます。

(5) 経済的支援の充実

① 児童手当制度の実施

これまでの成果と課題

児童養育家庭の生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に、中学校修了前までの児童を養育する父母等に対し、国が定める額により手当を支給します。

今後の取組

今後も、国の制度改正等の動向を注視しながら、制度の周知や申請手続等の事務処理の円滑化に努めます。

② 特定教育・保育施設等の保護者の負担軽減の拡充 ★ ☆

これまでの成果と課題

従来、国では保育所の保育料について徴収基準額を定めていますが、市はこれを細分化して保護者負担の公平化を図ってきました。

今後の取組

市は、平成 29 年度から北海道の補助制度を活用し、3号認定子どもについては市民税の所得割額が 16 万 9 千円未満の世帯の第 2 子以降の子どもの保育料を無償としているほか、市独自の保育料軽減策として、住民税非課税世帯の子どもの利用料を無償としています。

さらに、令和元年 10 月からは幼児教育・保育の無償化により 3 歳から 5 歳までの全ての利用料が無償となりました。

③ 私立幼稚園就園奨励費制度の実施

これまでの成果と課題

保護者の経済的負担を軽減し、幼稚園教育の振興を図ることを目的として、国の基準に基づき、入園料及び保育料の一部を補助しています。

また、平成 20 年度からは「幼稚園を活用した子育て支援としての 2 歳児受入」事業を実施し、幼児教育の充実を図っています。

今後の取組

今後も幼児教育の振興や機会均等などを図るため、就園を希望する幼児が適切な教育を受けられるよう、保護者の経済的負担を軽減し、教育環境の整備を図ります。

④ 就学援助制度の実施

これまでの成果と課題

経済的に就学が困難な小中学生の保護者に対し、学用品や給食費などの一部を助成しています。近年における経済不況の影響などにより、就学援助の申請件数が年々増加傾向にあります。厳しい経済状況が続く中において、児童生徒の就学を保障するため、保護者負担の軽減を図るとともに、修学への意欲・能力のある者の教育の機会均等を確保する必要があります。

今後の取組

経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して、必要な援助を行い、適切かつ迅速な就学支援に努めます。

⑤ 特定教育・保育施設等が徴収する副食費等の助成事業の実施 ☆

小中学生の保護者に対する「就学援助制度」の実施と同様に、就学前の特定教育・保育及び特定地域型保育事業を利用する場合に、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業を実施します。

⑥ 乳幼児紙おむつ用ごみ袋支給事業の実施

これまでの成果と課題

紙おむつ用の有料ごみ袋の購入が負担となっている子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、平成19年10月から乳幼児1人につき、有料ごみ袋（燃やせるごみ用袋：20リットル）を支給しています。

今後の取組

今後も、子育て世帯への支援の一環として、対象世帯に対する全戸配布を行うと同時に、対象世帯に有用な情報を掲載したパンフレット等を同封する取組を実施します。

⑦ 不妊治療費助成事業の実施 ★

これまでの成果と課題

千歳で子どもを産み育てたいと願う夫婦の経済的負担を軽減し、安心して治療に挑むことができる環境を整備するため、特定不妊治療（体外受精・顕微授精）について、北海道の助成制度を上乗せする形で費用の一部を助成し、さらに北海道の助成制度がない一般不妊治療（人工授精）についても市が独自に治療費の一部を助成しています。

今後の取組

2回以上の流産・死産・早期新生児死亡を繰り返す場合の不育症についても、治療費が高額で経済的負担が大きいことから、北海道の助成制度を上乗せする形で費用の一部を助成する取り組みを実施します。

基本目標5 人口10万人を目指す「子育てするなら、千歳市」の推進

基本施策	具体的施策	指標	掲載頁	所管課
(1)子育てのしやすさを通じた人口増の推進	① 「ランドセル来館」の実施 ★ (再掲)	○		子育て総合支援センター
	② ちとせ子育て特典カード事業の推進(再掲)			こども政策課
	③ 子育てに関する総合情報発信の拡充 ★ (再掲)	○		こども政策課
	④ ちとせ版ネウボラ(こども・妊婦ネウボラ)の充実 ★ ☆ (再掲)			母子保健課
	⑤ 仕事と子育ての両立支援に関する情報提供 ☆ (再掲)			こども政策課 商業労働課
	⑥ 「いいお産の日 in ちとせ」の実施 ★ (再掲)	○		こども政策課 子育て総合支援センター
	⑦ 「ちとせ子育てコンシェルジュ」の実施 ★ (再掲)	○		子育て総合支援センター
	⑧ 「転入親子ウェルカム交流ツアー」の実施 ★ (再掲)	○		こども政策課
	⑨ 「子育てスキルアップ講座」の実施 (再掲)	○		こども家庭課

(1) 子育てのしやすさを通じた人口増の推進

① 「ランドセル来館」の導入 ★ (再掲)

これまでの成果と課題

保護者が短時間労働等のため昼間家庭にいない場合や、保護者の出産、病気や介護により一時的に保育できない場合に、小学生が学校からランドセルを背負ったまま児童館に来館できる登録制の事業です。平成25年度はモデル事業として1館で実施し、平成26年4月から9つすべての児童館で、1館当たり概ね30人を定員として、小学校4年生までを対象に実施しています。

今後の取組

平成27年度から対象学年を小学校6年生までに拡大し、引き続き無料で実施するほか、利用者のさらなる利便性向上を図ります。

② ちとせ子育て特典カード事業の推進 (再掲)

これまでの成果と課題

次代を担う子どもたちが健やかに成長できるよう、地域社会全体による子育て支援の機運を高め、子育て世代の経済的負担の軽減を図るために、北海道と連携して「ちとせ子育て特典カード事業」を実施しています。

市内にある店舗や企業、施設などの協賛を得て、市内に住所のある中学校修了までの子どもがいる世帯または妊娠中の方がいる世帯を対象として、希望により“ちとせ子育て特典カード”を交付し、協賛店でそのカードを提示した際に商品の割引などの特典サービスを受けることができます。

今後の取組

協賛店舗拡大が利用者増加につながることから、より多くの子育て家庭が申請し特典サービスを利用できるよう、商店街・企業等に協力をお願いし市内協賛店の拡大を図るとともに、パンフレットの配布などにより制度の周知に努めます。

また、特典カード利用の対象範囲を中学校修了までの子どもがいる世帯から18歳までの子どもがいる世帯までに拡大し、子育て支援の充実に努めます。

③ 子育てに関する総合情報発信の拡充 ★ ☆ (再掲)

これまでの成果と課題

市は、子育てに関する多様な制度や事業について一元的に情報発信する施策として、平成17年度から「千歳市子育てガイド」を3年に1度作成・発行しているほか、平成20年度からは子育て支援ホームページ「ちとせ子育てネット」を開設しています。

転入者が多いという当市の特性から、これらの取組は有効な施策として、さらなる内容の充実が求められているほか、最近でのスマートフォンの普及に伴うインターネット環境の変化により、特に子育ての中心世代となる20代から30代において、手軽に「知りたい情報」を即座に入手できる環境や、タイムリーで魅力のある情報発信機能が求められていることから、市民団体との協働による身近な子育て情報を広く発信する「ママからnet.」の運用を始めました。

今後の取組

今後、「千歳市子育てガイド」については、「困ったときに見る」から「普段から使える」ガイドブックをめざし、地図情報を大幅に拡充した「千歳市子育てガイド&おでかけMAP」を作成し発行するほか、「ちとせ子育てネット」については、スマートフォンに対応した見やすさの向上、子育て全般に関わるQ&A形式のコンテンツを設置、「ママからnet.」による子育て情報の発信など、民間や市民の視点・発想を取り入れた魅力的な総合情報の提供に努めます。

④ ちとせ版ネウボラ（こども・妊婦ネウボラ）の充実 ★ (再掲)

これまでの成果と課題

従来より保健センターで実施していた「育児相談」を「こども・妊婦ネウボラ」に変更し、保健センターで妊産婦や子育て中の保護者の相談に応じているほか、市内の子育て支援センターを巡回し、妊産婦や子育て中の保護者が気軽に相談できたり、相互に交流が図れる機会としています。

今後の取組

利用者のニーズに合った相談の機会とし、学童期以降の保護者にも利用してもらえるよう、事業の周知や相談体制を検討していきます。

⑤ 仕事と子育ての両立支援に関する情報提供 ☆ (再掲)

これまでの成果と課題

社会経済情勢の変化や女性の就業率の高まりにより、共働き世帯が増加し、その就労形態も多様化する中で、ライフステージや個々の事情に応じた柔軟性のある働き方の実現が望まれています。

また、少子高齢化の進行や子育てに関わる環境、意識が大きく変化する中、男性を含めた働き方の見直しを行い、労働者が仕事と子育てを両立し、安心して働き続けることができる環境整備が求められています。

既に仕事と生活の調和の促進に積極的に取り組む企業もあり、そのような企業の取組をさらに普及し、社会全体での意識の醸成に寄与していくことが求められています。

今後の取組

仕事と子育てを両立しやすい職場環境の整備を支援するため、育児休業制度や両立支援に関する各種助成制度等、また、職場で共に働く部下やスタッフの仕事と家庭の両立を考慮しつつ、その人のキャリアや人生を応援し、組織でチームとしてまとめ、業績や結果を出す一方、自らも仕事と子育て等の私生活の両立を楽しむ上司「イクボス」の理念を市内の企業等へ普及・啓発し、仕事と子育ての両立に取り組む企業を優良企業としてPRする方策について検討します。

⑥ 「いいお産の日 in ちとせ」の実施 ★ (再掲)

これまでの成果と課題

妊娠・出産期における母体の健康管理や安定した精神状態の確保は胎児への影響も大きいいため、安心して出産に臨めるための支援や、出産後も含め、子育ての不安の解消に向けた支援が必要です。

市は、妊娠相談、妊婦健診のほか、新生児・産婦訪問事業などの取組を実施していますが、妊娠、出産そして子育てに控える妊産婦を地域全体で応援する取組が求められています。

今後の取組

市は、地域全体の取組を図り、市民団体、学生、民生委員児童委員や関係機関などとの協働の企画により、「お産」や「子育て」を通じ、出産や子育てを希望する方、妊娠中、子育て中の方やその家族と一緒に考え、楽しめるイベントとして、毎年11月3日を記念日とする「いいお産の日 in ちとせ」を開催します。

⑦ 「ちとせ子育てコンシェルジュ」の実施 ★ （再掲）

これまでの成果と課題

平成 27 年 4 月からの新制度施行に伴い、子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所等での教育・保育や、一時預かり、学童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所での利用者支援が求められています。

今後の取組

平成 27 年度 4 月から、子育て支援中核施設「ちとせっこセンター」及び「げんきっこセンター」の 2 か所に、「ちとせ子育てコンシェルジュ」を配置し、子育て家庭の「個別ニーズ」の把握を行いながら、新制度の施行に伴い複雑化した教育・保育施設の支給認定等の制度や、当市の多種多様な子育て支援事業の利用にあたっての「情報集約と提供」、「利用者支援」を行います。

⑧ 「転入親子ウエルカム交流ツアー」の実施 ★ （再掲）

これまでの成果と課題

当市において子育て世帯の通算居住年数は短く、アンケート調査の結果では、就学前の子どもがいる世帯のうち、5 年未満の居住が全体の約 35% を占めます。

また、これらの世帯は気軽に相談できる人、特に相談相手としての「隣近所、知人、友人」が少なく、子育て世帯の孤立化につながりやすいことが心配されます。転入してきた子育て世帯を歓迎し、子育ての悩みに寄り添い不安な気持ちを和らげながら、子育て支援サービスや子育て関係機関へとつなげる支援が求められています。

今後の取組

平成 27 年度から、千歳に不慣れな子育て世帯を対象としたバスツアーを年 2 回程度実施します。千歳の街並みや市の子育て支援事業に触れ、①市の子育て支援事業を知ってもらうこと、②親子同士が知り合うきっかけづくり、③転入後間もなく引きこもりがちな乳幼児期の親子を事業の利用につなげることをめざし、取組を進めます。

⑨ 「子育てスキルアップ講座」の実施（再掲）

これまでの成果と課題

暴力を伴ったしつけは、子どもに親への恐怖感を与え、子どもの成長に大きな影響を持つ親子関係にダメージを与え、様々な問題行動の原因になるといわれています。市は、暴力や暴言を使わずに子どもを育てる方法を身につける学習プログラムを用いた講座を開催しています。平成25年度から相談ケースの家庭を対象に個別対応も行っています。

今後の取組

今後も、児童虐待防止対策の一環として、どなったり、たたいたりせずにしつけができる方法の「子育てスキルアップ講座」市民協働団体により実施します。

第 6 章 計画の推進にあたって

第6章 計画の推進にあたって

1 計画の進捗管理

(1) 進捗状況の把握及び評価（子ども・子育て会議の役割）

本計画を実効性のあるものとして推進するためには、計画に基づく施策の進捗状況とともに、計画全体の成果を検証することが重要です。

また、市民の視点に立った成果を把握するため、市民アンケート調査結果をもとに、計画全体の成果指標を設定しています。

これらの検証は、「千歳市子ども・子育て会議」において、その進捗状況を確認・評価していきます。

【計画全体の成果指標の設定】

指標項目	現状値	目標値
千歳市は「子育てがしやすいまち」または「どちらかといえば子育てがしやすいまち」と思う人の割合	40.5% (平成30年度)	50.0% (令和5年度)

※市民アンケート調査結果より成果指標を設定

(2) 需給調整の見直し

施策の実施にあたっては、柔軟で総合的な取組が必要であることから、検証した結果に基づき、必要に応じ改善を図るため、各年度、施策の見直しを行い、計画を修正していきます。

また、5年後の最終年度には、次期計画に向けた見直しの中で、以降の教育・保育の一体的な提供の推進に関する需給調整のあり方について検討します。

2 計画推進に向けた関係機関の役割

計画の推進にあたっては、保育・教育事業に対する市民のニーズに応じていくため、必要なサービスの量の確保・拡大と多様化も含む質の向上の実現をめざしていきます。

このため、市内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、認定こども園・保育所・幼稚園などの子ども・子育て支援事業者、学校、市民などの多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。

3 財政基盤の確立

本計画を推進するためには、それを支える財政基盤の確立が重要となります。

そこで、本計画の推進にあたっては、その費用対効果を十分に見極め、財源の配分と組織の運営を最も効率的・効果的に行っていくよう努めます。

資料

資料編は計画完成時に添付します。

資料編

- 1 計画の策定経緯
- 2 千歳市子ども・子育て会議条例
- 3 千歳市子ども・子育て会議の委員名簿

第2期千歳市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行 千 歳 市

編 集 千歳市こども福祉部こども政策課こども政策係
〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地
電話：0123-24-3131（代表）